

封禪書疏證

吉 本 道 雅

序言

1970年代以降の中國考古學の發展を契機に、中國古代史研究は一變した。史的唯物論の影響のもと、零細な文獻に基づいて秦漢帝國の構造といった過分に巨視的な問題を追求した従來の研究に對し、睡虎地秦簡を嚆矢とする簡牘資料の飛躍的増加に基づき、従來とは比較を絶する緻密な秦史の實態が解明されつつある。

しかしながら、前3世紀半ばの睡虎地秦簡以前の秦の出土文字資料は零細かつ斷片的であり、さらに秦以外の諸國については、戰國楚簡が大量に公刊されつつあるが、文獻がより多く、包山楚簡などの文書も孤立的であることから、秦簡と同じようにただちに歴史研究に活用することはなお困難である。今日の中國古代史、とくに先秦史研究は、前3世紀後半の秦に関する情報が質量ともに壓倒的となった結果、前3世紀前半以前の秦あるいは戰國期を通じた六國に関する情報の貧困が際立ち、それらに對する歴史學分野の研究關心が以前にも増して退潮し、研究の分斷が深刻化しつつある*1。

結局のところ、前3世紀前半以前の秦や、戰國期を通じた六國の歴史に對する認識は、『史記』になお最も大きく依存しているといわざるを得ない。このような視點から、筆者は先に、『史記』の秦史認識が、それ以前、おおむね戰國後期から前漢前期、前3～前2世紀における秦史認識と比較した場合、どのような特徴ないし獨自性を有しているのかを検討した*2。そこでとりわけ注目されたのが、秦始皇本紀・封禪書に見える秦始皇の封禪や方士に關聯する記述が、『史記』に先立つ前漢前期の文獻にほとんど認められないことである。これらに關する記述は、ある意味で、『史記』の秦史認識のもつ

*1 吉本 2021c。

*2 吉本 2021a。

とも獨自性の高い部分であるといえる。

翻って考えるに、簡牘史料の豊富な前3世紀以降についても、『日書』に代表される「卜筮之書*3」が大量に獲得されたことによって、封禪書に描かれた祭祀の個々の側面に對する緻密な研究が可能になりつつある。しかしながら、それらの研究から國家祭祀の歴史的推移を復元するといった包括的な作業は十分には展開していない。何より、秦始皇帝や秦の國制に関する「大きな物語」が、やはり『史記』の記述に無自覺的に規定されているからである

このような批判的見地に立って、本稿は封禪書の史料學的分析を試みる。従来、封禪書は秦・前漢の國家祭祀や國制イデオロギー研究の材料として用いられてきた。津田左右吉「漢代政治思想の一面」(1926)・「前漢の儒教と陰陽說」(1930*4)や顧頡剛「五德終始說下的政治和歴史」(1935)および錢穆「評五德終始說下的政治和歴史」(1935)が研究の基本的な枠組みを示したとあってよい。これらの先驅的研究において、封禪書はもっとも基本的な材料であり、翻って、これらの研究は、封禪書の記述に對する理解を今日もなお基底的な部分で規定している*5。しかしながら、『史記』の史料學という視點で、封禪書を全面的に扱った研究は寡聞にして知らない。封禪書やそれをほぼ全面的に引用する『漢書』郊祀志については、『史記』『漢書』の注釋や譯注が枚舉の暇無く、とくに『漢書』郊祀志については、狩野直禎・西脇常記『漢書郊祀志』(1987)がある。参照價値は高いが、封禪書の原資料といった史料學的關心に十全に應えるものではない。

本稿では秦關係の記述に分析の重點を置くが、秦史に直接關聯する部分だけを抽出

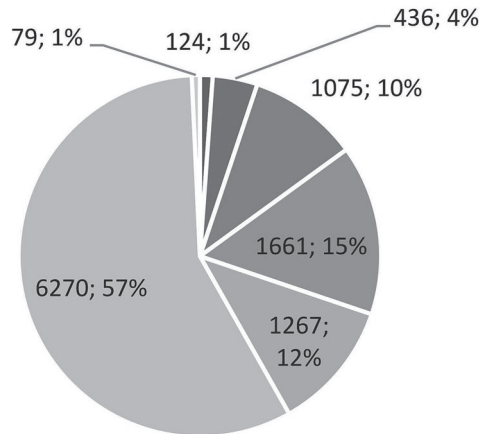
*3 『史記』秦始皇本紀 / 三十五年 (212BC) 「丞相臣斯昧死言、古者天下散亂、莫之能一、是以諸侯竝作、語皆道古以害今、飾虛言以亂實、人善其所私學、以非上之所建立。今皇帝并有天下、別黑白而定一尊。私學而相與非法教、人聞令下、則各以其學議之、入則心非、出則巷議、夸主以爲名、異取以爲高、率群下以造謗。如此弗禁、則主勢降乎上、黨與成乎下。禁之便。臣請史官非秦記皆燒之。非博士官所職、天下敢有藏詩・書・百家語者、悉詣守・尉雜燒之。有敢偶語詩書者棄市。以古非今者族。吏見知不舉者與同罪。令下三十日不燒、黥爲城旦。所不去者、醫藥卜筮種樹之書。若欲有學法令、以吏爲師。」

*4 とともに津田 1950 ついで津田 1965 收録。

*5 以後の關聯研究を包括的に論ずることは、とりわけ漢代の國家祭祀や陰陽五行思想の研究史そのものの整理に等しい。別稿に委ねたい。先行研究の個別的論點に對する批判は、あまり生産的な作業ともいえないので基本的に控えることとする。

して扱うことは避ける。封禪書の記述を全面的に検討することで、はじめて秦史に關聯する記述の獨自性も理解できるからである。今回は武帝期以前の部分に關する作業を提示する。封禪書 10,912 字のうち、4,563 字であり、封禪書の 42% に當たる。あわせて、秦始皇本紀の關聯部分についても分析を行う。また、必要に應じて、武帝期の記述にも言及することとする。

封禪書時代別字數



■ 序 ■ 上古三代 ■ 春秋戰國 ■ 統一秦 ■ 高祖至景帝 ■ 武帝 ■ 太史公曰

一 序

自古受命帝王 [1]、曷嘗不 [2] 封禪 [3]。蓋有無其應而用事者矣、未有睹符瑞 [4] 見而不臻乎泰山者也。雖受命而功不至 [5]、至梁父矣而德不洽、洽矣而日有不暇給、是以即事用希。傳曰、「三年不爲禮、禮必廢。三年不爲樂、樂必壞 [6]。」每世之隆、則封禪答焉、及衰而息。厥曠遠者千有餘載、近者數百載、故其儀闕然堙滅 [7]、其詳不可得而記聞云 [8]。

[1] 自古受命帝王 『史記』外戚世家「自古受命帝王及繼體守文之君、非獨內德茂也、蓋亦有外戚之助焉。」

[2] 曷嘗不 先秦文獻の用例は『莊子』外篇 / 胠篋「闔四竟之内、所以立宗廟社稷、治邑屋州閭鄉曲者、曷嘗不法聖人哉」のみ。『史記』天官書「太史公曰、自初生民以來、

世主曷嘗不曆日月星辰。」

[3] 封禪*6 「封禪」の成語は『管子』封禪篇に初見し、「受命」と「封禪」を關聯づけることも同篇「皆受命然後得封禪」に見える。詳細は後述する。なお、『續漢書』祭祀志上注に引く『莊子』佚文に

莊子曰、「易姓而王、封於泰山、禪於梁父者、七十有二代。其有形兆垠堦勒石、凡千八百餘處。」

とある。『管子』封禪篇に共通する内容であったことが窺われる*7。『莊子』現行本は三十三篇だが、『漢書』藝文志 / 諸子 / 道家には「莊子五十二篇。(名周、宋人。)」とあり、前漢末以降、十九篇が佚したことを知る。これにつき『經典釋文』序録

漢書藝文志、莊子五十二篇、即司馬彪・孟氏所注是也。言多詭誕、或似山海經、或類占夢書、故注者以意去、取其內篇、衆家竝同、自餘或有外而無雜。唯子玄所注、特會莊生之旨、故爲世所貴、徐仙民・李弘範作音、皆依郭本、以郭爲主。

は西晉以後の注家が「詭誕」なものを削除したとする。佚文の「易姓」は、『春秋繁露』堯舜不擅移湯武不專殺「故封泰山之上、禪梁父之下、易姓而王、德如堯舜者、七十二人」に初見し、この佚篇が前漢以降、莊子後學によって作成されたことを知る。削除された所以であろう。

なお名山に對する祭祀としての「封」は『書』舜典「封十有二山*8」・『管子』地數「苟山之見其榮者、君謹封而祭之」に見え、「禪」は、『書』金縢「爲三壇同墀」(傳「壇築土、墀除地、大除地、於中爲三壇」)・『禮記』祭法「置都立邑設廟祫壇墀而祭之」(注「封

*6 封禪に關する古典的な研究としては、福永 1954 (福永 1987 收録) がある。

*7 馬敘倫 1930。なお、『北堂書鈔』卷九十一 / 禮儀部十二 / 封禪二十九に「莊子李奇注曰、云云山在梁父東也」とある。李奇は顏師古「漢書敘例」に「李奇、南陽人」と見えるが、『莊子』に注したことは見えない。『史記集解』封禪書に「服虔曰、古之王者、在伏羲前、見莊子。」「李奇曰、云云山在梁父東。」とあり、『北堂書鈔』が前條最後の「莊子」を後條に誤って繋いだものであろう。後條は、『漢書』郊祀志に對する李奇注を引いたものと思われるが、『漢書』郊祀志顏師古注には引かれていない。

*8 後述の如く、僞古文本舜典は、本來、堯典の後半に當たる。陳夢家「堯典爲秦官本尚書說」(1947) (「堯典爲秦官本尚書考」と改題、陳夢家 1957 に收録) は、舜典「咨汝二十有二人」が禹・棄・契・皋陶・垂・益・伯夷・夔・龍の九人および四岳に九牧を數えたものであり、「咨十有二牧」に對應する「封十有二山」は、封禪書に見える始皇帝時代の「自穀以東、名山五」「自華以西、名山七」に基づき「封九山」を改めたものとする。この事實は逆に、始皇帝以前に名山に對する祭祀を「封」と稱する言説が存在したことを示唆するものとなる。

土曰壇、除地曰墀」)の「墀」に当たる。

[4] 符瑞 先秦文献の用例は『管子』水地「是以人主貴之、藏以爲寶、剖以爲符瑞、九德出焉」のみ。前漢前期の用例としては、『新語』術事「周公與堯・舜合符瑞」・『新書』服疑「是以高下異、…則符瑞異」・『史記』司馬相如列傳 / 封禪文「欽哉、符瑞臻茲、猶以爲薄、不敢道封禪」「陛下仁育群生、義征不慍、諸夏樂貢、百蠻執贄、德侔往初、功無與二、休烈浹洽、符瑞眾變、期應紹至、不特創見」があり、また『春秋繁露』に符瑞篇がある。

[5] 功不至 『孟子』梁惠王上「今恩足以禽獸、而功不至於百姓者、獨何與。」

[6] 傳曰 『論語』陽貨「宰我問、「三年之喪、期已久矣。君子三年不爲禮、禮必壞。三年不爲樂、樂必崩。舊穀既沒、新穀既升、鑽燧改火、期可已矣。」子曰、「食夫稻、衣夫錦、於女安乎。」曰、「安。」「女安則爲之。夫君子之居喪、食旨不甘、聞樂不樂、居處不安、故不爲也。今女安、則爲之。」宰我出。子曰、「予之不仁也。子生三年、然後免於父母之懷。夫三年之喪、天下之通喪也。予也、有三年之愛於其父母乎。」]

李將軍列傳「傳曰「其身正、不令而行。其身不正、雖令不從」は『論語』子路を同じく「傳」として引用している。『禮記』坊記「論語曰、三年無改於父之道、可謂孝矣*9)に見えるように、『論語』の書名は前5世紀末にはすでに存在していた*10。仲尼弟子列傳「太史公曰、…余以弟子名姓文字悉取論語弟子問并次爲篇」に見えるように、『史記』も『論語』の書名を用いているが*11、「論語曰」の如く『論語』の書名を明示した引用は認められない。

[7] 堙滅 『史記』司馬相如列傳 / 封禪文「紛綸歲蕤、堙滅而不稱者、不可勝數也。」

[8] 其詳不可得而記聞云 『孟子』萬章下「北宮錡問曰、「周室班爵祿也、如之何。」孟子曰、「其詳不可得聞也。…。」」・『史記』司馬相如列傳 / 難蜀父老文「其詳不可得聞已。」・封禪文「軒轅之前、遐哉邈乎、其詳不可得聞也。」・外戚世家「秦以前尚略矣、

*9 『論語』學而「子曰、「父在、觀其志。父沒、觀其行。三年無改於父之道、可謂孝矣。」]

*10 『禮記』坊記・中庸・表記・緇衣は、『漢書』藝文志 / 諸子 / 儒家「子思二十三篇。(名伋、孔子孫、爲魯繆公師。)」に見える『子思』の佚篇である。『子思』については、吉本1995・2005を見よ。

*11 『論衡』正説「初、孔子孫孔安國以教魯人扶卿、官至荊州刺史、始曰論語」は『論語』の書名を前漢後期の扶卿に始まるものとする。

其詳靡得而記焉。」

二 上古三代

尚書曰、舜在璇璣玉衡、以齊七政。遂類于上帝、禋于六宗、望山川、遍群神。輯五瑞、擇吉月日、見四嶽諸牧、還瑞。歲二月、東巡狩、至于岱宗。岱宗、泰山也。柴、望秩于山川。遂覲東后。東后者、諸侯也。合時月正日、同律度量衡、修五禮、五玉三帛二生一死贄。五月、巡狩至南嶽。南嶽、衡山也。八月、巡狩至西嶽。西嶽、華山也。十一月、巡狩至北嶽。北嶽、恆山也。皆如岱宗之禮。中嶽、嵩高也。五載一巡狩 [1]。

[1] 尚書 『書』 舜典に見える。偽古文本舜典は今文本堯典の後半に当たる*12。封禪書は岱宗・南嶽・西嶽・北嶽に泰山・衡山・華山・恆山を注記し、さらに「中嶽、嵩高也」を加える*13。

『書』 舜典	封禪書
舜讓于德、弗嗣。正月上日、受終于文祖。在璿璣玉衡、以齊七政。肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、盡于群神。輯五瑞、既月、乃日覲四岳群牧、班瑞于群后。歲二月、東巡守、至于岱宗、柴望秩于山川、肆覲東后。協時月正日、同律度量衡、修五禮五玉三帛二生一死贄、如五器、卒乃復。五月南巡守、至于南岳、如岱禮。八月西巡守、至于西岳、如初。十有一月朔巡守、至于北岳、如西禮。歸格于藝祖、用特。五載一巡守、群后四朝。	舜 在璿璣玉衡、以齊七政。遂類于上帝、禋于六宗、望山川、遍群神。輯五瑞、擇吉月日、見四嶽諸牧、還瑞。 歲二月、東巡狩、至于岱宗。 <u>岱宗、泰山也。</u> 柴、望秩于山川。遂覲東后。 <u>東后者、諸侯也。</u> 合時月正日、同律度量衡、修五禮五玉三帛二生一死贄。 五月、巡狩至南嶽。 <u>南嶽、衡山也。</u> 八月、巡狩至西嶽。 <u>西嶽、華山也。</u> 十一月、巡狩至北嶽。 <u>北嶽、恆山也。</u> 皆如岱宗之禮。 <u>中嶽、嵩高也。</u> 五載一巡狩。

*12 『經典釋文』序錄「江左中興、元帝時、豫章內史枚賾奏上孔傳古文尚書。亡舜典一篇。購不能得。乃取王肅注堯典從齊微五典以下、分爲舜典篇、以續之。學徒遂盛。」

*13 『公羊』隱八何休注「歲二月、東巡守、至于岱宗、柴、望秩于山川、遂覲東后、協時月正日、同律度量衡、脩五禮、五玉、三帛、二生、一死、贄、如五器、卒乃復。五月南巡守、至于南嶽、如岱禮。八月西巡狩、至于西嶽、如初。十有一月朔巡守、至于北嶽、如西禮。還至嵩如初禮。歸、格于禰祖、用特」の「還至嵩如初禮」は偽古文舜典に見えない。

これらの注記は『詩』大雅 / 崧高「崧高維嶽、駿極於天。維嶽降神、生甫及申」（毛傳「崧、高貌。山大而高曰崧。嶽、四嶽也。東嶽岱、南嶽衡、西嶽華、北嶽恆」）・『爾雅』釋山「泰山爲東嶽、華山爲西嶽、霍山爲南嶽、恆山爲北嶽、嵩高爲中嶽」などに基づくものである。

『漢書』地理志には、泰山郡「博、有泰山廟。岱山在西北、（求山上）〔兗州山〕」・長沙國「湘南、禹貢衡山在東南、荊州山」・京兆尹「華陰、…太華山在南、有祠、豫州山」・常山郡「上曲陽、恆山北谷在西北。有祠。并州山」・潁川郡「密高、武帝置、以奉太室山、是爲中岳。有太室、少室山廟。古文以崇高爲外方山也」に見える。

指摘すべきは「恆山」が「恆」を避諱していないことである。封禪書下文（元狩三年 120BC）では「常山」は、「常山王有罪、遷、天子封其弟於眞定、以續先王祀、而以常山爲郡^{*14}」で用いられるだけで、他はみな「恆山」を用いる^{*15}。『禮記』曲禮上「詩書不諱、臨文不諱、廟中不諱」の如く、避諱には例外規定があり、祭祀対象としての「恆山」は避諱の対象外だったということであろう。

禹遵之。後十四世 [1]、至帝孔甲、淫德好神、神瀆、二龍去之 [2]。其後三世 [3]、湯伐桀、欲遷夏社、不可、作夏社 [4]。後八世 [5]、至帝太戊 [6]、有桑穀生於廷、一暮大拱、懼。伊陟曰、「妖不勝德。」太戊修德、桑穀死。伊陟贊巫咸 [7]、巫咸之興自此始。後十四世 [8]、帝武丁 [9] 得傳說爲相、殷復興焉、稱高宗 [10]。有雉登鼎耳雊 [11]、武丁懼。祖己曰、「修德。」武丁從之、位以永寧 [12]。後五世 [13]、帝武乙慢神而震死 [14]。後三世 [15]、帝紂 [16] 淫亂、武王伐之。由此觀之、始未嘗不肅祗 [17]、後稍怠慢也 [18]。

[1] 後十四世 三代世表は夏王朝につき、1 帝禹・2 帝啓・3 帝太康・4 帝仲康・5 帝相・6 帝少康・7 帝予・8 帝槐・9 帝芒・10 帝泄・11 帝不降・12 帝扃・13 帝廑・14 帝孔甲・15 帝皋・16 帝發・17 帝履癸の 17 欄を設ける。1 禹～14 帝孔甲で「十四世」

*14 『漢書』諸侯王表「常山憲王舜 景帝子。中五年（145BC）三月丁巳立、三十二年薨。元鼎三年（114BC）、王勃嗣、坐憲王喪服姦、廢徙房陵。」

*15 その他、『史記』天官書「壬・癸、恆山以北」「恆山之北、氣下黑下青」も専ら「恆山」を用いる。なお、張儀列傳「今上客幸教之、請西面而事秦、獻恆山之尾五城」は、『戰國策』燕策一「今大客幸而教之、請奉社稷西面而事秦、獻常山之尾五城」に對應するが、『戰國策』が「常山」を用いるのに対し、張儀列傳は避諱を失念している。

となる。『漢書』郊祀志は、「十三世」に作り、2 帝啟～14 帝孔甲を数えている。

[2] 帝孔甲 孔甲と二龍について、夏本紀は『左傳』昭二十九に取材する。

『左傳』昭二十九	夏本紀
<p>及有夏孔甲、擾于有帝、</p> <p>帝賜之乘龍、河・漢各二、各有雌雄。</p> <p>孔甲不能食、而未獲豢龍氏。有陶唐氏既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、能飲食之。夏后嘉之、賜氏曰御龍、以更豕韋之後。龍一雌死、潛醢以食夏后。夏后饗之、既而使求之。懼而遷于魯縣、范氏其後也。</p>	<p>帝孔甲立、好方鬼神、事淫亂。夏后氏德衰、諸侯畔之。</p> <p>天降龍二、有雌雄、</p> <p>孔甲不能食、未得豢龍氏。陶唐既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲。孔甲賜之姓曰御龍氏、</p> <p>受豕韋之後。龍一雌死、以食夏后。</p> <p>夏后使求、懼而遷去。</p>

一方、三代世表「帝孔甲、不降子。好鬼神、淫亂不好德、二龍去」は封禪書とほぼ同じ内容を記す。『史記索隱』において如淳が指摘するように、『國語』鄭語

夏之衰也、喪人之神化爲二龍、以同于王庭、而言曰、「余、喪之二君也。」夏后卜殺之與去之與止之、莫吉。卜請其禱而藏之、吉。乃布幣焉而策告之、龍亡而禱在、積而藏之、傳郊之。

を用いたものであろう。鄭語には「夏后」とあるのみだが、『左傳』に據って孔甲に附會したものである。封禪書・三代世表が夏本紀とは獨自に孔甲に關する記述を作成したことを示す。

[3] 其後三世 15 帝皋・16 帝發・17 帝履癸を数えたものである。『漢書』郊祀志は「十三世」に作るが、齊召南『前漢書考證』が指摘するように、「十」は衍字である。

[4] 湯 殷本紀「湯既勝夏、欲遷其社、不可、作夏社」は『書序』「湯既勝夏、欲遷其社、不可。作夏社・疑至・臣扈」に據る。

[5] 後八世 三代世表は殷王朝につき、1 殷湯・2 帝外丙・3 帝仲壬・4 帝太甲・5 帝沃丁・6 帝太庚・7 帝小甲・8 帝雍己・9 帝太戊・10 帝中丁・11 帝外壬・12 帝河亶甲・13 帝祖乙・14 帝祖辛・15 帝沃甲・16 帝祖丁・17 帝南庚・18 帝陽甲・19 帝盤庚・20 帝小辛・21 帝小乙・22 帝武丁・23 帝祖庚・24 帝甲・25 帝廩辛・26 帝庚丁・27 帝武乙・28 帝太丁・29 帝乙・30 帝辛の30 欄を設ける。「八世」は2 帝外丙～9 帝太戊を数え

たものである。

[6] 帝太戊 三代世表は「帝太戊、雍己弟。以桑穀生、稱中宗」に作る。

殷本紀は『書序』に取材するものの独自の記述を含む。

『書序』	殷本紀
伊陟相大戊、亳有祥、桑穀共生於朝。 伊陟贊于巫咸、作咸 又四篇。太戊贊于伊陟、 作伊陟・原命。	帝太戊立伊陟爲相。亳有祥桑穀共生於朝、 一暮大拱。帝太戊懼、問伊陟。伊陟曰、「臣 聞妖不勝德、帝之政其有闕與。帝其修德。」 太戊從之、而祥桑枯死而去。 伊陟贊言于巫咸。巫咸治王家有成、作咸 艾、作太戊。帝太戊贊伊陟于廟、言弗臣、 伊陟讓、作原命。 殷復興、諸侯歸之、故稱中宗。

封禪書は殷本紀を節略したような記述になっている。同じ逸話を、

故成湯之時、有穀生於庭、昏而生、比旦而大拱、其吏請卜其故。湯退卜者曰、「吾聞祥者福之先者也、見祥而爲不善則福不至。妖者禍之先者也。見妖而爲善則禍不至。」於是早朝晏退、問疾弔喪、務鎮撫百姓、三日而穀亡、故禍兮福之所倚、福兮禍之所伏、聖人所獨見、眾人焉知其極。（『呂氏春秋』制樂）

有殷之時、穀生湯之廷、三日而大拱。湯問伊尹曰、「何物也。」對曰、「穀樹也。」湯問、「何爲而生於此。」伊尹曰、「穀之出澤、野物也、今生天子之庭、殆不吉也。」湯曰、「奈何。」伊尹曰、「臣聞、妖者、禍之先、祥者、福之先。見妖而爲善、則禍不至、見祥而爲不善、則福不臻」湯乃齋戒靜處、夙興夜寐、弔死問疾、赦過賑窮、七日而穀亡、妖孽不見、國家昌。詩曰、「畏天之威、于時保之。」（『韓詩外傳』卷三）

は湯に、

武丁之時、桑穀俱生於朝、七日而大拱。武丁召其相而問焉、其相曰、「吾雖知之、吾不能言也。」問諸祖己、曰、「桑穀野草也、野草生於朝、亡乎。」武丁懼、側身修行、思昔先王之政、興滅國、繼絕世、舉逸民、明養老之禮、重譯來朝者六國。（『尚書大傳』*16 高宗彤日）

は武丁に關聯づける。「妖」は『呂氏春秋』・『韓詩外傳』に見え、「七日而大拱」は『尚

*16 『尚書大傳』は皮錫瑞『尚書大傳疏證』に據る。

書大傳』に見え、「修徳」は封禪書下文「祖己曰、「修徳。」」に見える。中宗は、『書』無逸「昔在殷王中宗、嚴恭寅畏天命、自度、治民祇懼、不敢荒寧。肆中宗之享國、七十有五年」・『詩序』商頌 / 烈祖「烈祖、祀中宗也」に見える。

[7] 巫咸 巫咸を太戊の臣とすることは、『書』君奭「在太戊、時則有若伊陟・臣扈、格于上帝、巫咸又王家」に見える。

『史記』曆書「昔之傳天數者、…殷商、巫咸」には「傳天數者」として見え、『莊子』外篇 / 天運

巫咸詔曰、「來。吾語女。天有六極五常、帝王順之則治、逆之則凶。九洛之事、治成徳備、監照下土、天下戴之、此謂上皇。」

の巫咸も「傳天數者」に当たる。

『呂氏春秋』勿躬「…巫咸作筮、此二十官者、聖人之所以治天下也」では五帝の時代に想定されており、『世本』作篇（荊泮林輯本）^{*17}

巫咸初作醫。〈『玉海』卷六十三 / 藝文 / 藝術〉

巫咸、堯臣也、以鴻術爲帝堯之醫。〈『太平御覽』卷七百二十一 / 方術部二 / 醫一〉

巫咸作筮。〈『周禮』春官 / 龜人注・『初學記』卷二十 / 政理部 / 卜第八・『玉海』卷六十三 / 藝文 / 藝術・卷一百二十五 / 官制 / 周卜正〉

巫咸作鼓。〈『玉海』卷一百十 / 音樂 / 樂器〉

は、巫咸を堯のもとに列している。また、『説文解字』卷五 / 巫「古者巫咸初作巫」につき、段玉裁は「蓋出世本作篇」と注する。

筮に關聯するものとして、『周禮』春官 / 筮人「九筮之名、…二曰巫咸、…」には「九筮」の一つとして「巫咸」が見える

さらに、本來は神格であって、312BC の秦楚開戦に關わる詛楚文^{*18}には、大沈厥湫・亞駝と並んで巫咸が祈禱の對象となっており、『楚辭』（屈原）離騷「巫咸將夕降兮、懷椒糈而要之」でも神格であり、『山海經』^{*19}

巫咸國在女丑北、右手操青蛇、左手操赤蛇、在登葆山、群巫所從上下也。（海外

*17 「『玉海』六十三」→「『玉海』卷六十三 / 藝文 / 藝術」の如く、出典の記述を加筆する。

*18 王輝・王偉 2014。

*19 『山海經』については、吉本 2007b を見よ。

西經)

有靈山、巫咸・巫即・巫盼・巫彭・巫姑・巫眞・巫禮・巫抵・巫謝・巫羅十巫、
從此升降、百藥爰在。(大荒西經)

には「巫咸國」や巫咸ら十巫の住まう「靈山」が見える。『淮南子』墜形訓にも「昆吾丘在南方。軒轅丘在西方。巫咸在其北方、立登保之山。暘谷、搏桑在東方」と見える。なお『漢書』地理志 / 河東郡には「安邑、巫咸山在南」とある。

[8] 十四世 9 帝太戊～22 帝武丁で「十四世」となる。『漢書』郊祀志の「十三世」は、10 帝中丁～22 帝武丁を数えたものとなる。

[9] 帝武丁 殷本紀

武丁夜夢得聖人、名曰說。以夢所見視群臣百吏、皆非也。於是迺使百工營求之野、得說於傅險中。是時說爲胥靡、築於傅險。見於武丁、武丁曰是也。得而與之語、果聖人、舉以爲相、殷國大治。故遂以傅險姓之、號曰傅說。

は、『書序』說命「高宗夢得說、使百工營求諸野、得諸傅巖、作說命三篇」に據る*20。

[10] 殷復興焉稱高宗 「高宗」は、『書』無逸

其在高宗、時舊勞于外、爰暨小人。作其即位、乃或亮陰、三年不言。其惟不言、言乃雍、不敢荒寧。嘉靖殷邦、至于小大、無時或怨。肆高宗之享國、五十有九年。

および『書序』說命(上掲)・高宗彤日「高宗祭成湯、有飛雉升鼎耳而雊、祖己訓諸王、作高宗彤日・高宗之訓」・『詩序』商頌 / 玄鳥「玄鳥、祀高宗也」・殷武「殷武、祀高宗也」・『易』既濟「九三、高宗伐鬼方、三年克之、小人勿用」・『論語』憲問

子張曰、「書云、「高宗諒陰、三年不言。」何謂也。」子曰、「何必高宗、古之人皆然。君薨、百官總己以聽於冢宰、三年。」

に見える。

子云、「君子弛其親之過、而敬其美。論語曰、「三年無改於父之道、可謂孝矣。」

*20 『國語』楚語下「昔殷武丁能聳其德、至於神明、以入於河、自河徂亳、於是乎三年、默以思道。卿士患之、曰、「王言以出令也、若不言、是無所稟令也。」武丁於是作書、曰、「以余正四方、余恐德之不類、茲故不言。」如是而又使以象夢旁求四方之賢、得傅說以來、升以爲公、而使朝夕規諫、曰、「若金、用女作礪。若津水、用女作舟。若天旱、用女作霖雨。啟乃心、沃朕心。若藥不瞑眩、厥疾不瘳。若跣不視地、厥足用傷。」若武丁之神明也、其聖之睿廣也、其智之不疾也、猶自謂未父、故三年默以思道。既得道、猶不敢專制、使以象旁求聖人。既得以爲輔、又恐其荒失遺忘、故使朝夕規誨箴諫、曰、「必交修余、無余棄也。」には「夢」が見える。

高宗云、「三年其惟不言、言乃謹。」(『禮記』坊記)

子張問曰、「書云、「高宗三年不言、言乃謹。」有諸。」仲尼曰、「胡爲其不然也。古者天子崩、王世子聽於冢宰三年。」(檀弓下)

書曰、「高宗諒闇、三年不言。」善之也。王者莫不行此禮、何以獨善之也。曰、高宗者、武丁。武丁者、殷之賢王也。繼世即位、而慈良於喪。當此之時、殷衰而復興、禮廢而復起、故善之。善之、故載之書中而高之、故謂之高宗。三年之喪、君不言。書云、「高宗諒闇、三年不言。」此之謂也。(喪服四制)

は『論語』を踏まえる。「殷復興」は喪服四制「殷衰而復興」に據る。

殷本紀には「帝武丁崩、子帝祖庚立。祖己嘉武丁之以祥雉爲德、立其廟爲高宗、遂作高宗彤日及訓」と見える。

[11] 有雉登鼎耳 『書序』高宗彤日(上掲)に見える。殷本紀は『書』高宗彤日に據る。三代世表は「帝武丁。雉升鼎耳雉。得傳說。稱高宗」に作る。

『書』高宗彤日	殷本紀
高宗彤日、越有雉雉。 祖己曰、「惟先格王、正厥事。」 乃訓于王。曰、「惟天監下民、典厥義。 降年有永有不永、非天天民、民中絕命。 民有不若德、不聽罪。天既孚命正厥德。 乃曰、「其如台。」嗚呼、王司敬民、 罔非天胤、典祀無豐于昵。	帝武丁祭成湯、明日、有飛雉登鼎耳而鳴、 武丁懼。祖己曰、「王勿憂、先修政事。」 祖己乃訓王曰、「唯天監下典厥義、 降年有永有不永、非天天民、中絕其命。 民有不若德、不聽罪、天既附命正厥德、 乃曰其奈何。嗚呼。王嗣敬民、 罔非天繼、常祀毋禮于棄道。」 武丁修政行德、天下咸驩、殷道復興。

[12] 位以永寧 『史記』高祖功臣侯者年表「封爵之誓曰、使河如帶、泰山若厲。國以永寧、爰及苗裔。」

[13] 後五世 23 帝祖庚～27 帝武乙を数えたものである。

[14] 帝武乙 殷本紀に「帝武乙無道、爲偶人、謂之天神。與之博、令人爲行。天神不勝、乃僂辱之。爲革囊、盛血、叩而射之、命曰「射天」。武乙獵於河渭之間、暴雷、武乙震死」とあり、三代世表は「帝武乙。慢神震死」に作る。

[15] 後三世 28 帝太丁・29 帝乙・30 帝辛を数えたものである。

[16] 帝紂 殷本紀「紂愈淫亂不止。」・宋世家「紂既立、不明、淫亂於政。」

[17] 肅祇 『史記』司馬相如列傳 / 封禪文「是以湯武至尊嚴、不失肅祇。舜在假典、顧省厥遺、此之謂也。」

[18] 後稍怠慢 封禪書下文（元封二年 109BC）「昔東甌王敬鬼、壽百六十歲。後世怠慢、故衰耗。」

周官曰 [1]、冬至 [2]、祀天於南郊 [3]、迎長日之至 [4]。夏日至、祭地祇。皆用樂舞、而神乃可得而禮也。天子祭天下名山大川 [5]、五嶽視三公、四瀆視諸侯、諸侯祭其疆內名山大川。四瀆者、江・河・淮・濟也 [6]。天子曰明堂・辟雍、諸侯曰泮宮 [7]。周公既相成王、郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂以配上帝 [8]。自禹興而修社祀、后稷稼穡、故有稷祠 [9]、郊社所從來尚矣 [10]。

[1] 周官*²¹ 今日の『周禮』である。『漢書』藝文志 / 六藝 / 禮「周官經六篇。（王莽時劉歆置博士。）周官傳四篇」では『周官』と稱する。『隋書』經籍志一 / 經 / 禮では『周官禮』と稱する。『周禮』の稱謂は、『舊唐書』經籍志上 / 甲部經錄 / 禮類「周禮義疏四十卷（沈重撰）。周禮疏五十卷（賈公彥撰）。周禮義決三卷（王玄度撰）」と唐代以降、一般化する。『漢書』景十三王傳

河間獻王德以孝景前二年立、修學好古、實事求是。從民得善書、必爲好寫與之、留其眞、加金帛賜以招之。繇是四方道術之人不遠千里、或有先祖舊書、多奉以奏獻王者、故得書多、與漢朝等。是時、淮南王安亦好書、所招致率多浮辯。獻王所得書皆古文先秦舊書、周官・尚書・禮・禮記・孟子・老子之屬、皆經傳說記、七十子之徒所論。其學舉六藝、立毛氏詩・左氏春秋博士。修禮樂、被服儒術、造次必於儒者。山東諸儒（者）〔多〕從而游。

には河間獻王（155-130BC*²² 在位）が「周官」を得たことが見え、封禪書下文（元封元年 110BC）

自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪。封禪用希曠絕、莫知其儀禮、而群儒采封禪尚書・周官・王制之望祀射牛事。

に封禪の儀禮制定に「周官」が参照されたことが見える。

*²¹ 『周禮』の成書については、吉本 2004 を見よ。

*²² 『漢書』諸侯王表「河間獻王德 景帝子。（景帝）二年（155BC）三月甲寅立、二十六年（元光五年 130BC）薨。」

[2] 冬日至 『周禮』春官 / 大司樂「乃奏黃鍾、歌大呂、舞雲門、以祀天神。乃奏大蕤、歌應鍾、舞咸池、以祭地示。…凡樂、圜鍾爲宮、黃鍾爲角、大蕤爲徵、姑洗爲羽、鼗鼓鼗鞀、孤竹之管、雲和之琴瑟、雲門之舞、冬日至、於地上之圜丘奏之、若樂六變、則天神皆降、可得而禮矣。凡樂、函鍾爲宮、大蕤爲角、姑洗爲徵、南呂爲羽、靈鼓靈鼗、孫竹之管、空桑之琴瑟、咸池之舞、夏日至、於澤中之方丘奏之、若樂八變、則地示皆出、可得而禮矣。」・春官 / 神仕「凡以神仕者、掌三辰之法、以猶鬼神、示之居、辨其名物。以冬日至、致天神人鬼、以夏日至、致地示物彪、以禴國之凶荒・民之札喪。」

[3] 祀天於南郊 『大戴禮』朝事に「率而祀天於南郊、配以先祖、所以教民報德、不忘本也」とある。封禪書は圜丘を南郊とする。『禮記正義』郊特牲「先儒說郊、其義有二、案聖證論以天體無二、郊即圓丘、圓丘即郊。鄭氏以爲天有六天、丘・郊各異」と、鄭玄が圓丘・南郊を別とするのを除けば、一般には圓丘即南郊とされる。『漢書』郊祀志は『周禮』の圜丘を南郊に置換することの繁を嫌ったためか、「周官」以下の一節を除く。

[4] 迎長日之至 『禮記』郊特牲「郊之祭也、迎長日之至也。」

[5] 天子祭天下名山大川 『禮記』王制「天子祭天下名山大川、五嶽視三公、四瀆視諸侯、諸侯祭名山大川之在其地者。」

[6] 四瀆者江河淮濟也 『爾雅』釋水「江河淮濟爲四瀆。」

[7] 天子曰明堂辟雍諸侯曰泮宮 『禮記』王制に「天子曰辟廡、諸侯曰泮宮」とある。明堂・辟雍を連ねることは、『大戴禮』明堂「明堂者、所以明諸侯尊卑。外水曰辟雍」に見える。

明堂は、封禪書下文

(建元元年 140BC) 趙綰・王臧等以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯。

(元封元年 110BC) 天子從禪還、坐明堂、群臣更上壽。

(元封五年 106BC) 初、天子封泰山、泰山東北陞古時有明堂處、處險不敞。上欲治明堂奉高旁、未曉其制度。濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖。明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水、圓宮垣爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之入、以拜祠上帝焉。於是上令奉高作明堂汶上、如帶圖。及五年脩封、則祠太一、五帝於明堂上坐、令高皇帝祠坐對之。祠后土於下房、以二十太牢。天子從昆侖道入、

始拜明堂如郊禮。禮畢、燎堂下。而上又上泰山、自有祕祠其巔。而泰山下祠五帝、各如其方、黃帝并赤帝、而有司侍祠焉。山上舉火、下悉應之。

(太初元年 104BC) 其後二歲、十一月甲子朔旦冬至、推曆者以本統。天子親至泰山、以十一月甲子朔旦冬至日祠上帝明堂、毋脩封禪。

に見える。

『漢書』武帝紀「(元封元年 110BC) 夏四月癸卯、上還、登封泰山、降坐明堂。… (二年 109BC) 秋、作明堂于泰山下」・地理志 / 泰山郡「奉高、有明堂、在西南四里、武帝元封二年造。有工官」に據れば、明堂の竣工は元封二年である。元封元年の明堂は、「古時有明堂處」を指すものであろう。

明堂が前 4 世紀末に實在したことは、『孟子』梁惠王下*23

齊宣王問曰、「人皆謂我毀明堂。毀諸。已乎。」孟子對曰、「夫明堂者、王者之堂也。王欲行王政、則勿毀之矣。」

に確認される。「古時有明堂處」とは齊宣王 (319-301BC*24) の時の明堂の遺構かもしれない。

禮説においては、

昔者周公朝諸侯于明堂之位、天子負斧依、南鄉而立。三公、中階之前、北面東上。諸侯之位、阼階之東、西面北上。諸伯之國、西階之西、東面北上。諸子之國、門東、北面東上。諸男之國、門西、北面東上。九夷之國、東門之外、西面北上。八蠻之國、南門之外、北面東上。六戎之國、西門之外、東面南上。五狄之國、北門之外、南面東上。九采之國、應門之外、北面東上。四塞、世告至、此周公明堂之位也。明堂也者、明諸侯之尊卑也。昔殷紂亂天下、脯鬼侯以饗諸侯。是以周公相武王以伐紂。武王崩、成王幼弱、周公踐天子之位、以治天下。六年、朝諸侯於明堂、制禮作樂、頒度量、而天下大服。七年、致政於成王。(『禮記』明堂位)

明堂者、古有之也。凡九室、一室而有四戶、八牖、三十六戶、七十二牖。以茅蓋屋、上圓下方。明堂者、所以明諸侯尊卑。外水曰辟雍、南蠻、東夷、北狄、西戎。

*23 『孟子』については、吉本 2022 を見よ。孟子は 319-314BC 頃、齊に滞在した。

*24 王侯の在位年代につき、春秋期については、吉本 2006、戰國期については、吉本 1998b を見よ。

明堂月令、赤綴戸也、白綴牖也。二九四七五三六一八。堂高三尺、東西九筵、南北七筵、上圓下方。九室十二堂、室四戸、戸二牖、其宮方三百步。在近郊、近郊三十里。或以爲明堂者、文王之廟也、朱草日生一葉、至十五日生十五葉。十六日一葉落、終而復始也。周時德澤洽和、蒿茂大以爲宮柱、名蒿宮也。此天子之路寢也、不齊不居其屋。待朝在南宫、揖朝出其南門。（『大戴禮』明堂）

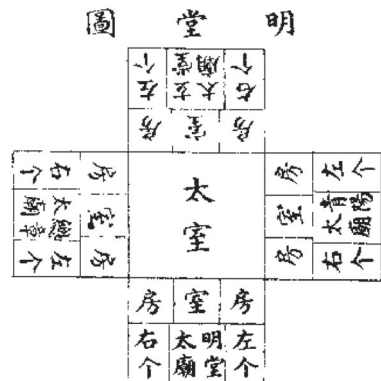
明堂之制、有蓋而無四方、風雨不能襲、寒暑不能傷。（『淮南子』主術訓）

など、封禪書の「明堂圖」に共通する記述が見える。

なお『呂氏春秋』十二紀

孟春之月、…天子居青陽左个、…仲春之月、…天子居青陽太廟、…季春之月、…天子居青陽右个、…孟夏之月、…天子居明堂左个、…仲夏之月、…天子居明堂太廟、…季夏之月、…天子居明堂右个、…中央土、…天子居太廟太室、…孟秋之月、…天子居總章左个、…仲秋之月、…天子居總章太廟、…季秋之月、…天子居總章右个、…孟冬之月、…天子居玄堂左个、…仲冬之月、…天子居玄堂太廟、…季冬之月、…天子居玄堂右个、

は、『大戴禮』の「十二堂」に具体的な名稱を與えており、明堂は夏の居室となる。王國維「明堂宗廟通考」（『觀堂集林』卷三）は、圖のように復元する。この事實は、『大戴禮』に認められるような明堂の設計が、『呂氏春秋』に先立ち、前3世紀前半にはすでに成立していたことを窺わせる。また同様の設計は、『管子』幼官にも認められるが、陳澧『東塾讀書記』卷九は、『通典』卷四十三 / 禮三「月令本出於管子」を支持し、「幼官」を「玄宮」の誤とする。



[8] 周公 『孝經』 聖治に「昔者周公郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂、以配上帝」とある。「周公相成王」は『書序』大誥「武王崩、三監及淮夷叛、周公相成王、將黜殷、作大誥」・君奭「召公爲保、周公爲師、相成王爲左右。召公不說、周公作君奭」に見える。

[9] 自禹興而修社祀后稷稼穡故有稷祠 禹・后稷の兩者のみを並べることは、『論語』憲問「禹稷躬稼、而有天下」・『孟子』離婁下「禹稷當平世、三過其門而不入、孔子賢之」

のほか、

禹決江疏河、以爲天下興利、而不能使水西流。稷辟土墾草、以爲百姓力農、然不能使禾冬生。豈其人事不至哉。（『淮南子』主術訓）

后稷廣利天下、猶不自矜。禹無廢功、無廢財、自視猶缺如也。（繆稱訓）

の如く『淮南子』に特に類見する。

「禹興」は、『書』洪範「鯀則殛死、禹乃嗣興」・『左傳』襄二十一「鯀殛而禹興」・『史記』六國年表「或曰「東方物所始生、西方物之成熟」。夫作事者必於東南、收功實者常於西北。故禹興於西羌、湯起於亳、周之王也以豐鎬伐殷、秦之帝用雍州興、漢之興自蜀漢」に見える。

禹を社の起源とすることは『淮南子』汜論訓

故炎帝於火、死而爲竈。禹勞天下、死而爲社。后稷作稼穡、死而爲稷。羿除天下之害、死而爲宗布。此鬼神之所以立。

に見えるのみである。

「后稷稼穡」は『孟子』滕文公上「后稷教民稼穡。樹藝五穀、五穀熟而民人育」に見え、稷祠と關聯づけることは、『左傳』昭二十九

獻子曰、「社稷五祀、誰氏之五官也。」對曰、「少皞氏有四叔、曰重、曰該、曰修、曰熙、實能金、木及水。使重爲句芒、該爲蓐收、修及熙爲玄冥、世不失職、遂濟窮桑、此其三祀也。顓頊氏有子曰犁、爲祝融。共工氏有子曰句龍、爲后土、此其二祀也。后土爲社、稷、田正也。有烈山氏之子曰柱爲稷、自夏以上祀之。周棄亦爲稷、自商以來祀之。」

および『淮南子』汜論訓（上掲）に見える。『漢書』郊祀志は「自禹興而修社祀、后稷稼穡、故有稷祠」を用いず、

自共工氏霸九州、其子曰句龍、能平水土、死爲社祠。有烈山氏王天下、其子曰柱、能殖百穀、死爲稷祠。故郊祀社稷、所從來尚矣。…乃禘烈山子柱、而以周棄代爲稷祠。

と専ら『左傳』に據った記述に改めている。

[10] 所從來尚矣 『春秋繁露』堯舜不擅移湯武不專殺「故夏無道而殷伐之、殷無道而周伐之、周無道而秦伐之、秦無道而漢伐之、有道伐無道、此天理也、所從來久矣、

寧能至湯武而然耶。」

三 春秋戰國

自周克殷後十四世 [1]、世益衰、禮樂廢 [2]、諸侯恣行 [3]、而幽王爲犬戎所敗、周東徙雒邑。秦襄公攻戎救周、始列爲諸侯 [4]。秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少嗥之神、作西時、祠白帝、其牲用騶駒黃牛羝羊各一云 [5]。

[1] 後十四世 三代世表は周王朝につき、1 周武王・2 成王誦・3 康王釗・4 昭王瑕・6 穆王滿・7 懿王堅・8 孝王方・9 夷王燮・10 厲王胡・11 共和の11 欄を設ける。これに宣王・幽王・平王を加えれば「十四世」となる。『漢書』郊祀志は「十三世」に作る。成王～平王を数えたものであろう。

[2] 禮樂廢 儒林列傳「夫周室衰而關雒作、幽厲微而禮樂壞、諸侯恣行、政由疆國。」太史公自序「周室既衰、諸侯恣行。仲尼悼禮廢樂崩、追脩經術、以達王道、匡亂世反之於正、見其文辭、爲天下制儀法、垂六藝之統紀於後世。作孔子世家第十七。」

[3] 諸侯恣行 十二諸侯年表「是後或力政、疆乘弱、興師不請天子。然挾王室之義、以討伐爲會盟主、政由五伯、諸侯恣行、淫侈不軌、賊臣篡子滋起矣。」平津侯主父列傳「五伯既沒、賢聖莫續、天子孤弱、號令不行。諸侯恣行、疆陵弱、眾暴寡、田常篡齊、六卿分晉、竝爲戰國、此民之始苦也。」

[4] 幽王爲犬戎所敗

幽王以號石父爲卿、用事、國人皆怨。石父爲人佞巧善諛好利、王用之。又廢申后、去太子也。申侯怒、與繒、西夷犬戎攻幽王。幽王舉烽火徵兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。平王立、東遷于雒邑、辟戎寇。(周本紀)

(襄公) 七年 (771BC) 春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之。西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王驪山下。而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功。周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王。平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地。曰、戎無道、侵奪我岐・豐之地、秦能攻逐戎、即有其地。與誓、封爵之。襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、乃用騶駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時。(秦本紀)

莊公二十四年（771BC）、犬戎殺幽王、周東徙雒。秦始列爲諸侯。（齊世家）

孝公二十五年（771BC）、諸侯畔周、犬戎殺幽王。秦始列爲諸侯。（魯世家）

頃侯二十年（771BC）、周幽王淫亂、爲犬戎所弑。秦始列爲諸侯。（燕世家）

釐侯三十九年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、周室卑而東徙。秦始得列爲諸侯。（蔡世家）

惠伯二十五年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、因東徙、益卑、諸侯畔之。秦始列爲諸侯。（曹世家）

平公七年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、周東徙。秦始列爲諸侯。（陳世家）

戴公二十九年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、秦始列爲諸侯。（宋世家）

文侯十年（771BC）、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙。而秦襄公始列爲諸侯。（晉世家）

若敖二十年（771BC）、周幽王爲犬戎所弑、周東徙、而秦襄公始列爲諸侯。（楚世家）

秦襄公救周、於是周平王去酈郟而東徙雒邑。當是之時、秦襄公伐戎至岐、始列爲諸侯。（匈奴列傳）

[5] 秦襄公 西垂は、『漢書』地理志の隴西郡西縣。封禪書下文に「蓋天好陰、祠之必於高山之下、小山之上、命曰「時」と見える。秦始皇本紀附載王名表には「初爲西時」とだけある。秦本紀「襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、乃用騶駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時」および六國年表「太史公讀秦記、至犬戎敗幽王、周東徙洛邑、秦襄公始封爲諸侯、作西時用事上帝、僭端見矣」の「上帝」を封禪書および十二諸侯年表／秦襄公八年（770BC）「八 初立西時、祠白帝」は「白帝」に作る。「白帝」については後述する。

曾侯乙墓衣箱（楚惠王五十六年 433BC）から、前5世紀後半には五行と色・方位・季節の對照がすでに完成していたことが窺われるが*25、文獻では、少皞・金徳の明示的な對應は、『呂氏春秋』十二紀（239BC*26）に初見する。

*25 劉信芳 2006。

*26 『呂氏春秋』序意「維秦八年、歲在涒灘」は始皇八年（239BC）に當たる。新城 1928、第五篇「歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達を論ず」參照。

	『山海經』	『山海經』	『呂氏春秋』十二紀	
	大荒經	海外經	帝	神
東	禺虢	句芒	太皞	句芒
南	不廷胡余	祝融	炎帝	祝融
中央			黃帝	后土
西	弇茲	蓐收	少皞	蓐收
北	禺彊	禺彊	顓頊	玄冥

『左傳』昭十七

秋、郟子來朝、公與之宴。昭子問焉、曰、「少皞氏鳥名官、何故也。」郟子曰、「吾祖也、我知之。昔者黃帝氏以雲紀、故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀、故爲火師而火名。共工氏以水紀、故爲水師而水名。大皞氏以龍紀、故爲龍師而龍名。」

では、大皞（龍）・共工（水）・炎帝（火）・黃帝（雲）・少皞（鳥）であり、『左傳』の成書した前4世紀前半には*27、古帝王と五行との對應がなお未完成であったことが窺われる*28。

其後十六年 [1]、秦文公 [2] 東獵汧渭之間、卜居 [3] 之而吉。文公夢黃蛇自天下屬地、其口止於郟衍。文公問史敦、敦曰、「此上帝之徵、君其祠之。」於是作郟時、用三牲郊祭白帝焉。自未作郟時也、而雍旁故有吳陽武時、雍東有好時、皆廢無祠。或曰、「自古以雍州積高、神明之隲、故立時郊上帝、諸神祠皆聚云。蓋黃帝時嘗用事 [4]、雖晚周亦郊焉。」其語不經見、縉紳者不道 [5]。作郟時後九年 [6]、文公獲若石云、于陳倉北

*27 『左傳』の成書年代については、吉本 2002a（吉本 2016 に改訂収録）を見よ。吳起の卒年である 368BC を基本的な成書年代と考える。

*28 五行相剋以前に陰陽相剋の觀念があったと考える。『左傳』の段階では、水火（陰陽）の相剋ばかりが見える。昭八「晉侯問於史趙曰、「陳其遂亡乎。」對曰、「未也。」公曰、「何故。」對曰、「陳、顓頊之族也、歲在鶉火、是以卒滅。」昭九「夏四月、陳災。鄭裨竈曰、「五年陳將復封、封五十二年而遂亡。」子產問其故。對曰、「陳、水屬也。火、水妃也。而楚所相也。今火出而火陳、逐楚而建陳也。妃以五成、故曰五年。歲五及鶉火、而後陳卒亡、楚克有之、天之道也、故曰五十二年。」・昭十七「冬、有星孛于大辰、西及漢。申須曰、「彗所以除舊布新也。天事恆象、今除於火、火出必布焉、諸侯其有火災乎。」梓慎曰、「往年吾見之、是其徵也。火出而見、今茲火出而章、必火入而伏、其居火也久矣、其與不然乎。火出、於夏爲三月、於商爲四月、於周爲五月。夏數得天、若火作、其四國當之、在宋・衛・陳・鄭乎。宋、大辰之虛也。陳、大皞之虛也。鄭、祝融之虛也、皆火房也。星孛天漢、漢、水祥也。衛、顓頊之虛也、故爲帝丘、其星爲大水、水、火之牡也。其以丙子若壬午作乎。水火所以合也。若火入而伏、必以壬午、不過其見之月。」・哀九（後掲）。

阪城祠之。其神或歲不至、或歲數來、來也常以夜、光輝若流星、從東南來集于祠城、則若雄雞、其聲殷云、野雞夜雊。以一牢祠、命曰陳寶 [7]。

[1] 其後十六年 秦襄公七年 (771BC) ~ 文公十年 (756BC)。『漢書』郊祀志は「十四年」に作る。秦襄公八年 (770BC) の十四年後が文公十年 (756BC) に当たる。

[2] 秦文公 秦本紀「文公元年 (765BC)、居西垂宮。三年 (763BC)、文公以兵七百人東獵。四年 (762BC)、至汧渭之會。曰、「昔周邑我先秦嬴於此、後卒獲爲諸侯。」乃卜居之、占曰吉、即營邑之。十年 (756BC)、初爲鄜時、用三牢。」・十二諸侯年表／秦文公十年 (756BC)「十 作鄜時。」封禪書は「東獵」から鄜時の設置まで一時の事件のように記述するが、秦本紀によれば、三年「東獵」・四年「卜居」ついで鄜時設置が十年である。また秦本紀にはやはり「白帝」が見えない。封禪書下文「今秦變周、水德之時。昔秦文公出獵、獲黑龍、此其水德之瑞」は、「黃蛇」に示唆を得て「黑龍」を水德の瑞祥としたものである。鄜時をはじめとする「雍五時」の所在につき、『嘉慶重修大清一統志』卷二百三十五 / 鳳翔府一 / 山川は「在鳳翔縣南」とする*29。

[3] 卜居 『楚辭』に(屈原)卜居篇がある。

[4] 蓋黃帝時嘗用事 古帝王としての黃帝は『左傳』僖二十五「遇黃帝戰于阪泉之兆」および上掲昭十七が文獻的な初見であり、前5世紀以前の存在は確言できない。

史黨社は、『國語』晉語四

昔少典娶于有蟠氏、生黃帝・炎帝。黃帝以姬水成、炎帝以姜水成。成而異德、故黃帝爲姬、炎帝爲姜、二帝用師以相濟也、異德之故也。

を根據に、秦の支配下にあった周人(姬姓)・西戎(姜姓)の奉じた神格がそれぞれ黃帝・炎帝であったとし、『水經注』卷十八 / 渭水中

岐水又東逕姜氏城南爲姜水、按世本、炎帝、姜姓。帝王世紀曰、炎帝、神農氏、姜姓。母女登遊華陽、感神而生炎帝。長于姜水、是其地也。

によって姜水が雍附近にあったとした上で、封禪書下文「秦靈公作吳陽上時、祭黃帝。作下時、祭炎帝」を秦が周人・西戎の統合を圖ったものとする*30。しかしながら、『左傳』

*29 五時の地望につき、近年の考古學的所見を反映した研究として、孫宗賢・黃克智 2018 および辛怡華 2018 がある。

*30 史黨社 2021。

によりやく初見する黄帝を西周期の周人の神であったとすることは無理な議論であり、また姜姓の出自を關中に求めることは困難である*31。さらに、秦本紀

(文公)十六年(750BC)、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周。

に見えるように、關中にあった「周餘民」が秦の支配下に入ったのは、吳陽上下時が設置された422BCから三百年以上も前である。史氏の説明は支持しがたい。

また、顧頡剛は、黄帝を崑崙山と關聯づける言説を根據に、黄帝の西方起源を主張するが*32、そのような言説は、『穆天子傳』卷二

吉日辛酉、天子升于昆侖之丘、以觀黃帝之宮而豐□隆之葬、以詔後世。…天子□昆侖以守黃帝之宮、南司赤水而北守春山之寶。

に初見する。『穆天子傳』は312-311BCの趙武靈王の西北遠征を説話化したものであり*33、要するに三晉起源の言説である。三晉ではそれ以前に『左傳』に黄帝が登場する。

僖二十五「遇黃帝戰于阪泉之兆」の阪泉につき、『史記正義』五帝本紀に引く『括地志』は、

阪泉、今名黃帝泉、在媯州懷戎縣東五十六里。出五里至涿鹿東北、與涿水合。又有涿鹿故城、在媯州東南五十里、本黃帝所都也。晉太康地理志云、「涿鹿城東一里有阪泉、上有黃帝祠」。

とし、『漢書』地理志 / 上谷郡に涿鹿縣があるが、錢穆は、『水經注』卷四 / 河水四「橋之東北有虞原、原上道東有虞城、…其城北對長坂二十許里、謂之虞坂」を阪泉、趙世家 / 成侯六年に見える涿澤(『史記正義』「徐廣云長杜有濁澤、非也。括地志云、「濁水源出蒲州解縣東北平地。」爾時魏都安邑、韓・趙伐魏、豈河南至長杜也。解縣濁水近於魏都、當是也。))を涿鹿に比定する*34。それぞれ『漢書』地理志の河東郡 / 解縣および大陽縣に当たる。いずれにせよ涿鹿・阪泉は西北とは無関係である。

封禪書下文では、漢武帝期の方士の發言に黄帝が頻見する。すなわち、元光二年(133BC)・元朔六年(123BC)の間に記述される李少君が、

*31 吉本2009。

*32 顧頡剛1963。

*33 吉本2007b。

*34 錢穆1962。

祠竈則致物、致物而丹沙可化爲黃金、黃金成以爲飲食器則益壽、益壽而海中蓬萊僊者乃可見、見之以封禪則不死、黃帝是也。

と黃帝に言及する。元朔六年（123BC）には太一壇の旁で黃帝・冥羊・馬行などが祠られる。その後、元鼎四年（113BC）夏の有司の發言「聞昔泰帝興神鼎一、一者壹統、天地萬物所繫終也。黃帝作寶鼎三、象天地人。禹收九牧之金、鑄九鼎」には黃帝が見えるが、泰帝・禹の間に置かれ、黃帝が特化されているわけではない。對するに、同年秋の公孫卿の上奏

齊人公孫卿曰、「今年得寶鼎、其冬辛巳朔旦冬至、與黃帝時等。」卿有札書曰、「黃帝得寶鼎宛胸、問於鬼臾區。鬼臾區對曰、「（黃）帝得寶鼎神策、是歲己酉朔旦冬至、得天之紀、終而復始。」於是黃帝迎日推策、後率二十歲復朔旦冬至、凡二十推、三百八十年、黃帝僊登于天。」卿因所忠欲奏之。所忠視其書不經、疑其妄書、謝曰、「寶鼎事已決矣、尚何以爲。」卿因嬖人奏之。上大說、乃召問卿。對曰、「受此書申公、申公已死。」上曰、「申公何人也。」卿曰、「申公、齊人。與安期生通、受黃帝言、無書、獨有此鼎書。曰「漢興復當黃帝之時」。曰「漢之聖者在高祖之孫且曾孫也。寶鼎出而與神通、封禪。封禪七十二王、唯黃帝得上泰山封」。申公曰、「漢主亦當上封、上封能僊登天矣。黃帝時萬諸侯、而神靈之封居七千。天下名山八、而三在蠻夷、五在中國。中國華山・首山・太室・泰山・東萊、此五山黃帝之所常游、與神會。黃帝且戰且學僊。患百姓非其道者、乃斷斬非鬼神者。百餘歲然後得與神通。黃帝郊雍上帝、宿三月。鬼臾區號大鴻、死葬雍、故鴻冢是也。其後黃帝接萬靈明廷。明廷者、甘泉也。所謂寒門者、谷口也。黃帝采首山銅、鑄鼎於荆山下。鼎既成、有龍垂胡頰下迎黃帝。黃帝上騎、群臣後宮從上者七十餘人、龍乃上去。餘小臣不得上、乃悉持龍頰、龍頰拔、墮、墮黃帝之弓。百姓仰望黃帝既上天、乃抱其弓與胡頰號、故後世因名其處曰鼎湖、其弓曰烏號。」」於是天子曰、「嗟乎。吾誠得如黃帝、吾視去妻子如脫頰耳。」乃拜卿爲郎、東使候神於太室。

は劃期的というべく、以後、太初元年（104BC）までの公孫卿の發言、ついで太初三年（102BC）の公王帶の發言には、一貫して黃帝が登場する。

元光二年 133BC ~	是時李少君亦以祠竈、穀道、卻老方見上、上尊之。…少君言上曰、「祠竈則致物、致物而丹沙可化爲黃金、黃金成以爲飲食器則益壽、益壽而海中蓬萊僊者乃可見、見之以封禪則不死、 <u>黃帝</u> 是也。…」
元朔六年 123BC	後人復有上書、言「古者天子常以春解祠、祠 <u>黃帝</u> 用一臯破鏡。…」
元鼎四年 113BC	有司皆曰、「聞昔泰帝興神鼎一、一者壹統、天地萬物所繫終也。 <u>黃帝</u> 作寶鼎三、象天地人。禹收九牧之金、鑄九鼎。…」 齊人公孫卿曰、「今年得寶鼎、其冬辛巳朔旦冬至、與 <u>黃帝</u> 時等。」
元鼎五年 112BC	令祠官寬舒等具太一祠壇、祠壇放薄忌太一壇、壇三垓。五帝壇環居其下、各如其方、 <u>黃帝</u> 西南、除八通鬼道。
元封元年 110BC	上議曰、「古者先振兵澤旅、然后封禪。」乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭 <u>黃帝</u> 冢橋山、釋兵須如。
	天子既聞公孫卿及方士之言、 <u>黃帝</u> 以上封禪、皆致怪物與神通、欲放 <u>黃帝</u> 以上接神僊人蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術以文之。
元封三年 108BC	夏、旱。公孫卿曰、「 <u>黃帝</u> 時封則天旱、乾封三年。」
元封五年 106BC	初、天子封泰山、泰山東北趾古時有明堂處、處險不敞。上欲治明堂奉高旁、未曉其制度。濟南人公王帶上 <u>黃帝</u> 時明堂圖。…及五年脩封、則祠太一、五帝於明堂上坐、令高皇帝祠坐對之。…而泰山下祠五帝、各如其方、 <u>黃帝</u> 并赤帝、而有司侍祠焉。
太初元年 104BC	公孫卿曰、「 <u>黃帝</u> 就青靈臺、十二日燒、 <u>黃帝</u> 乃治明廷。明廷、甘泉也。」
太初三年 102BC	方士有言「 <u>黃帝</u> 時爲五城十二樓、…公王帶曰、「 <u>黃帝</u> 時雖封泰山、…」

李少君は「匿其年及其生長」としてその出身地が明示されないが、

少君見上、上有故銅器、問少君。少君曰、「此器齊桓公十年陳於柏寢。」已而案其刻、果齊桓公器。

なる逸話から齊との関係が示唆される。公孫卿は「齊人」、公王帯は「濟南人」であり、要するに武帝期には齊の方士が黃帝を喧傳していたのである。

ここで想起すべきは、齊威王（357-320BC）の作器である陳侯因齊敦（06080^{*35}）「高祖黃帝」であり、前4世紀後半の田齊において、黃帝が高祖とされていたことを知る^{*36}。齊人による黃帝喧傳の淵源といえよう。ただし、封禪書において方士が黃帝に言

*35 金文の引用に際しては、呉鎮烽編 2012 の編號を附す。

*36 齊威王は 334BC に稱王する。黃帝を高祖としたのは、稱王に向かって田齊王統の正統性を

及することは、武帝期に初見する。黄老思想の流行にともない、方士がこれを取り込んだことが、前漢以降に降ることを示す。

注目されるのは、太初元年の「方士多言古帝王有都甘泉者」である。これを承けて武帝は甘泉に諸侯を朝せしめ、諸侯邸を築いている。方士の発言がただちに準據すべき史實として認定されているのである。黄帝を關中に關聯づける言説には、武帝期の齊人方士の創作に係るものが少なからずあったものと思われる。

[5] 其語不經見縉紳者不道 「不經」は、『左傳』襄二十六「故夏書曰、「與其殺不辜、寧失不經。」懼失善也」(注「不經、不用常法」)に初見。封禪書下文

(元鼎四年 113BC) 卿因所忠欲奏之。所忠視其書不經、疑其妄書、…。

(元封元年 110BC) 上念諸儒及方士言封禪人人殊、不經、難施行。

のほか、

其次騶衍、後孟子。騶衍賭有國者益淫侈、不能尚德、若大雅整之於身、施及黎庶矣。乃深觀陰陽消息而作怪迂之變、終始・大聖之篇十餘萬言。其語閎大不經、必先驗小物、推而大之、至於無垠。(孟子荀卿列傳)

星氣之書、多雜禳祥、不經。推其文、考其應、不殊。比集論其行事、驗于軌度以次、作天官書第五。(太史公自序)

など方術を非難する用例ばかりである。

「縉紳」は『莊子』雜篇 / 天下

其明而在數度者、舊法、世傳之史尚多有之。其在於詩・書・禮・樂者、鄒魯之士、搢紳先生多能明之。

に初見し、儒者をいう。「其語不經見縉紳者不道」に類似の言説は、五帝本紀

強化したものであろう。田齊陳氏の祖先を舜さらに顓頊とする言説は、『左傳』昭八「陳、顓頊之族也、歲在鶉火、是以卒滅。陳將如之。今在析木之津、猶將復由。且陳氏得政于齊而後陳卒亡。自幕至于瞽瞍無違命、舜重之以明德、實德於遂、遂世守之。及胡公不淫、故周賜之姓、使祀虞帝」にすでに見える。黄帝に遡る系譜は、『大戴禮』帝繫「黄帝産昌意、昌意産高陽、是爲帝顓頊。顓頊産窮蟬、窮蟬産敬康、敬康産句芒、句芒産螭牛、螭牛産瞽叟、瞽叟産重華、是爲帝舜」に初見するが、齊威王の頃にはすでに成立していたものであろう。顧頡剛 1963 がすでに指摘しているように、黄帝の強調は、今一つ、姜齊篡奪を正當化する意圖するものと思われる。『左傳』哀九に「炎帝爲火師、姜姓其後也」とあるように、姜氏は炎帝の後裔とされていた。姜氏から陳氏への交代を炎帝から黄帝へのそれに比擬したのである。ここでは火生土の相生説が用いられている。

太史公曰、學者多稱五帝、尚矣。然尚書獨載堯以來。而百家言黃帝、其文不雅馴、薦紳先生難言之。孔子所傳宰予問五帝德及帝繫姓、儒者或不傳。余嘗西至空桐、北過涿鹿、東漸於海、南浮江淮矣、至長老皆各往往稱黃帝・堯・舜之處、風教固殊焉、總之不離古文者近是。予觀春秋・國語、其發明五帝德・帝繫姓章矣、顧弟弗深考、其所表見皆不虛。書缺有間矣、其軼乃時時見於他說。非好學深思、心知其意、固難爲淺見寡聞道也。余并論次、擇其言尤雅者、故著爲本紀書首。

に見え、堯舜以前の古帝王に關する言説に儒者が懷疑的であったことが示される。古帝王の傳承が不安定であったことは、三代世表

余讀諜記、黃帝以來皆有年數。稽其曆譜諜終始五德之傳、古文咸不同、乖異。夫子之弗論次其年月、豈虛哉。於是以五帝繫諜・尚書集世紀黃帝以來訖共和爲世表。にも語られる。

[6] 後九年 秦文公十年 (756BC) の「九年」後が十九年 (747BC) である。

[7] 陳寶 秦本紀「十九年 (747BC)、得陳寶。」・十二諸侯年表「十九 作祠陳寶。」
陳倉は、『漢書』地理志 / 右扶風 / 陳倉縣。

作鄜時後七十八年 [1]、秦德公 [2] 既立、卜居雍、「後子孫飲馬於河」、遂都雍。雍之諸祠自此興。用三百牢於鄜時。作伏祠。磔 [3] 狗邑四門、以禦蠱菑。德公立二年卒。其後六年 [4]、秦宣公作密時 [5] 於渭南、祭青帝。

[1] 後七十八年 秦文公十年 (756BC) の「七十八年」後の武公二十年 (678BC) で德公立年に當たる。『漢書』郊祀志「七十一年」は、秦文公十九年 (747BC) ～德公元年 (677BC) を數える。

[2] 秦德公 秦本紀「二十年 (678BC)、武公卒、葬雍平陽。初以人從死、從死者六十六人。有子一人、名曰白、白不立、封平陽。立其弟德公。德公元年 (677BC)、初居雍城大鄭宮。以犧三百牢祠鄜時。卜居雍。後子孫飲馬於河。梁伯、芮伯來朝。二年 (676BC)、初伏、以狗禦蠱。德公生三十三歲而立、立二年卒。」・十二諸侯年表「二 初作伏、祠社、磔狗邑四門。」

[3] 磔 「磔」は『莊子』盜跖

世之所謂賢士、伯夷・叔齊。伯夷・叔齊辭孤竹之君、而餓死於首陽之山、骨肉不葬。鮑焦飾行非世、抱木而死。申徒狄諫而不聽、負石自投於河、爲魚鱉所食。介子推

至忠也、自割其股以食文公、文公後背之、子推怒而去、抱木而燔死。尾生與女子期於梁下、女子不來、水至不去、抱梁柱而死。此六子者、無異於磔犬流豕、操瓢而乞者、皆離名輕死、不念本養壽命者也。

のほか、『呂氏春秋』季春紀「國人儺、九門磔禳、以畢春氣」・季冬紀「命有司大儺、旁磔、出土牛、以送寒氣」に見える。また、『尚書大傳』洪範五行傳は季春紀を、『淮南子』時則訓は季春紀・季冬紀を引く。

[4] 其後六年 武公二十年 (678BC) の「六年」後が宣公四年 (672BC) である。『漢書』郊祀志は「後四年」に作る。徳公二年 (676BC) の四年後が宣公四年 (673BC) である。

[5] 密時 秦本紀「四年 (672BC)、作密時。」・十二諸侯年表「四 作密時。」「青帝」は望山楚簡にも見えるが^{*37}、斷簡であることもあり、その實態は不明である。密時の青帝と關聯づけることは困難である。

其後十四年 [1]、秦繆公 [2] 立、病臥五日不寤。寤、乃言夢見上帝、上帝命繆公平晉亂。史書而記藏之府。而後世皆曰秦繆公上天 [3]。

[1] 其後十四年 宣公四年 (672BC) ~ 繆公元年 (659BC)。『漢書』郊祀志は「後十三年」に作る。宣公四年 (672BC) の十三年後が繆公元年 (659BC) となる。

[2] 秦繆公 『漢書』郊祀志は「秦穆公」に作る。諡號に用いる「穆」を假借字「繆」に代替することは、『公羊』に初見し^{*38}、以後、『史記』『漢書』に至るまで「穆」「繆」が混用されている。

[3] 秦繆公上天 下文「是歲、秦繆公內晉君夷吾。其後三置晉國之君、平其亂」に續く。繆公の夢は、趙世家

趙簡子疾、五日不知人、大夫皆懼。醫扁鵲視之、出、董安于問。扁鵲曰、「血脈治也、而何怪。在昔秦繆公嘗如此、七日而寤。寤之日、告公孫支與子輿曰、「我之帝所甚樂。吾所以久者、適有學也。帝告我、「晉國將大亂、五世不安。其後將霸、未老而死。霸者之子且令而國男女無別。」」公孫支書而藏之、秦讖於是出矣。獻公之亂、文公之霸、而襄公敗秦師於穀而歸縱淫、此子之所聞。今主君之疾與之同、不出三日疾

*37 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系 1995。

*38 『左傳』隱三經「葬宋穆公」を『公羊』隱三は「葬宋繆公」に作る。

必聞、聞必有言也。」居二日半、簡子寤。語大夫曰、「我之帝所甚樂、與百神游於鈞天、廣樂九奏萬舞、不類三代之樂、其聲動人心。有一熊欲來援我、帝命我射之、中熊、熊死。又有一羆來、我又射之、中羆、羆死。帝甚喜、賜我二筥、皆有副。吾見兒在帝側、帝屬我一翟犬、曰、「及而子之壯也、以賜之。」帝告我、「晉國且世衰、七世而亡、嬴姓將大敗周人於范魁之西、而亦不能有也。今余思虞舜之勳、適余將以其胄女孟姚配而七世之孫。」董安于受言而書藏之。以扁鵲言告簡子、簡子賜扁鵲田四萬畝。他日、簡子出、有人當道、辟之不去、從者怒、將刃之。當道者曰、「吾欲有謁於主君。」從者以聞。簡子召之、曰、「諱、吾有所見子皙也。」當道者曰、「屏左右、願有謁。」簡子屏人。當道者曰、「主君之疾、臣在帝側。」簡子曰、「然、有之。子之見我、我何爲。」當道者曰、「帝令主君射熊與羆、皆死。」簡子曰、「是、且何也。」當道者曰、「晉國且有難、主君首之。帝令主君滅二卿、夫熊與羆皆其祖也。」簡子曰、「帝賜我二筥皆有副、何也。」當道者曰、「主君之子將克二國於翟、皆子姓也。」簡子曰、「吾見兒在帝側、帝屬我一翟犬、曰「及而子之長以賜之」。夫兒何謂以賜翟犬。」當道者曰、「兒、主君之子也。翟犬者、代之先也。主君之子且必有代。及主君之後嗣、且有革政而胡服、并二國於翟。」簡子問其姓而延之以官。當道者曰、「臣野人、致帝命耳。」遂不見。簡子書藏之府。

にも見えるが*39、封禪書の「五日不寤」「三置晉國之君」の「五」「三」が「七日而寤」「晉國且大亂、五世不安」と「七」「五」に増加しており、封禪書が用いた材料を、趙世家の原資料が引用改変したことが窺われる。

趙世家の趙簡子怪異談は、趙簡子が上帝に熊・羆・筥・翟犬を示され、これを「當道者」が謎解きする説話に、武靈王に関わる「帝告我」以下の豫言が附加され、さらに扁

*39 扁鵲倉公列傳「簡子疾、五日不知人、大夫皆懼、於是召扁鵲。扁鵲入視病、出、董安于問扁鵲、扁鵲曰、「血脈治也、而何怪。昔秦穆公嘗如此、七日而寤。寤之日、告公孫支與子輿曰、『我之帝所甚樂。吾所以久者、適有所學也。帝告我、「晉國且大亂、五世不安。其後將霸、未老而死。霸者之子且令而國男女無別。』」公孫支書而藏之、秦策於是出。夫獻公之亂、文公之霸、而襄公敗秦師於殽而歸縱淫、此子之所聞。今主君之病與之同、不出三日必聞、聞必有言也。」居二日半、簡子寤、語諸大夫曰、「我之帝所甚樂、與百神游於鈞天、廣樂九奏萬舞、不類三代之樂、其聲動心。有一熊欲援我、帝命我射之、中熊、熊死。有羆來、我又射之、中羆、羆死。帝甚喜、賜我二筥、皆有副。吾見兒在帝側、帝屬我一翟犬、曰、「及而子之壯也以賜之。」帝告我、「晉國且世衰、七世而亡。嬴姓將大敗周人於范魁之西、而亦不能有也。」」董安于受言、書而藏之。以扁鵲言告簡子、簡子賜扁鵲田四萬畝。」

鵠を媒介に、秦繆公が上帝に晉亂平定を命ぜられる説話を改変附加したものである*40。

封禪書の「其後三置晉國之君、平其亂」は、商君列傳*41

夫五殺大夫、荊之鄙人也。聞秦繆公之賢而願望見、行而無資、自粥於秦客、被褐食牛。期年、繆公知之、舉之牛口之下、而加之百姓之上、秦國莫敢望焉。相秦六七年、而東伐鄭、三置晉國之君、一救荊國之禍。發教封內、而巴人致貢。施德諸侯、而八戎來服。由余聞之、款關請見。五殺大夫之相秦也、勞不坐乘、暑不張蓋、行於國中、不從車乘、不操干戈、功名藏於府庫、德行施於後世。五殺大夫死、秦國男女流涕、童子不歌謠、舂者不相杵。此五殺大夫之德也。

と表現を共有する。五殺大夫百里奚は、『左傳』では、僖十三

冬、晉薦饑、使乞糴于秦。秦伯謂子桑、「與諸乎。」對曰、「重施而報、君將何求。重施而不報、其民必攜。攜而討焉、無眾必敗。」謂百里、「與諸乎。」對曰、「天災流行、國家代有。救災恤鄰、道也。行道有福。」丕鄭之子豹在秦、請伐晉。秦伯曰、「其君是惡、其民何罪。」秦於是乎輸粟于晉、自雍及絳相繼、命之曰「汎舟之役」。

に秦穆公の賢大夫として「百里」が見えるのみで、「百里奚」は見えない。一方、『孟子』萬章上「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公」には商君列傳と同様の百里奚が出現するに至っている。告子下

舜發於畎畝之中、傅說舉於版築之間、膠鬲舉於魚鹽之中、管夷吾舉於士、孫叔敖舉於海、百里奚舉於市

では、百里奚は管仲と並列されており、秦繆公を齊桓公に匹敵する覇者として再評價する過程で、百里奚説話が形成されていったことが窺われる。『左傳』と『孟子』*42の間は、秦孝公・惠文王が周王朝にほかならぬ覇者に認証されていた時期に当たり*43、霸

*40 吉本 1998a。

*41 商君列傳については、吉本 2000 を見よ。

*42 吉本 2022 に述べたように、『孟子』に見える年代推定の可能な事件のうち滕文公下「宋、小國也。今將行王政」が、宋君偃稱王の 328BC、告子下「吾聞秦楚構兵」が、秦楚開戦の 312BC となる。『孟子』はおおむね 328-312BC を中心とする孟子の言行録となる

*43 周本紀「顯王五年 (364BC)、賀秦獻公、獻公稱伯。九年 (360BC)、致文武胙於秦孝公。二十五年 (344BC)、秦會諸侯於周。二十六年 (343BC)、周致伯於秦孝公。三十三年 (336BC)、賀秦惠王。三十五年 (334BC)、致文武胙於秦惠王。四十四年 (325BC)、秦惠王稱王。其後諸侯皆爲王。」

者としての同時代的状況を繆公に投影したものとなろう*44。

他方、趙世家の記述は武靈王に關わる豫言が挿入されていることから、趙惠文王期(298-266BC)の成立であることが推定される。穀の戦を契機に秦が「男女無別」の戎狄に退行したという言説は、前3世紀半ばの『穀梁』僖三十三

夏四月辛巳、晉人及姜戎敗秦師于穀。不言戰而言敗、何也。狄秦也。其狄之、何也。秦越千里之險、入虛國、進不能守、退敗其師徒、亂人子女之教、無男女之別、秦之爲狄、自殺之戰始也。

にも見える*45。

なお「其後將霸、未老而死」は晉文公についての豫言である。『左傳』昭十三「生十七歲」によれば、文公は僖五出奔時に十七歲、僖三十二卒時に四十四歲となり、「未老而死」である。ところが、『史記』晉世家は文公の年齢につき、

獻公二十二年(僖五 655BC)、獻公使宦者履鞮趣殺重耳。重耳踰垣、宦者逐斬其衣袂。重耳遂奔狄。狄、其母國也。是時重耳年四十(三)[四]。…重耳出亡凡十九歲(僖二十三 637BC)而得入、時年六十二矣、晉人多附焉。…九年(僖三十二 628BC)冬、晉文公卒、

とし、卒時の年齢を出奔時の年齢に誤り、その結果、七十一歲卒となり、「未老而死」とはならない。この事實は、趙世家が趙簡子怪異談の原資料に調整を加えず、そのまま採録したことを示している。

「上天」は、封禪書下文「(元鼎四年 113BC) 百姓仰望黃帝既上天」・「(元封元年

*44 秦本紀「孝公元年(361BC)、…孝公於是布惠、振孤寡、招戰士、明功賞。下令國中曰、「昔我繆公自岐雍之間、修德行武、東平晉亂、以河爲界、西霸戎翟、廣地千里、天子致伯、諸侯畢賀、爲後世開業、甚光美。…」・秦始皇本紀附載王名表「繆公享國三十九年。天子致霸。葬雍。繆公學著人。生康公」は、秦本紀「(孝公)十九年(343BC)、天子致伯。二十年(342BC)、諸侯畢賀」を流用する。秦孝公の霸を穆公に投影したものとなる。『書』秦誓も穆公を顯彰すべく作成されたものである。語彙に着目すると、「古人有言曰」は『書』酒誥に初見し、ついで『左傳』に7例見え、ついで『書』牧誓・『國語』周語中に1例ずつ見える。また「若弗云來」の「若弗」は『左傳』の4例が初見である。要するに368BCに成書した『左傳』との同時代性が看取され、孝公期(361-338BC)の作品と考えてさしつかえない。なお、『書』のうち、周公旦を主題とする大誥・康誥・酒誥・梓材・多士・無逸・君奭・多方・立政が、前5世紀初頭、魯の儒家によって作成された可能性については、吉本2007c 參照。また『書』牧誓が260BCの長平の戦の頃に作成された可能性については、吉本2009 參照。

*45 『公羊』『穀梁』の成書については、吉本2003a・2007aを見よ。

104BC) 黃帝已僊上天」のほか、

(孝成王) 四年 (262BC)、王夢衣偏褻之衣、乘飛龍上天、不至而墜、見金玉之積如山。明日、王召筮史敢占之、曰、「夢衣偏褻之衣者、殘也。乘飛龍上天不至而墜者、有氣而無實也。見金玉之積如山者、憂也。」(趙世家)

鄧通、蜀郡南安人也、以濯船爲黃頭郎。孝文帝夢欲上天、不能、有一黃頭郎從後推之上天、顧見其衣褻帶後穿。覺而之漸臺、以夢中陰目求推者郎、即見鄧通、其衣後穿、夢中所見也。召問其名姓、姓鄧氏、名通、文帝說焉、尊幸之日異。(佞幸列傳)

に見える。

秦繆公即位九年 [1]、齊桓公既霸、會諸侯於葵丘、而欲封禪 [2]。管仲曰、「古者封泰山禪梁父 [3] 者七十二家 [4]、而夷吾所記者十有二焉。昔無懷氏 [5] 封泰山、禪云云 [6]。慮羲 [7] 封泰山、禪云云。神農封泰山、禪云云。炎帝 [8] 封泰山、禪云云。黃帝封泰山、禪亭亭 [9]。顓頊封泰山、禪云云。帝侖封泰山、禪云云。堯封泰山、禪云云。舜 [10] 封泰山、禪云云。禹封泰山、禪會稽 [11]。湯封泰山、禪云云。周成王 [12] 封泰山、禪社首 [13]、皆受命然後得封禪。」桓公曰、「寡人北伐山戎、過孤竹。西伐大夏、涉流沙、束馬懸車、上卑耳之山。南伐至召陵、登熊耳山以望江漢。兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下 [14]、諸侯莫違我。昔三代受命、亦何以異乎。」於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事、曰、「古之封禪、鄙上之黍、北里之禾、所以爲盛。江淮之間、一茅三脊 [15]、所以爲藉也。東海致比目之魚、西海致比翼之鳥 [16]、然后物有不召而自至 [17] 者十有五焉。今鳳皇麒麟 [18] 不來、嘉穀 [19] 不生、而蓬蒿藜莠 [20] 茂、鷓鴣 [21] 數至、而欲封禪、毋乃不可乎。」於是桓公乃止。

[1] 秦繆公即位九年 『春秋經』 僖九 (651BC) 「夏、公會宰周公・齊侯・宋子・衛侯・鄭伯・許男・曹伯于葵丘。」

[2] 齊桓公既霸會諸侯於葵丘而欲封禪 『管子』封禪篇の引用である。尹知章注に「元篇亡、今以司馬遷封禪書所載管子言以補之」とあるように、現行の『管子』封禪篇は封禪書を抄寫したものだが、

又管子書稱管仲對齊桓公曰、「古之封太山者七十二家、夷吾所識十二而已。」首有「無懷氏封太山、禪云云。」(『尚書正義』尚書序)

又管子云、「昔古封禪七十二家、夷吾所識、十有二焉。無懷氏封太山、伏犧・神農・少皞・黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜・禹・湯・周成王皆封泰山、惟禹禪會稽、成王禪社首爲異。自外皆禪云云。（『禮記正義』王制）

管子曰、古之封太山禪梁父者七十二家、而夷吾所記者、十有二焉。（『文選』卷八 / 畋獵中 / 楊子雲羽獵賦注）

などに引く『管子』は、封禪書に基本的に一致し、この一節を、封禪書による『管子』封禪篇の引用とみなして差し支えない*46。なお、齊世家

於是桓公稱曰、「寡人南伐至召陵、望熊山。北伐山戎・離枝・孤竹。西伐大夏、涉流沙。東馬懸車登太行、至卑耳山而還。諸侯莫違寡人。寡人兵車之會三、乘車之會六、九合諸侯、一匡天下。昔三代受命、有何以異於此乎。吾欲封泰山、禪梁父。」管仲固諫、不聽。乃說桓公以遠方珍怪物至乃得封、桓公乃止。

も、『管子』封禪篇の引用である。また、『管子』地數

地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、其出水者八千里、受水者八千里、出銅之山四百六十七山、出鐵之山三千六百九山、此之所以分壤樹穀也。戈矛之所發、刀幣之所起也、能者有餘、拙者不足。封於泰山、禪於梁父。封禪之王、七十二家、得失之數、皆在此內、是謂國用。

も封禪篇を踏まえたものであろう*47。

封禪篇につき指摘すべきは、『管子』小匡篇と記述の一部が重複することである。小匡篇は『國語』齊語を換骨奪胎したものだが、ここで三者の関係を示唆する部分を圖示すると下表のようになる。小匡篇は齊語に加えて封禪篇をも引用しているのである。

小匡は齊語に「而秦戎始從」の一句を附加する。このような秦を戎狄視する言説は、『公羊』にも頻見し、それは齊湣王期（300-284BC）の齊秦對立を反映する*48。とはいえ、

*46 黎翔鳳編・梁雲華整理 2004。

*47 『山海經』中山經「天地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、出水之山者八千里、受水者八千里、出銅之山四百六十七、出鐵之山三千六百九十。此天地之所分壤樹穀也、戈矛之所發也、刀鍛之所起也、能者有餘、拙者不足。封于太山、禪于梁父、七十二家、得失之數、皆在此內、是謂國用」は『管子』地數が竄入したものであろう。吉本 2007b 參照。

*48 また、『公羊』閔二「冬、齊高子來盟。高子者何。齊大夫也。何以不稱使。我無君也。然則何以不名。喜之也。何喜爾。正我也。其正我奈何。莊公死、子般弑、閔公弑、比三君死、曠年無君、設以齊取魯、曾不興師、徒以言而已矣。桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯。或曰自

齊語・小匡は使用言語については時間的懸隔が顯著ではない。齊語の成書は小匡をやや遡った前4、3世紀の交あたりに求めよう。封禪も齊語と同時期の成書と認めてよからう。

封禪には「無乃不可乎」の一句があるが、これは本来、『左傳』専用語ともいうべきもので、前3世紀においては、『左傳』を踏襲し、それに言論を附加した章を多く擁する『國語』に用例がほぼ限定される。春秋時代人の口吻を擬古的に表現したものといえる。前漢以降にはほとんど用いられない*49。一方、小匡「無乃失諸乎」の「諸乎」も前漢以降に用例をほとんど持たない*50。これらの言語的特徴は、齊語・封禪篇を前4、3世紀の交、小匡篇を前3世紀初頭とする上掲の年代観を支持する。

齊語	小匡
有革車八百乘。擇天下之甚淫亂者而先征之。即位數年、東南多有淫亂者、萊・莒・徐夷・吳・越、一戰帥服三十一國。遂南征伐楚、濟汝、踰方城、望汶山、使貢絲於周而反。荊州諸侯莫敢不來服。	革車八百乘、諸侯多沈亂不服於天子、於是乎桓公東救徐州、分吳且、存魯蔡陵、割越地、南據宋鄭、
遂北伐山戎、剗令支、斬孤竹而南歸。海濱諸侯莫敢不來服。與諸侯飾牲爲載、以約誓于上下庶神、與諸侯戮力同心。	征伐楚。濟汝水、踰方地、望文山、使貢絲於周室、成周反胙於隆嶽、荊州諸侯、莫不來服。中救晉公、禽狄王、敗胡貉、破屠何而騎寇始服。
西征攘白狄之地、至於西河、方舟設汭、乘桴濟河、至于石枕。懸車束馬、踰太行與辟耳之谿拘夏、西服流沙、西吳。	北伐山戎、制泠支、斬孤竹、而九夷始聽、海濱諸侯、莫不來服。
	西征、攘白狄之地、遂至于西河。方舟投桴乘桴濟河、至于石沈。縣車束馬、踰太行與卑耳之貉、拘秦夏、西服流沙西虞而秦戎始從。故兵一出而大功十二。

鹿門至于爭門者是也。或曰自爭門至于吏門者是也。魯人至今以爲美談、曰、猶望高子也」は、齊語「魯有夫人・慶父之亂、二君弑死、國絕無嗣。桓公聞之、使高子存之」の「二君」を「三君」に増やす。これらの事例は、齊語の『公羊』に對する先行を示唆する。

*49 「無乃不可乎」:『左傳』20例・『國語』14例。『禮記』曾子問・『荀子』儒效・『戰國策』宋衛策に各1例。前漢の用例では、『韓詩外傳』の1例は『禮記』檀弓下「毋乃不可乎」の引用。『史記』孔子世家の1例は衛靈公の發言である。「毋乃不可乎」:『左傳』2例・『禮記』檀弓1例・『晏子春秋』1例。

*50 『左傳』6例、『孟子』『大戴禮』『管子』『晏子春秋』『呂氏春秋』各1例。前漢の用例は、『史記』宋世家の1例のみで紂の發言である。

<p>南城於周、反胙于絳。嶽濱諸侯莫敢不來服、</p> <p>而大朝諸侯於陽穀。兵車之屬六、乘車之會三、諸侯甲不解壘、兵不解翳、弢無弓、服無矢。隱武事、行文道、帥諸侯而朝天子。</p> <p>葵丘之會、天子使宰孔致胙於桓公、曰、「余一人之命有事於文、武、使孔致胙。」且有後命曰、「以爾自卑勞、實謂爾伯舅、無下拜。」桓公召管子而謀、管子對曰、「爲君不君、爲臣不臣、亂之本也。」</p>	<p>故東夷、西戎、南蠻、北狄、中國諸侯、莫不賓服、與諸侯飾牲爲載書以誓、要於上下薦神。然後率天下定周室、</p> <p>大朝諸侯於陽穀、故兵車之會六、乘車之會三、九合諸侯、一匡天下、甲不解壘、兵不解翳。弢無弓、服無矢、寢武事、行文道、以朝天子。</p> <p>葵丘之會、天子使大夫宰孔致胙於桓公曰、「呈一人之命有事於文武、使宰孔致胙、且有後命、曰、以爾自卑勞、實謂爾伯舅毋下拜。」桓公召管仲而謀、管仲對曰、「爲君不君、爲臣不臣、亂之本也。」</p>
<p>封禪</p> <p>桓公曰、「寡人北伐山戎、過孤竹、西伐大夏、涉流沙、東馬懸車、上卑耳之山。南伐至召陵、登熊耳山、以望江漢。兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我。昔三代之受命、亦何以異乎。」</p> <p>於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事曰、古之封禪、鄗上之黍、北里之禾、所以爲盛、江淮之間、一茅三脊、所以爲藉也。東海致比目之魚、西海致比翼之鳥。然後物有不召而自至者十有五焉。</p> <p>今鳳凰麒麟不來、</p> <p>嘉穀不生、而蓬蒿藜莠茂、鳴鳧數至、而欲封禪、毋乃不可乎、於是桓公乃止。</p>	<p>桓公曰、「呈乘車之會三、兵車之會六、九合諸侯、一匡天下、北至於孤竹·山戎·穢貉、拘秦夏。西至流沙·西虞、南至吳·越·巴·牂柯·嶮·不庾·雕題·黑齒·荊夷之國。</p> <p>莫違寡人之命、而中國卑我。昔三代之受命者、其異於此乎。」</p> <p>管子對曰、「夫鳳皇鸞鳥不降、而鷹隼鳴臯豐、庶神不格、守龜不兆。握粟而筮者屢中、時雨甘露不降。飄風暴雨數臻、五穀不蕃、六畜不育、而蓬蒿藜藿竝興。夫鳳皇之文、前德義、後日昌、昔人之受命者、龍龜假、河出圖、雒出書、地出乘黃、今三祥未見有者。雖曰受命、無乃失諸乎。」</p>
<p>齊語</p> <p>桓公懼、出見客曰、「天威不遠顏咫尺、小白余敢承天子之命曰、爾無下拜、恐隕越於下、以爲天子羞。」遂下拜、升受命。掌服大輅、龍旗九游、渠門赤旂、諸侯稱順焉。</p>	<p>桓公懼、出見客曰、「天威不遠顏咫尺、小白承天子之命、而毋下拜、恐顛蹶於下、以爲天子羞。」遂下拜登受、賞服大路。龍旗九游、渠門赤旂、天子致胙於桓公而下受、天下諸侯稱順焉。</p>

[3] 梁父 『嘉慶重修大清一統志』 卷一百七十九 / 泰安府一 / 山川「梁父山在府南一百十里、新泰縣西四十里。」

[4] 七十二家 「七十二」は、『莊子』外篇 / 天運

孔子謂老聃曰、「丘治詩・書・禮・樂・易・春秋六經、自以爲久矣、孰知其故矣。以奸者七十二君、論先王之道而明周、召之跡、一君無所鉤用。

甚矣夫。人之難說也、道之難明邪。」

および雜篇 / 外物「乃剝龜、七十二鑽而無遺筭」のほか、『管子』五行には、一年を七十二日ずつ五分し、木火土金水に配當することが見える。

そのほか、『管子』治國「昔者七十九代之君、法制不一、號令不同、然俱王

天下者何也」・『呂氏春秋』察今「是故有天下七十一聖、其法皆不同、非務相反也、時勢異也」・求人「古之有天下也者、七十一聖」は、七十餘代の古帝王に言及する。

[5] 無懷氏 『史記集解』封禪書に「服虔曰、「古之王者、在伏羲前、見莊子。」とあるが、現行本『莊子』には見えない。『漢書』古今人表では、慮義氏が無懷氏に先行するが、古今人表は、『莊子』外篇 / 胙篋と『六韜』大明（『資治通鑑外紀』卷一引）を合成したものであり、『莊子』『六韜』には、慮義が見えず、これらの古帝王との先後関係は本来不明である。加えて、『六韜』の柏皇氏～祝融氏は『莊子』の伯皇氏～祝融氏にほぼ重なるが、庸成氏～無懷氏は『莊子』と重ならず、かつ『莊子』の容成氏に当たる庸成氏が祝融氏の後に置かれている。前3世紀までに、古帝王の序列が複数成立し、ところが、それら複数の序列を統合する際に異説を生じたということであろう*51。

『漢書』古今人表	『莊子』外篇胙篋	『六韜』大明
太昊帝宓戲氏		
	女媧氏	
	共工氏	
	容成氏	容成氏
	大庭氏	大庭氏
	柏皇氏	伯皇氏 柏皇氏
	中央氏	中央氏
	栗陸氏	栗陸氏 栗陸氏
	驪連氏	驪畜氏 黎連氏
		軒轅氏 軒轅氏
		共工氏
	赫胥氏	赫胥氏
		尊盧氏 宗盧氏
		祝融氏 祝融氏
		庸成氏
	沌渾氏	混沌氏
	昊英氏	昊英氏
	有巢氏	有巢氏
	朱襄氏	朱襄氏
	葛天氏	葛天氏
	陰康氏	陰康氏
	亡懷氏	無懷氏
	東屠氏	
	帝鴻氏	
炎帝神農氏		

*51 上博楚簡『容成氏』には「[尊] 盧氏・赫胥氏・蟠極氏・倉頡氏・軒轅氏・神農氏・祝融氏・伏羲氏之有天下也」と見える。子居 2008。

[6] 云云 『嘉慶重修大清一統志』卷一百七十九 / 泰安府一 / 山川「云云山 在府東南一百二十里。」

[7] 慮義 『莊子』内篇 / 人間世「夫徇耳目内通而外於心知、鬼神將來舍、而況人乎。是萬物之化也、禹・舜之紐也、伏羲・几蘧之所行終、而況散焉者乎」に初見する。

[8] 神農炎帝 『漢書』古今人表「炎帝神農氏」や、律曆志の引く劉歆『世經』「炎帝 易曰、「炮犧氏没、神農氏作。」言共工伯而不王、雖有水德、非其序也。以火承木、故爲炎帝。教民耕農、故天下號曰神農氏」では神農氏・炎帝を同一人物とするが、『史記』五帝本紀「軒轅之時、神農氏世衰。諸侯相侵伐、暴虐百姓、而神農氏弗能征。於是軒轅乃習用干戈、以征不享、諸侯咸來賓從。而蚩尤最爲暴、莫能伐。炎帝欲侵陵諸侯、諸侯咸歸軒轅。軒轅乃修德振兵、治五氣、藝五種、撫萬民、度四方、教熊羆貔貅羆虎、以與炎帝戰於阪泉之野。三戰、然後得其志。蚩尤作亂、不用帝命。於是黃帝乃徵師諸侯、與蚩尤戰於涿鹿之野、遂禽殺蚩尤。而諸侯咸尊軒轅爲天子、代神農氏、是爲黃帝。天下有不順者、黃帝從而征之、平者去之、披山通道、未嘗寧居」では、神農・炎帝を別人としている。同一人物にまとめることは、前1世紀にようやく確立したものであろう。

[9] 亭亭 『嘉慶重修大清一統志』卷一百七十九 / 泰安府一 / 山川「亭亭山 在府南五十里。」

[10] 黃帝顓頊帝侁堯舜 『史記』五帝本紀の五帝に当たる。かれらを「五帝」と稱することは、『大戴禮』五帝德「五帝用記、三王用度」に初見する。そのほか

有虞氏禘黃帝而郊魯、祖顓頊而宗堯。（『禮記』祭法）

黃帝能成命百物、以明民共財、顓頊能修之。帝魯能序三辰以固民、堯能單均刑法以儀民、舜勤民事而野死、…故有虞氏禘黃帝而祖顓頊、郊堯而宗舜。（『國語』魯語上）

神農師悉諸、黃帝師大撓、帝顓頊師伯夷父、帝魯師伯招、帝堯師子州支父、帝舜師許由、（『呂氏春秋』尊師）

黃帝又命伶倫與榮將鑄十二鐘、…帝顓頊生自若水、…帝顓頊好其音、…帝魯乃令人抃或鼓鼗、…帝堯立、…舜立、…（古樂）

などが、この五者を列する。いずれも前3世紀の言説と見てよい。

[11] 會稽 『周禮』夏官 / 職方氏

乃辨九州之國、使同貫利。東南曰揚州、其山鎮曰會稽、其澤藪曰具區、其川三江、其浸五湖、其利金錫竹箭、其民二男五女、其畜宜鳥獸、其穀宜稻。

は、會稽を揚州の山鎮とし、『呂氏春秋』有始「何謂九山。會稽・太山・王屋・首山・太華・岐山・太行・羊腸・孟門」は九山の一とし、『爾雅』釋地「東南之美者、有會稽之竹箭焉」は九府の一とする*52。

禹と會稽山を關聯づける言説としては、

仲尼曰、「丘聞之、昔禹致群神於會稽之山、防風氏後至、禹殺而戮之、其骨節專車。此爲大矣。」（『國語』魯語下）

禹朝諸侯之君會稽之上、防風之君後至而禹斬之。（『韓非子』飾邪）

など、會稽山の會に關するものと、

禹東教乎九夷、道死、葬會稽之山、衣衾三領、桐棺三寸、葛以緘之、絞之不合、通之不埒、土地之深、下毋及泉、上毋通臭。既葬、收餘壤其上、壟若參耕之畝、則止矣。（『墨子』節葬下）

禹葬於會稽、不變人徒。（『呂氏春秋』安死）

禹鑿龍門、通大夏、疏九河、曲九防、決涇水致之海、而股無肱、脛無毛、手足胼胝、面目黎黑、遂以死于外、葬於會稽、（『史記』李斯列傳）

禹葬會稽之山、農不易其畝。（『淮南子』齊俗訓）

など、禹を會稽山に葬ったとするものがある。

『史記』には、夏本紀「十年、帝禹東巡狩、至于會稽而崩」「太史公曰、…或言禹會諸侯江南、計功而崩、因葬焉、命曰會稽。會稽者、會計也」・秦始皇本紀「三十七年、…上會稽、祭大禹」・太史公自序「上會稽、探禹穴」などが見え、『漢書』地理志 / 會稽郡には「山陰、會稽山在南、上有禹冢・禹井、揚州山」とある。

なお『史記』越世家「越王句踐、其先禹之苗裔、而夏后帝少康之庶子也。封於會稽、以奉守禹之祀」は禹を會稽と關聯づける言説から派生したものとなろう。

[12] 周成王 成王については、『書序』「成王東伐淮夷、遂踐奄、作成王政。成王既踐奄、將遷其君於蒲姑、周公告召公、作將蒲姑」と、東征が傳えられる。『管子』封禪篇や『新書』胎教

*52 『淮南子』墜形訓は『呂氏春秋』有始・『爾雅』釋地を引用する。

成王生、仁者養之、孝者繼之、四賢傍之。成王有知、而選太公爲師、周公爲傅、前有與計、而後有與慮也。是以封於泰山而禪於梁父、朝諸侯、一天下。

および『史記』司馬相如列傳 / 封禪文

是以業隆於繼祿而崇冠于二后。揆厥所元、終都攸卒、未有殊尤絕跡可考于今者也。然猶躡梁父、登泰山、建顯號、施尊名。

が成王封禪を主張した根據となろう。

[13] 社首 『嘉慶重修大清一統志』卷一百七十九 / 泰安府一 / 山川「社首山 在府西南二里。」

[14] 兵車之會三而乘車之會六九合諸侯一匡天下 齊語「兵車之屬六、乘車之會三」に『論語』憲問

子路曰、「桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死。」曰、「未仁乎。」子曰、「桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁。如其仁。」

子貢曰、「管仲非仁者與。桓公殺公子糾、不能死、又相之。」子曰、「管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髮左衽矣。豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆、而莫之知也。」

を組み合わせたもので、封禪篇が初見となる。「三」「六」が顛倒しており、小匡は「呈乘車之會三、兵車之會六、九合諸侯、一匡天下」と改めている。

[15] 一茅三脊 封禪書下文に「(元封元年 110BC) 江淮間一茅三脊爲神藉」とある。『管子』輕重丁

管子對曰、「江淮之間、有一茅而三脊、母至其本、名之曰菁茅、請使天子之吏環封而守之。夫天子則封於太山、禪於梁父。號令天下諸侯曰、「諸從天子封於太山禪於梁父者、必抱菁茅一束以爲禪籍、不如令者、不得從天子」、天下諸侯載其黃金爭秩而走、江淮之菁茅、坐長而十倍其賈、一束而百金。故天子三日卽位。天下之金四流而歸周若流水、故周天子七年不求賀獻者、菁茅之謀也。」右菁茅謀

は「一茅三脊」の茅を「菁茅」とする。菁茅は『書』禹貢のほか、

桓公曰、「昭王南征不反、菁茅之貢不至、故周室不祭。」屈完曰、「菁茅之貢不至、則諾。昭王南征不反、我將問諸江。」(『穀梁』僖四)

仲父曰、「必不得已、楚之菁茅不貢於天子三年矣、君不如舉兵爲天子伐楚、楚服、

因還襲蔡曰、余爲天子伐楚而蔡不以兵聽從、因遂滅之。此義於名而利於實、故必有爲天子誅之名、而有報讎之實。」(『韓非子』外儲說左上)

に見えるが、これらはいずれも齊桓公に關わる。

[16] 東海致比目之魚西海致比翼之鳥 『爾雅』釋地「東方有比目魚焉、不比不行、其名謂之鰈、南方有比翼鳥焉、不比不飛、其名謂之鸚鵡。」

[17] 不召而自至 『管子』戒「不動而疾、不相告而知、不爲而成、不召而至、是德也」・『公羊』僖九「桓公有憂中國之心、不召而至者、江人黃人也」はともに齊桓公に關わる。

[18] 鳳皇麒麟 「鳳皇」「麒麟」を連ねることは、『孟子』公孫丑上

有若曰、「豈惟民哉。麒麟之於走獸、鳳凰之於飛鳥、太山之於丘垤、河海之於行潦、類也。聖人之於民、亦類也。出於其類、拔乎其萃、自生民以來、未有盛於孔子也。」

に初見する。

[19] 嘉穀 「嘉穀」は、『左傳』莊七「秋、無麥・苗、不害嘉穀也」に初見する。杜注に「黍稷尚可更種、故曰不害嘉穀」とある。封禪篇の「嘉穀」は「鄙上之黍、北里之禾」の瑞祥を指す。同様に瑞祥としての「嘉穀」は、『淮南子』泰族訓「故精誠感於内、形氣動於天、則景星見、黃龍下、祥鳳至、醴泉出、嘉穀生、河不滿溢、海不溶波」に見える。

[20] 蓬蒿藜莠 『左傳』昭四「子產對曰、「昔我先君桓公與商人皆出自周、庸次比耦以艾殺此地、斬之蓬蒿藜蕞、而共處之。…」」・『戰國策』秦策五「王一日山陵崩、子侯立、士倉用事、王后之門、必生蓬蒿。」・『莊子』内篇 / 逍遙遊「斥鴳笑之曰、「彼且奚適也。我騰躍而上、不過數仞而下、翱翔蓬蒿之間、此亦飛之至也、而彼且奚適也。」」・雜篇 / 庚桑楚「是其於辯也、將妄鑿垣牆而殖蓬蒿也。」・『呂氏春秋』孟春紀「孟春行夏令、則風雨不時、草木早槁、國乃有恐。行秋令、則民大疫、疾風暴雨數至、藜莠蓬蒿竝興。行冬令、則水潦爲敗、霜雪大摯、首種不入。」

[21] 鴟梟 『詩』爾風 / 鴟鴞や『書』金縢では「鴟鴞」に作る。「鴟梟」は『管子』封禪・小匡のほか、『荀子』賦「螭龍爲蝦蟇、鴟梟爲鳳凰」・『史記』屈原賈生列傳 / 賈誼弔屈原賦「鸞鳳伏竄兮、鴟梟翱翔」・日者列傳「子獨不見鴟梟之與鳳皇翔乎」に見える。

以上の管仲の發言は、上文「蓋有無其應而用事者矣、未有睹符瑞見而不臻乎泰山者也」に呼應する。

是歲、秦繆公內晉君夷吾 [1]。其後三置晉國之君、平其亂 [2]。繆公立三十九年而卒 [3]。

[1] 是歲秦繆公內晉君夷吾 『左傳』僖九 (651BC) 「晉郤芮使夷吾重賂秦以求入、曰、「人實有國、我何愛焉。入而能民、土於何有。」從之。齊隰朋帥師會秦師、納晉惠公。秦伯謂郤芮曰、「公子誰恃。」對曰、「臣聞亡人無黨、有黨必有酬。夷吾弱不好弄、能鬥不過、長亦不改、不識其他。」公謂公孫枝曰、「夷吾其定乎。」對曰、「臣聞之、唯則定國。詩曰、「不識不知、順帝之則。」文王之謂也。又曰、「不僭不賊、鮮不爲則。」無好無惡、不忌不克之謂也。今其言多忌克、難哉。」公曰、「忌則多怨、又焉能克。是吾利也。』」

[2] 其後三置晉國之君平其亂 上述の如く「三置晉國之君」は商君列傳にも見える。晉惠公が637BCに卒したのち、懷公が立ったが、秦繆公は晉文公を擁立した(『左傳』僖二十四(636BC)「二十四年春王正月、秦伯納之、不書、不告入也」)。「三」は惠公・懷公・文公を指すものとなろうが、惠公擁立の「其後」に三君擁立があったわけではなく、そもそも懷公は繆公が擁立したわけでない。「三置晉國之君」は史實を反映しない修辭といわざるをえない。

[3] 繆公立三十九年而卒 『左傳』文六(621BC)「秦伯任好卒。」

其後百有餘年、而孔子論述六藝 [1]、傳略言 [2] 易姓而王、封泰山禪乎梁父者七十餘王矣 [3]、其俎豆 [4] 之禮不章、蓋難言之。或問禘之說、孔子曰、「不知。知禘之說、其於天下也視其掌 [5]。」詩云紂在位、文王受命、政不及泰山 [6]。武王克殷二年、天下未寧而崩 [7]。爰周德之洽 [8] 維成王、成王之封禪則近之矣 [9]。及後陪臣執政 [10]、季氏旅於泰山 [11]、仲尼譏之 [12]。

[1] 其後百有餘年而孔子論述六藝 『史記』孔子世家^{*53}

孔子年十七(535BC)、…魯南宮敬叔言魯君曰、「請與孔子適周。」魯君與之一乘車、兩馬、一豎子俱、適周問禮、蓋見老子云。…孔子自周反于魯、弟子稍益進焉。是時也、晉平公(557-532BC)淫、六卿擅權、東伐諸侯。楚靈王(540-529BC)兵彊、陵轢中國。…魯昭公之二十年(522BC)、而孔子蓋年三十矣。

は、「魯昭公之二十年」の前に「孔子自周反于魯、弟子稍益進焉」を置く。秦繆公三十九年(621BC)～魯昭公二十年(522BC)でちょうど100年、孔子卒(479BC)までで143年となる。

*53 孔子世家については、吉本2021bを見よ。

[2] 傳略言 陳壽祺・陳喬樞『魯詩遺說考』卷六之一 / 般は、この「傳」を『詩』周頌 / 般^{*54}の魯詩傳であるとする。『白虎通』封禪は、

詩云、「於皇明周、陟其高山。」言周太平、封太山也。又曰、「墮山喬嶽、允猶翁河。」言望祭山川百神來歸也。

と般を引く。また、封禪書下文（建元元年 140BC）

今天子初即位、尤敬鬼神之祀。元年、漢興已六十餘歲矣、天下艾安、搢紳之屬皆望天子封禪改正度也、而上鄉儒術、招賢良、趙綰・王臧等以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯。草巡狩封禪改曆服色事未就。會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微伺得趙綰等姦利事、召案綰・臧、綰・臧自殺、諸所興爲皆廢。

に趙綰・王臧が封禪を提案したことが見えるが、『漢書』儒林傳

蘭陵王臧既從受詩、已通、事景帝爲太子少傅、免去。武帝初即位、臧乃上書宿衛、累遷、一歲至郎中令。及代趙綰亦嘗受詩申公、爲御史大夫。綰・臧請立明堂以朝諸侯、不能就其事、乃言師申公。於是上使使東帛加璧、安車以蒲裹輪、駕駟迎申公、弟子兩人乘軺傳從。至、見上、上問治亂之事。申公時已八十餘、老、對曰、「爲治者不〔至〕〔在〕多言、顧力行何如耳。」是時上方好文辭、見申公對、默然。然已招致、既以爲太中大夫、舍魯邸、議明堂事。太皇竇太后喜老子言、不說儒術、得綰・臧之過、以讓上曰、「此欲復爲新垣平也。」上因廢明堂事、下綰・臧吏、皆自殺。申公亦病免歸、數年卒。

はかれらが魯詩を受けたことを伝える。同じく封禪書下文（元封元年 110BC）

群儒既已不能辨明封禪事、又牽拘於詩書古文而不能騁。上爲封禪祠器示群儒、群儒或曰「不與古同」、徐偃又曰「太常諸生行禮不如魯善」、周霸屬圖封禪事、於是上絀偃・霸、而盡罷諸儒不用。

の封禪の儀禮を議論した際の記述に見える徐偃・周霸は『漢書』儒林傳に

申公、魯人也。…弟子爲博士十餘人、孔安國至臨淮太守、周霸膠西內史、夏寬城陽內史、碭魯賜東海太守、蘭陵繆生長沙內史、徐偃膠西中尉、鄒人闕門慶忌膠東內史、其治官民皆有廉節稱。

*54 『詩』周頌 / 般「般、巡守而祀四嶽河海也。○於皇時周、陟其高山、墮山喬嶽、允猶翁河。敷天之下、哀時之對、時周之命。」

と見えるように、ともに魯詩を受けていた。魯詩學派が封禪に關心を有していたことを示す。

さらに想起すべきは、司馬遷もまた魯詩を受けていたことである*55。ここで周覇・徐偃が特記されていることは司馬遷が同じ魯詩學派に屬していたためである可能性を指摘しておきたい。

また、『尚書正義』序「又韓詩外傳稱古封太山、禪梁甫者萬餘人、仲尼觀焉不能盡識」の『韓詩外傳』佚文にも封禪に對する孔子言が見え、陳壽祺・陳喬樞『韓詩遺說考』卷五之二はやはり般に對する韓詩傳とする*56。

[3] 易姓而王封泰山禪乎梁父者七十餘王矣 『白虎通』封禪に「故孔子曰、「升泰山、觀易姓之王、可得而數者七十有餘。」とある。「七十」は上掲『管子』封禪「七十二家」に初見するが、類似の記述は、封禪書下文（元鼎五年 112BC）の

漢之聖者在高祖之孫且曾孫也。寶鼎出而與神通、封禪。封禪七十二王、唯黃帝得上泰山封。

のほか、

泰山之上有七十壇焉、而三王獨道。（『淮南子』繆稱訓）

尚古之王、封於泰山、禪於梁父、七十餘聖、法度不同、非務相反也、時世異也。
（齊俗訓）

故封泰山之上、禪梁父之下、易姓而王、德如堯舜者、七十二人、王者、天之所豫也、其所伐、皆天之所奪也、今唯以湯武之伐桀紂爲不義、則七十二王亦有伐也、推足下之說、將以七十二王爲皆不義也。（『春秋繁露』堯舜不擅移湯武不專殺）

續昭夏、崇號謚、略可道者七十有二君。（『史記』司馬相如傳 / 封禪文）

など、武帝期におけるこの言説の流行を知る。

[4] 俎豆 『論語』衛靈公「衛靈公問陳於孔子。孔子對曰、「俎豆之事、則嘗聞之矣。軍旅之事、未之學也。」

*55 王先謙『詩三家義集疏』序例「孔安國從申公受詩、爲博士、至臨淮太守、見史記儒林傳。太史公從孔安國問業、所習當爲魯詩。觀其傳儒林首列申公、敘申公弟子首數孔安國、此太史公尊其師傅、故特先之。」

*56 『史記正義』封禪書「韓詩外傳云、「孔子升泰山、觀易姓而王可得而數者七十餘人、不得而數者萬數也」も同じ章の一部であろう。

[5] 或問禘之說 『論語』八佾「或問禘之說。子曰、「不知也。知其說者之於天下也、其如示諸斯乎。」指其掌。」

[6] 詩云紂在位文王受命政不及泰山 「文王受命」は、『詩』大雅 / 文王有聲および『詩序』大雅 / 文王・靈臺に見える。「政不及泰山」は、『論語』泰伯「三分天下有其二、以服事殷。周之德、可謂至德也已矣」（包曰、「殷紂淫亂、文王爲西伯而有聖德、天下歸周者三分有二、而猶以服事殷、故謂之至德」）を踏まえた表現である。

[7] 武王克殷二年天下未寧而崩 『史記』周本紀「武王已克殷、後二年、…武王病。天下未集、群公懼、穆卜、周公乃祓齋、自爲質、欲代武王、武王有瘳。後而崩、太子誦代立、是爲成王。」

「武王克殷」は『左傳』僖六・昭二十六に初見する。また僖十九に「昔周饑、克殷而年豐」とある。「克殷」に類似の語彙に「克商」があり、西周前期の小臣單觶（10656）に初見し、『左傳』の7例のほか、『書』金縢に見えるが、その後の用例を見ない。對するに、「克殷」は『左傳』3例のほか、『禮記』樂記・『墨子』非攻下・『逸周書』克殷・度邑・作雒・『國語』周語下に各1例が見え、「克商」に代替したものとなる。

上文「雖受命而功不至、至梁父矣而德不洽、洽矣而日有不暇給、是以即事用希」は文王・武王が封禪をなしえなかったことを指すが、『墨子』尚賢中

昔者武王將事泰山隧、傳曰、「泰山、有道曾孫周王有事、大事既獲、仁人尚作、以祇商夏、蠻夷醜貉。雖有周親、不若仁人、萬方有罪、維予一人。」

は武王の泰山祭祀を伝える。

[8] 爰周德之洽 『春秋繁露』楚莊王「周人德已洽天下。」

[9] 則近之矣 『呂氏春秋』勿躬「夫君人而知無恃其能、勇・力・誠・信、則近之矣。」・淫辭「言不欺心、則近之矣。」

[10] 陪臣執政 「陪臣執政」は、孔子世家「陪臣執國政」のほか、曆書「陪臣執政」・六國年表「是後陪臣執政」・太史公自序「陪臣秉政」など『史記』に頻見する。

[11] 季氏旅於泰山 『論語』八佾に「季氏旅於泰山。子謂冉有曰、「女弗能救與。」對曰、「不能。」子曰、「嗚呼。曾謂泰山、不如林放乎。」とあり、『論語集解』は「馬曰、「旅、祭名也。禮、諸侯祭山川在其封內者。今陪臣祭泰山、非禮也。」とし、魯侯の泰山祭祀を想定する。一方で、『左傳』隱八「鄭伯請釋泰山之祀而祀周公、以泰山之祓易

許田。三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也」(注「成王營王城、有遷都之志、故賜周公許田、以爲魯國朝宿之邑、後世因而立周公別廟焉。鄭桓公、周宣王之母弟、封鄭、有助祭泰山湯沐之邑在祊。鄭以天子不能復巡狩、故欲以祊易許田、各從本國所近之宜。恐魯以周公別廟爲疑、故云已廢泰山之祀、而欲爲魯祀周公、孫辭以有求也。許田、近許之田」)では、西周期に周王が巡守の際に泰山を祭っていたとする*57。

『詩』魯頌 / 閟宮「泰山巖巖、魯邦所詹、奄有龜蒙、遂荒大東」に窺われるように、泰山は春秋期には、確かに魯の「封内」にあったが、封禪書下文には齊の八神の第二である地主を泰山梁父で祠ることが見え、泰山が齊の支配下に入ったことを知る。その時期につき明文はないが、清華簡『繫年』第20章には晉敬公十一年(441BC)に齊が長城建設を開始したことが見える*58。この長城は、『史記正義』蘇秦列傳に引く『太山記』に「太山西有長城、緣河經太山、餘一千里、至琅邪臺入海」と見え、長城建設の時點で泰山がすでに齊の領域に入っていたことを窺わせる*59。

[12] 仲尼譏之 「譏之」は『史記』の常用表現である。本條では『論語』の孔子の發言を「譏之」と記しているが、『左傳』引用に「譏之」を用いることが多い。

『左傳』	『史記』
隱五「五年春、公將如棠觀魚者。臧僖伯諫曰、…」	十二諸侯年表 / 魯表「五 公觀魚于棠、君子譏之。」
隱八「鄭伯請釋泰山之祀而祀周公、以泰山之祊易許田。三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也。」	魯世家「八年、與鄭易天子之太山之邑祊及許田、君子譏之。」・十二諸侯年表 / 魯表「八 易許田、君子譏之。」
桓二「夏四月、取郟大鼎于宋。戊申、納于大廟。非禮也。臧哀伯諫曰、…」	魯世家「二年、以宋之賂鼎入於太廟、君子譏之。」・十二諸侯年表 / 魯表「二 宋賂以鼎、入於太廟、君子譏之。」

*57 『公羊』僖三十一「夏四月、四卜郊不從、乃免牲、猶三望、…三望者何、望祭也、然則曷祭、祭泰山河海、曷爲祭泰山河海、山川有能潤于百里者、天子秩而祭之、觸石而出、膚寸而合、不崇朝而遍雨乎天下者、唯泰山爾、河海潤于千里、…」も天子の泰山への望祭に言及する。

*58 清華簡『繫年』については、吉本2013を見よ。

*59 『禮記』禮器「齊人將有事於泰山、必先有事於配林」・『晏子春秋』内篇 / 諫上「明日、晏子朝見、公告之如占蓍之言也、公曰、「占蓍者之言曰、師過泰山而不用事、故泰山之神怒也、…」・外篇 / 第七「景公置酒于泰山之陽、酒酣、公四望其地、…」は戰國齊における泰山祭祀の一端を伝えるものであろう。

桓二「初、晉穆侯之夫人姜氏、以條之役生太子、命之曰仇。其弟以千畝之戰生、命之曰成師。師服曰、…」	十二諸侯年表 / 晉表「十 以千畝戰。生仇弟成師。二子名反、君子譏之。後亂。」
桓三「齊侯送姜氏于謹、非禮也。…」	十二諸侯年表 / 魯表「三 翬迎女、齊侯送女、君子譏之。」
僖十一「天王使召武公、內史過賜晉侯命。受玉惰。過歸、告王曰、…」	晉世家「二年、周使召公過禮晉惠公、惠公禮倨、召公譏之。」
僖三十三「三十三年春、秦師過周北門、左右免胄而下、超乘者三百乘。王孫滿尚幼、觀之、言於王曰、…」	晉世家「襄公元年春、秦師過周、無禮、王孫滿譏之。」
文六「秦伯任好卒、以子車氏之三子奄息、仲行、鍼虎爲殉、皆秦之良也。國人哀之、爲之賦黃鳥。君子曰、…」	十二諸侯年表 / 秦表「三十九 繆公薨。葬殉以人、從死者百七十人、君子譏之、故不言卒。」

『史記』に先立ち『春秋繁露』

天者、百神之大君也、事天不備、雖百神猶無益也、何以言其然也、祭而地神者、春秋譏之、孔子曰、「獲罪於天、無所禱也。」是其法也。(郊語)

故春秋凡譏郊、未嘗譏君德不成於郊也、乃不郊而祭山川、失祭之敘、逆於禮、故必譏之、(郊祀)

が「譏之」を郊祀に關聯して用いている。

是時萇弘以方事周靈王 [1]、諸侯莫朝周、周力少、萇弘乃明鬼神事 [2]、設射狸首 [3]。狸首者、諸侯之不來者。依物怪欲以致諸侯 [4]。諸侯不從、而晉人執殺萇弘 [5]。周人之言方怪者自萇弘。

[1] 是時萇弘以方事周靈王 『史記』孔子世家に「適周問禮、蓋見老子云」と、孔子適周を記す。『史記』樂書は『禮記』樂記を引くが、「子曰、唯丘之聞諸萇弘」とあり、『史記索隱』は「按、大戴禮云孔子適周、訪禮於老聃、學樂於萇弘是也」と注する。孔子世家「適周問禮、蓋見老子云」は、ここに引用された『大戴禮』佚文の「訪禮於老聃」に由來するものと思われ、従って、『史記』においては「學樂於萇弘」をも認知していたことが容易に推測される。

『禮記』樂記	『史記』樂書
賓牟賈侍坐於孔子、孔子與之言、及樂、曰、「夫武之備戒之已久、何也。」對曰、「病不得其眾也。」「詠歎之、淫液之、何也。」對曰、「恐不逮事也。」「發揚蹈厲之已蚤、何也。」對曰、「及時事也。」「武坐致右憲左、何也。」對曰、「非武坐也。」「聲淫及商、何也。」對曰、「非武音也。」子曰、「若非武音、則何音也。」對曰、「有司失其傳也。若非有司失其傳、則武王之志荒矣。」子曰、「唯丘之聞諸萇弘、亦若吾子之言是也。」	賓牟賈侍坐於孔子、孔子與之言、及樂、曰、「夫武之備戒之已久、何也。」答曰、「病不得其眾也。」「永歎之、淫液之、何也。」答曰、「恐不逮事也。」「發揚蹈厲之已蚤、何也。」答曰、「及時事也。」「武坐致右憲左、何也。」答曰、「非武坐也。」「聲淫及商、何也。」答曰、「非武音也。」子曰、「若非武音、則何音也。」答曰、「有司失其傳也。如非有司失其傳、則武王之志荒矣。」子曰、「唯丘之聞諸萇弘、亦若吾子之言是也。」

「是時」は孔子適周を踏まえたものであり、孔子世家の535-522BCのあたりを指すものとなろう。そのように考えると周靈王(571-545BC)では年代が合わない。そもそも萇弘は『左傳』では昭十一(周景王十四年531BC)に初見し、哀三(周敬王二十八年492BC)に卒している。靈王がたとえば景王(544-520BC)の單なる誤記でないとするれば、「靈」の諡號^{*60}と相俟って、『左傳』昭二十六

在定王六年、秦人降妖、曰、「周其有鬻王、亦克能脩其職、諸侯服享、二世共職。王室其有閔王位、諸侯不圖、而受其亂災。」至于靈王、生而有鬻、王甚神聖、無惡於諸侯。靈王、景王克終其世。

のように靈王について怪異談が見えることから、靈王・萇弘を關聯づける傳承が発生し、封禪書は、年代的矛盾に氣づきながらもそれをそのまま採録したということになる。

なお『漢書』郊祀志は孔子の一節を削除し、「穆公立三十九年而卒」の直後に「後五十年、周靈王即位。時諸侯莫朝周、萇弘乃明鬼神事」の書き出しで萇弘の一節を置く。穆公三十九年(621BC)の「後五十年」が周靈王元年(571BC)となる。

[2] 萇弘乃明鬼神事 『史記』天官書「昔之傳天數者、…周室、史佚・萇弘」は萇弘を「傳天數者」とする。『淮南子』主術訓「孔子之通、智過於萇弘」・繆稱訓「萇弘以智困」は萇弘の「智」を強調するが、それは、

故萇弘・師曠、先知禍福、言無遺策、而不可與眾同職也。(齊俗訓)

*60 『逸周書』諡法「死而志成曰靈、亂而不損曰靈、極知鬼神曰靈、不勤成名曰靈、死見神能曰靈、好祭鬼神曰靈、」

昔者蓑弘、周室之執數者也、天地之氣、日月之行、風雨之變、律曆之數、無所不通、然而不能自知、車裂而死。…故蓑弘知天道而不知人事、(汎論訓)

蓑弘知周之所存、而不知身所以亡。(説山訓)

など「知天道」に基づくものとされる。蓑弘を「明鬼神事」とすることは、前漢以降に発生した言説となる。

なお『漢書』藝文志 / 陰陽は「蓑弘十五篇 (周史)」を著録する。

[3] 狸首 『儀禮』大射「上射揖司射退反位、樂正命大師曰、奏狸首間若一。」注「樂正西面受命、左還東面、命大師以大射之樂章、使奏之也。狸首、逸詩曾孫也。狸之言不來也。其詩有「射諸侯首不朝者」之言、因以名篇、後世失之、謂之曾孫。曾孫者、其章頭也。射義所載詩曰「曾孫侯氏」。]

[4] 依物怪欲以致諸侯 秦始皇本紀 / 二十八年「古之五帝三王、知教不同、法度不明、假威鬼神、以欺遠方、…。」

「物怪」は、『新語』懷慮「楚靈王居千里之地、享百邑之國、不先仁義而尚道德、懷奇伎、□□□、□陰陽、合物怪、作乾谿之臺、立百仞之高、欲登浮雲、窺天文、然身死於棄疾之手」・『史記』天官書「幽厲以往、尚矣。所見天變、皆國殊窟穴、家占物怪、以合時應、其文圖籍禱祥不法」に見える。

[5] 晉人執殺蓑弘 『左傳』哀三 (492BC)「劉氏・范氏世爲婚姻、蓑弘事劉文公、故周與范氏。趙鞅以爲討。六月癸卯、周人殺蓑弘」に、范中行の亂の際に范氏に加擔したため、趙鞅に問責され、周人に殺されたとある。「晉人執殺蓑弘」はこれに對應する。

昔者龍逢斬、比干剖、蓑弘脗、子胥靡。故四子之賢而身不免乎戮。」(『莊子』外篇 / 胠篋)

人主莫不欲其臣之忠、而忠未必信、故伍員流於江、蓑弘死於蜀、藏其血三年而化爲碧。(雜篇 / 外物)

人主莫不欲其臣之忠、而忠未必信、故伍員流乎江、蓑弘死、藏其血三年而爲碧。(『呂氏春秋』必己)

人主之無度者、無以知此、豈不悲哉。比干・蓑弘以此死、箕子・商容以此窮、周公・召公以此疑、范蠡・子胥以此流、死生存亡安危、從此生矣。(離謂)

など戦国後期の事例では、萇弘の「忠」がもっぱら強調されるが、「明鬼神事」はなお見えない。なお、『韓非子』内儲説下

叔向之讒萇弘也、爲書曰、「萇弘謂叔向曰、子爲我謂晉君、所與君期者時可矣、何不亟以兵來。」因伴遺其書周君之庭而急去行、周以萇弘爲賣周也、乃誅萇弘而殺之。

は、晉の賢者として名高い叔向（羊舌肸）を悪役に仕立てて萇弘誅殺を語ったものだが、叔向は『左傳』昭十五（527BC）に終見し、ついで昭二十八（514BC）には羊舌氏が滅ぼされている。不出来な作文というべきである。

其後百餘年 [1]、秦靈公作吳陽上時、祭黃帝。作下時、祭炎帝。後四十八年、周太史儋 [2] 見秦獻公曰、「秦始與周合、合而離、五百歲當復合、合十七年而霸王出焉。」櫟陽雨金 [3]、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時櫟陽而祀白帝。其後百二十歲 [4] 而秦滅周、周之九鼎入于秦。或曰宋太丘社亡、而鼎沒于泗水彭城下。其後百一十五年而秦并天下 [5]。

[1] 其後百餘年 『史記』六國年表 / 秦靈公三年（422BC）に「三 作上下時」とあるが、秦本紀には見えない。上述の如く、上文の「是時」は、孔子適周に萇弘を年代づけるものである。孔子世家では適周を 536-522BC の間に置いている。522-422BC で 101 年、536BC から 115 年で、「百餘年」に当たる

なお、『漢書』郊祀志は「自秦宣公作密時後二百五十年」の書き出しを用いる。秦宣公四年（672BC）の二百五十年後が靈公三年（422BC）に当たる。

[2] 周太史儋 周太史儋の豫言は、封禪書のほか、周本紀烈王二年（374BC）・秦本紀獻公十一年（374BC）・老子韓非列傳に見える。374BC は 422BC の「後四十八年」に当たる。豫言

秦始與周合合而離、 五百歲當復合、合十七年而霸、 王出焉。（封禪書）

始周與秦國合而別、別五百載 復合、合十七歲而霸、 王者出焉。（周本紀）

周故與秦國合而別、別五百歲 復合、合（七）十七歲而霸、王出。（秦本紀）

始秦與周合、 合五百歲而離、 離七十歲而霸、 王者出焉。（老子韓非列傳）

の都合四件の字句の出入りは、共通の原資料からの引用が個別的になされ、それぞれ獨自に字句の附加がなされたためであろう。老子韓非列傳の豫言がもっとも字句が簡潔であり、附加の施されない本来の文言を保存しているものと思われる。

ここで指摘すべきは、老子韓非列傳が豫言の直前に置く「自孔子死之後百二十九年、而史記周太史儋見秦獻公曰」であり、「百二十九年」に對し、『史記集解』は、「徐廣曰、實百一十九年」と注する。孔子卒（479BC）の「百一十九年」後には、秦本紀「（孝公）二年（360BC）、天子致胙」があり、老子韓非列傳の「而史記」のあとには本來この事件が記されており、徐廣以降に脱文が生じたことが窺われる。

この豫言については、『史記正義』封禪書

秦周俱黃帝之後、至非子末別封、是合也。合而離者、謂非子末年、周封非子爲附庸、邑之秦、是離也。五百歲當復合者、謂從非子邑秦後二十九君、至秦孝公二年五百歲、周顯王致文武胙於秦孝公、復與之親、是復合也。十七年霸王出焉者、謂從秦孝公三年至十九年、周顯王致伯於秦孝公、是霸王出也。至惠王稱王、王者出焉。

の説明が、おおむね妥當である。秦本紀の紀年は、「秦嬴生秦侯。秦侯立十年、卒」に始まり、秦侯十年は848BC、従って、秦嬴（非子）の末年が858BCとなる。「五百歲」は、非子の初封から孝公二年までを数えたものとなろう。ついで、秦本紀「（孝公）十九年（343BC）、天子致伯」に見えるように、孝公二年の「十七歲」ののちに、秦孝公は「伯（霸）」に認證されている。老子韓非列傳の「七十」は「十七」の誤寫となろう。非子初封・「致胙」・「致伯」と、この豫言は周王朝と秦との關係をたどっている。343BCに孝公が霸者に認證されたのち、續く惠文王も、秦本紀「四年（334BC）、天子致文武胙」と、霸者をつとめたが、結局、325BCの稱王によって周王朝に認證された霸權を放棄している。「致伯」につづく「王者出焉」は、惠文王稱王を指すものにはかならない。この豫言は、325BCの惠文王稱王を正統化すべく作成されたものとなる。

封禪書が惠文王稱王に言及しないのは、この豫言の意味を理解することなく、原資料にあったものをそのまま轉寫したためであろう、

[3] 櫟陽雨金 秦本紀に「（獻公）十八年（367BC）、雨金櫟陽」とあり、『漢書』郊祀志は「儋見後七年」を補う。六國年表「十七（368BC）櫟陽雨金、四月至八月」が「十七」に繋げるのは、年表に頻見する誤排であるに過ぎない。

秦金德説^{*61}である。秦のこの前後の事件には「七」が頻見する。すなわち上文の太

*61 「木／火／土／金／水＋德」や「五德」という表現は、封禪書下文の五德終始説に關聯する記述に初見し、「德」は天子たるの「德」を指す。その點からいえば、津田1926が指摘するよ

史儋の豫言に關聯して、「百一十九」は七の十七倍、360BCの「十七歳」後が343BC、「五百」は『孟子』萬章下「公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里」が方百里を方七十里の二倍とすることに確認されるように、七の自乗の十倍として扱われる。さらに、十一年の七年前には、秦本紀「(獻公)四年(381BC)正月庚寅、孝公生」があり、庚は天干の第七である。獻公十八年は十一年の七年後であり、獻公十八年の七年後が孝公二年である。また秦本紀「二十四年、獻公卒、子孝公立、年已二十一歳矣」とあり、二十一は七の三倍である。また374BCの四十九(七の自乗)年後の325BCに惠文王は稱王する。

七は天干第七の庚が金徳に對應することに由来するものであろう。甲乙・丙丁・戊己・庚辛・壬癸の木火土金水への對應は、『呂氏春秋』十二紀^{*62}に、また同じく十二支の五行への對應は『淮南子』天文訓「甲乙寅卯、木也。丙丁巳午、火也。戊己四季、土也。庚辛申酉、金也。壬癸亥子、水也」によく明示されるが、この對應が前4世紀前半に遡ることは、『左傳』昭三十一「庚午之日、日始有謫。火勝金、故弗克」に確認される。「火勝金」とは、庚が金、午が火に屬し、支剋干となることを指す。木火土金水に對應する數を『呂氏春秋』十二紀は、八・七・五・九・六とする^{*63}。『禮記』月令疏には、『易』繫辭傳上

大衍之數五十、其用四十有九。分而爲二以象兩、掛一以象三、揲之以四以象四時、歸奇於扚以象閏。五歲再閏、故再扚而後掛。天數五。地數五。五位相得而各有合、天數二十有五、地數三十。凡天地之數、五十有五。此所以成變化、而行鬼神也。

うに、秦獻公の「櫟陽雨金」や漢高祖の「赤帝子」を秦金徳・漢火徳と稱することは適切ではない。しかしながら、五行を特定の王侯に關聯づけることは『左傳』にすでに見え、それが王朝交代の理論に展開したものが五徳終始説であることはいうまでもない。また、漢高祖の「赤帝子」は『漢書』高帝紀に「漢承堯運、徳祚已盛、斷蛇著符、旗幟上赤、協于火徳、自然之應、得天統矣」とあるように、前漢後期には五徳終始説に組み込まれ、受命の瑞祥として再定義されている。五徳終始説とそれ以前を斷絶することは、とりわけ戰國から前漢前期について考慮すべき諸々の事象を取りこぼしかねない。このような批判的見地から、本稿では、「木／火／土／金／水＋徳説」を、特定の諸侯を五行に關聯づける言説一般に用い、關聯づけられる五行を「木／火／土／金／水＋徳」、それらをまとめて「五徳」と稱することにする。

*62 『呂氏春秋』十二紀に先立ち、『墨子』貴義「且帝以甲乙殺青龍於東方、以丙丁殺赤龍於南方、以庚辛殺白龍於西方、以壬癸殺黑龍於北方」では青・赤・白・黒すなわち木・火・金・水の甲乙・丙丁・庚辛・壬癸との對應が明示され、必然的に土が戊己に對應することになる。

*63 『管子』幼官においてすでに東・南・中央・西・北に八・七・五・九・六を配當している。

乾之策、二百一十有六、坤之策、百四十有四、凡三百有六十、當期之日。二篇之策、萬有一千五百二十、當萬物之數也。是故、四營而成易、十有八變而成卦、八卦而小成。引而伸之。觸類而長之、天下之能事畢矣。顯道、神德行。是故、可與酬酢、可與祐神矣。

に對する鄭玄注

天一生水於北、地二生火於南、天三生木於東、地四生金於西、天五生土於中。陽無耦、陰無配、未得相成。地六成水於北、與天一并。天七成火於南、與地二并。地八成木於東、與天三并。天九成金於西、與地四并。地十成土於中、與天五并也。大衍之數五十、有五行各氣并、氣并而減五、惟有五十、以五十之數、不可以爲七八九六ト筮之占以用之、故更減其一、故四十有九也。

を引く。木火土金水と八七五九六の對應についての最も有効な説明であるが、同様の説明は、遡って『漢書』律曆志上の劉歆説

天以一生水、地以二生火、天以三生木、地以四生金、天以五生土。五位皆以五而合、而陰陽易位、故曰「妃以五成」。然則水之大數六、火七、木八、金九、土十。

にも認められる。これらは、『呂氏春秋』以前にすでに存在した言説を引用したものと考えてよい。秦始皇本紀「數以六爲紀」・封禪書下文（太初元年 104BC）「官名更印章以五字」など秦水德説における六、漢土德説における五はこの成數を用いる。その一方で、張惠言『周易虞氏義』卷七^{*64}

甲乾・乙坤相得合木（甲一・乙二）、謂天地定位也。丙艮（三）・丁兌（四）相得合火、山澤通氣也。戊坎（五）・己離（六）相得合土、水火相逢也。庚震（七）・辛巽（八）相得合金、雷風相薄也。壬壬（九）・地癸（十）相得合水、言陰陽相薄而戰於乾。

の如く、十干をその順番で一～十に對應させることは、その素朴さからいって、より古くから存在したことが容易に想像され、秦金德説における七は成數に先行する言説を反映するものと考えられる。

*64 『隋書』經籍志一 / 經 / 易「周易九卷（吳侍御史虞翻注。）」「周易大義一卷（梁有周易錯八卷、京房撰。周易日月變例六卷、虞翻・陸績撰。周易卦象數旨六卷、東晉樂安亭侯李顥撰。周易爻一卷、馬措撰。亡）」

特定の諸侯國が五徳を保持するという言説は、すでに『左傳』に見える*65。

晉趙鞅卜救鄭、遇水適火、占諸史趙、史墨、史龜。史龜曰、「是謂沈陽、可以興兵、利以伐姜、不利子商。伐齊則可、敵宋不吉。」史墨曰、「盈、水名也。子、水位也。名位敵、不可干也。炎帝爲火師、姜姓其後也。水勝火、伐姜則可。」史趙曰、「是謂如川之滿、不可游也。鄭方有罪、不可救也。救鄭則不吉、不知其他。」陽虎以周易筮之、遇泰 ䷊ 之需 ䷄、曰、「宋方吉、不可與也。微子啟、帝乙之元子也。宋、鄭、甥舅也。祉、祿也。若帝乙之元子歸妹而有吉祿、我安得吉焉。」乃止。(哀九)

ここでは、まず「水適火」の卜兆を占して、晉の趙氏・宋が水徳、齊が火徳に当たることが確認され、晉が齊を伐つ場合、「水勝火」で吉だが、宋を伐つ場合は水對水の「名位敵」なので不吉とされている。五行相剋は卜兆という特定の条件のもとに、選擇的に利用されるに過ぎない。

秦の金徳それ自體は、秦が西方に位置するという現状を五徳を以て表現したものに過ぎない。むしろ金徳に基づく瑞祥の獲得がより重要である。334BCの徐州の會において齊・魏が王號を相互に承認したことを契機に、中原諸侯が相次いで稱王した。これら新しい王たちが並存するこの段階において、五徳によって歴代王朝の交代を説明し、周王朝に代わる新しい王朝を措定する五徳終始説はなお出現の契機を缺いていた。秦の金徳に基づく瑞祥は、秦が西方を支配する王としての正統性を主張する以上のものではなかったと考える。

秦金徳説と同様に、前3世紀の前半までに、北方の趙では水徳が、東方の齊では木徳が主張された形跡がある。

すなわち、趙水徳説について、『史記』秦本紀

秦之先、帝顓頊之苗裔孫曰女脩。女脩織、玄鳥隕卵、女脩吞之、生子大業。大業取少典之子、曰女華。女華生大費、與禹平水土。已成、帝錫玄圭。禹受曰、「非予能成、亦大費爲輔。」帝舜曰、「咨爾費、贊禹功、其賜爾皐游。爾後嗣將大出。」乃妻之姚姓之玉女。大費拜受、佐舜調馴鳥獸、鳥獸多馴服、是爲柏翳。舜賜姓嬴氏。は、柏翳は大費の別名とする。柏翳は、『國語』鄭語

姜、伯夷之後也、嬴、伯翳之後也。伯夷能禮於神以佐堯者也、伯翳能議百物以佐

*65 『左傳』の五行説については、新城 1928、第九篇「干支五行説と顓頊曆」参照。

舜者也。其後皆不失祀而未有興者、周衰其將至矣。

に秦の開祖として見えるが、一方で大費について、「爾後嗣將大出。乃妻之姚姓之玉女」は趙武靈王についての豫言であり、大業は、趙世家

居十五年、晉景公疾、卜之、大業之後不遂者爲祟。景公問韓厥、厥知趙孤在、乃曰、大業之後在晉絕祀者、其趙氏乎。夫自中衍者皆嬴姓也。中衍人面鳥喙、降佐殷帝大戊、及周天子、皆有明德。下及幽厲無道、而叔帶去周適晉、事先君文侯、至于成公、世有立功、未嘗絕祀。

に趙の祖先として見えるが、秦との関係は何ら示唆されない。柏翳・大費は鳥獸・治水と役割も異なる。秦系・趙系資料においてそれぞれの開祖とされていたものが、同じく舜に仕えたことを根據に同一人物とされたものである。

顓頊は、『左傳』

晉侯問於史趙曰、「陳其遂亡乎。」對曰、「未也。」公曰、「何故。」對曰、「陳、顓頊之族也、歲在鶉火、是以卒滅。」(昭八)

夏四月、陳災。鄭裨竈曰、「五年陳將復封、封五十二年而遂亡。」子產問其故。對曰、「陳、水屬也。火、水妃也。而楚所相也。今火出而火陳、逐楚而建陳也。妃以五成、故曰五年。歲五及鶉火、而後陳卒亡、楚克有之、天之道也、故曰五十二年。」(昭九)

において水に關聯づけられており、その苗裔である女脩が「玄鳥」の卵を呑んで大業を生む。大業の子である大費は禹の治水を補佐し、舜より「早游」を賜った。これらは、北方の趙の水徳・黒を示す。

ついで齊木徳説は、九州説における青州の出現に示唆される。つとに宋襄公(650-637BC)時代の『詩』商頌/玄鳥「奄有九有」・長發「帝命式于九圍」「九有有截」に「九有」「九圍」が見え、ついで齊靈公(581-554BC)時代の作器である叔夷鐘(15552-15564)・罇(15829)銘に「九州」がすでに見えるが、九州の名が具體化するのはかなり降る。『左傳』には九州が散見するが、具體名は哀六「夏書曰、惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方」が見えるだけである。『墨子』兼愛中も、禹の治水に關聯して西河を西、燕・代・胡貉を北、冀州を東、荊楚・于越・南夷を南とする。冀方・冀州の「冀」はおそらく「畿」=中央の意味で、そのため突出して早くから見えるのであろう。『管子』では、小匡に

徐州・荊州が見え、古國・古地名を用いて九州に具體名を與えることが始まるが、一方では大匡の北州・南州の如くなお不完全である。

漢代以降に踏襲される九州の具體名は以下の諸書に見える*66。

兩河間曰冀州、河南曰豫州、河西曰隴州、漢南曰荊州、江南曰揚州、濟河間曰兗州、濟東曰徐州、燕曰幽州、齊曰營州 九州、(『爾雅』釋地)

冀州既載、…濟河惟兗州、…海岱惟青州、…海岱及淮惟徐州、…淮海惟揚州、…荊及衡陽惟荊州、…荊河惟豫州、…華陽黑水惟梁州、…黑水西河惟雍州、(『書』禹貢)

何謂九州。河、漢之間爲豫州、周也。兩河之間爲冀州、晉也。河、濟之間爲兗州、衛也。東方爲青州、齊也。泗上爲徐州、魯也。東南爲揚州、越也。南方爲荊州、楚也。西方爲雍州、秦也。北方爲幽州、燕也。(『呂氏春秋』有始)

東南曰揚州、…正南曰荊州、…河南曰豫州、…正東曰青州、…河東曰兗州、正西曰雍州、…東北曰幽州、…河內曰冀州、…正北曰并州、(『周禮』夏官 / 職方氏)

『爾雅』釋地	『書』禹貢	『呂氏春秋』有始	『周禮』職方氏
雍州	雍州 梁州	雍州	雍州
冀州	冀州	冀州	冀州 并州
幽州		幽州	幽州
豫州	豫州	豫州	豫州
兗州	兗州	兗州	兗州
營州	青州	青州	青州
徐州	徐州	徐州	
揚州	揚州	揚州	揚州
荊州	荊州	荊州	荊州

『爾雅』において齊地が營州であるのは、秦地が雍州であるのと同じく、齊の古都營

*66 上博楚簡『容成氏』には、「禹親執畚耜、以陂明都之澤、決九河之滌、於是乎夷州・徐州始可處。禹通淮與沂、東注之海、於是乎競州・莒州始可處也。禹乃通蕩與易、東注之海、於是乎蕘州始可處也。禹乃通三江・五湖、東注之海、於是乎荊州・揚州始可處也。禹乃通伊洛、併瀘澗、東注之河、於是乎豫州始可處也。禹乃通涇與渭、北注之河、於是乎廬州始可處也」と独自の九州が見える。子居 2008。

丘に基づく。青州採用の時期は、『呂氏春秋』有始・『周禮』職方氏・『書』禹貢の成書年代が下限となるが、注目されるのは、孟諸に関わる記述である。『爾雅』釋地は「宋有孟諸」とし、『呂氏春秋』有始も「宋之孟諸」とする。これに對し、『周禮』職方氏は、青州に「其澤藪曰望諸」と記し、徐州を青州に併合しているのである。齊の宋征服(286BC)を反映することは明らかである。『呂氏春秋』の九州説は『爾雅』のそれを比較的忠實に踏襲するが、藪名については、『爾雅』の「十藪」を「九藪」に改めつつ、魯の大野・周の焦護を削って趙の鉅鹿を加え、圃田の歸屬を鄭から梁に改める。編纂當時の實状を反映すべく改變したものだが、孟諸は依然宋に屬している。この事實を積極的に評價するならば、青州は、286BC以前にすでに採用されていたことになる。

後述の如く、五德終始説は、土木金火水の五行相剋もしくは木火土金水の五行相生に基づいて王朝交代を説明する。對するに、秦金德説・趙水德説・齊木德説は、さしあたり、これら諸侯國の現状を正統化する以上のものではない。そもそも、金德の秦が、木德には必ず剋つが、火德には必ず負けるといった想定はありえない。他國との關係は二次的なものであり、五行相剋は、特定の瑞祥によって選擇的に利用されるものに過ぎないのである。

[4] 其後百二十歲 六國年表 / 秦莊襄王元年(249BC)「秦莊襄王楚元年 蒙鶩取成臯、滎陽。初置三川郡。呂不韋相。取東周」に東周併合が見える。獻公十七年(368BC)～莊襄王元年(249BC)で「百二十歲」となる。もっとも「周之九鼎入于秦」は、秦本紀「(昭襄王)五十二年(255BC)五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦。周初亡」に見える。

『漢書』郊祀志は「後百一十歲、周赧王卒、九鼎入於秦」に作るが、『漢書補注』は「官本一作二、封禪書同」と指摘する。

「九鼎」は、『左傳』

武王克商、遷九鼎于雒邑、義士猶或非之、(桓二)

楚子伐陸渾之戎、遂至於雒、觀兵于周疆。定王使王孫滿勞楚子、楚子問鼎之大小輕重焉。對曰、「在德不在鼎。昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神、姦。故民入川澤山林、不逢不若。螭魅罔兩、莫能逢之、用能協于上下、以承天休。桀有昏德、鼎遷于商、載祀六百。商紂暴虐、鼎遷于周。

德之休明、雖小、重也。其姦回昏亂、雖大、輕也。天祚明德、有所底止。成王定鼎于郊廓、卜世三十、卜年七百、天所命也。周德雖衰、天命未改。鼎之輕重、未可問也。」(宣三) *67

に初見し*68、ついで

乃命南宮百達、史佚、遷九鼎三巫、(『逸周書』克殷解) *69。

遷至乎商王紂天不序其德、祀用失時。兼夜中、十日雨土于薄、九鼎遷止、婦妖宵出、有鬼宵吟、有女爲男、天雨肉、棘生乎國道、王兄自縱也。(『墨子』非攻下)
昔者夏后開使蜚廉折金於山川、而陶鑄之於昆吾。是使翁難雉乙卜於白若之龜、曰、「鼎成三足而方」、不炊而自烹、不舉而自臧、不遷而自行、以祭於昆吾之虛、上鄉」。乙又言兆之由曰、「饗矣。逢逢白雲、一南一北、一西一東、九鼎既成、遷於三國。」夏后氏失之、殷人受之。殷人失之、周人受之。夏后・殷・周之相受也。數百歲矣。(耕柱)

秦興師臨周而求九鼎、周君患之、以告顏率。(『戰國策』東周策)

齊・秦恐楚之取九鼎也、必救韓・魏而攻楚。(西周策)

所以爲之者、盡包二周、多於二縣、九鼎存焉。(同)

周自知不救、九鼎寶器必出。據九鼎、按圖籍、挾天子以令天下、天下莫敢不聽、此王業也。…周自知失九鼎、韓自知亡三川、則必將二國并力合謀、以因子齊・趙、

*67 『史記』周本紀「定王元年(606BC)、楚莊王伐陸渾之戎、次洛、使人問九鼎。王使王孫滿應設以辭、楚兵乃去。」・楚世家「(莊王)八年(606BC)、伐陸渾戎、遂至洛、觀兵於周郊。周定王使王孫滿勞楚王。楚王問鼎小大輕重、對曰、「在德不在鼎。」莊王曰、「子無阻九鼎!楚國折鉤之喙、足以為九鼎。」王孫滿曰:「嗚呼。君王其忘之乎。昔虞夏之盛、遠方皆至、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而為之備、使民知神姦。桀有亂德、鼎遷於殷、載祀六百。殷紂暴虐、鼎遷於周。德之休明、雖小必重。其姦回昏亂、雖大必輕。昔成王定鼎于郊廓、卜世三十、卜年七百、天所命也。周德雖衰、天命未改。鼎之輕重、未可問也。」楚王乃歸。」・十二諸侯年表 / 楚表「八 伐陸渾、至雒、問鼎輕重。」

*68 そのほか『左傳』昭十二「右尹子革夕、王見之、去冠、被、舍鞭、與之語、曰、「昔我先王熊繹與呂伋・王孫牟・燮父・禽父、並事康王、四國皆有分、我獨無有。今吾使人於周、求鼎以為分、王其與我乎。」對曰、「與君王哉。昔我先王熊繹辟在荊山、篳路藍縷以處草莽、跋涉山林以事天子、唯是桃弧棘矢以共禦王事。齊、王舅也。晉及魯・衛、王母弟也。楚是以無分、而彼皆有。今周與四國服事君王、將唯命是從、豈其愛鼎」の「鼎」を『史記』楚世家「太史公曰、楚靈王方會諸侯於申、誅齊慶封、作章華臺、求周九鼎之時、志小天下。及餓死于申亥之家、為天下笑」は「九鼎」とする。

*69 『史記』周本紀「命南宮括・史佚展九鼎保玉。」・齊世家「遷九鼎、」

而求解乎楚・魏。以鼎與楚、以地與魏、王不能禁。此臣所謂「危」、不如伐蜀之完也。

(秦策一) *70

今秦以大王之力、西舉巴蜀、并漢中、東收兩周而西遷九鼎、守白馬之津。(『趙策』二) *71。

請爲公以五萬攻西周、得之、是以九鼎印甘茂也。(韓策一)

などの用例がある。また『史記』独自の記述としては

成王在豐、使召公復營洛邑、如武王之意。周公復卜申視、卒營築、居九鼎焉。曰、「此天下之中、四方入貢道里均。」作召誥・洛誥。(周本紀)

太史公曰、學者皆稱周伐紂、居洛邑、綜其實不然。武王營之、成王使召公卜居、居九鼎焉、(同)

威烈王二十三年 (403BC)、九鼎震。命韓・魏・趙爲諸侯。(同)

二十三 九鼎震。(六國年表 / 周表)

(王赧) 四十二年 (273BC)、秦破華陽約。馬犯謂周君曰、「請令梁城周。」乃謂梁王曰、「周王病若死、則犯必死矣。犯請以九鼎自入於王、王受九鼎而圖犯。」(周本紀)

がある。

[5] 或曰宋太丘社亡而鼎沒于泗水彭城下其後百一十五年而秦并天下 「宋太丘社亡」は、六國年表 / 秦惠文王二年 (336BC) 「二 天子賀。行錢。宋太丘社亡」に見える。336BC の「百一十五年」後が、秦始皇二十六年 (221BC) である。「鼎沒于泗水彭城下」については、秦始皇本紀 / 二十八年 (219BC) に「始皇還、過彭城、齋戒禱祠、欲出周鼎泗水。使千人沒水求之、弗得」と見える。

『漢書』郊祀志は「或曰、周顯王之四十二年、宋大丘社亡、而鼎淪沒於泗水彭城下。自赧王卒後七年、秦莊襄王滅東周、周祀絕。後二十八年、秦并天下、稱皇帝」に作る。『史記』六國年表 / 齊表 / 宣王十五年 (328BC) 「宋君偃元年」の翌年が、周顯王四十二年 (327BC) である。六國年表が秦惠文王二年に繋げるものを宋君偃二年の誤りと判

*70 『史記』張儀列傳「周自知不能救、九鼎寶器必出。據九鼎、案圖籍、挾天子以令於天下、天下莫敢不聽、此王業也。…周自知失九鼎、韓自知亡三川、將二國并力合謀、以因乎齊、趙而求解乎楚、魏、以鼎與楚、以地與魏、王弗能止也。此臣之所謂危也。不如伐蜀完。」

*71 『史記』張儀列傳「今以大王之力、舉巴蜀、并漢中、包兩周、遷九鼎、守白馬之津。」

斷したものであろう。周赧王五十九年（256BC）の七年後が秦莊襄王元年（249BC）、その二十八年後が始皇二十六年（221BC）である。

太丘は、『爾雅』釋丘「右陵、泰丘。」（郭璞注「宋有泰丘社亡、見史記。」）に見える。宋は彭城に遷都していた*72。

周の九鼎および泗水の鼎は、上掲の秦始皇本紀 / 二十八年および封禪書下文

（文帝後元年 163BC）平言曰、「周鼎亡在泗水中、今河溢通泗、臣望東北汾陰直有金寶氣、意周鼎其出乎。兆見不迎則不至。」於是上使使治廟汾陰南、臨河、欲祠出周鼎。

（元鼎四年 113BC）其夏六月中、汾陰巫錦爲民祠魏后土營旁、見地如鉤狀、拊視得鼎。鼎大異於眾鼎、文鏤無款識、怪之、言吏。吏告河東太守勝、勝以聞。天子使使驗問巫得鼎無姦詐、乃以禮祠、迎鼎至甘泉、從行、上薦之。至中山、曠囑、有黃雲蓋焉。有廡過、上自射之、因以祭云。至長安、公卿大夫皆議請尊寶鼎。天子曰、「聞者河溢、歲數不登、故巡祭后土、祈爲百姓育穀。今歲豐廡未報、鼎曷爲出哉。」有司皆曰、「聞昔泰帝興神鼎一、一者壹統、天地萬物所繫終也。黃帝作寶鼎三、象天地人。禹收九牧之金、鑄九鼎。皆嘗亨飴上帝鬼神。遭聖則興、鼎遷于夏商。周德衰、宋之社亡、鼎乃淪沒、伏而不見。頌云「自堂徂基、自羊徂牛。鼂鼎及鼂、不吳不驚、胡考之休」。今鼎至甘泉、光潤龍變、承休無疆。合茲中山、有黃白雲降蓋、若獸爲符、路弓乘矢、集獲壇下、報祠大享。唯受命而帝者心知其意而合德焉。鼎宜見於祖禰、藏於帝廷、以合明應。」制曰、「可。」入海求蓬萊者、言蓬萊不遠、而不能至者、殆不見其氣。上乃遣望氣佐候其氣云。

に見える。「禹收九牧之金」以下は、上掲『左傳』宣三に據る。

四 統一秦

秦始皇 [1] 既并天下而帝、或曰 [2]、「黃帝得土德、黃龍地螾見。夏得木德、青龍止於郊、草木暢茂。殷得金德、銀自山溢。周得火德、有赤烏之符。今秦變周、水德之時。

*72 錢穆 1956、99 宋偃稱王爲周顯王四十一年非慎靚王三年辨 [附] 社亡鼎淪解・戰國時宋都彭城證。

昔秦文公出獵、獲黑龍、此其水德之瑞。」於是秦更命河曰「德水」、以冬十月爲年首 [3]、色上黑、度以六爲名、音上大呂 [4]、事統上法 [5]。

[1] 秦の水徳説採用は、秦始皇本紀 / 二十六年 (221BC) および曆書

是時獨有鄒衍、明於五徳之傳、而散消息之分、以顯諸侯。而亦因秦滅六國、兵戎極煩、又升至尊之日淺、未暇遑也。而亦頗推五勝、而自以爲獲水徳之瑞、更名河曰「德水」、而正以十月、色上黑。然曆度閏餘、未能睹其眞也。

に見える。

後述の如く、始皇帝の水徳説採用に關する記述を信用することはできないが、それは秦が水徳説と無關係であったことをただちに意味するものではない。『呂氏春秋』應同において水徳の新王朝が出現するという言説が提示されていることは輕視できない。秦の國制における水徳説採用の有無に關わらず、秦始皇の時期に、秦王朝が水徳に當たるという言説が、秦において一定の影響力を有していたことは確實である。

[2] 或曰 下文に「自齊威・宣之時、騶子之徒論著終始五徳之運、及秦帝而齊人奏之、故始皇采用之」とあり、秦の統一を契機に齊人が五徳終始説を上奏したとする。しかしながら、「或曰」の内容は、『呂氏春秋』應同に類似し、239BC 以前に五徳終始説はすでに秦に傳來していた。上述の『左傳』哀九に見える水徳の晉の趙氏が火徳の齊に剋つといった一回的な五行相剋ではなく、土徳黄帝・木徳夏・金徳殷・火徳周に次いで水徳の王朝が出現するという上古以來の王朝交代を五行相剋で説明する五徳終始説の初見である。王朝交代の理論としての五徳終始説が、始皇八年 (239BC) に編纂された『呂氏春秋』に初見することは決して偶然ではない。これに先立ち、昭襄王五十一年 (256BC) には周王朝が斷絶、五十二年 (255BC)、秦は西周を併合し、ついで莊襄王元年 (249BC) には東周を併合する。またこの間、昭襄王五十三年 (254BC) には「天下來賓」とあり、五十四年 (253BC) には「王郊見上帝於雍」と雍における上帝への郊祀を秦本紀は特筆しており、常祭ならぬおそらくは新王朝開始を宣言する祭祀であったことが窺われる。このように、秦の新王朝樹立がいよいよ現實の日程に上ったことこそが五徳終始説創唱の直接の契機であろう。

五徳終始説は、その構築に際して、來たるべき新王朝に先行する四王朝を要した。高誘『淮南鴻烈解』齊俗訓「鄒子曰、五徳之次、從所不勝、虞土、夏木、殷金、周火」

では虞夏殷周である。虞夏殷周を列することは、『禮記』檀弓上「有虞氏瓦棺、夏后氏塋周、殷人棺槨、周人牆置翬」に初見し、以後常用される。對するに應同が虞の代わりに黃帝を用いるのは、むしろ特異である*73。土徳黄色を體現する黃帝を用いることで、五徳終始の印象を強化したものであろう。

殷金徳・周火徳に關聯して、『墨子』非攻下

赤烏銜珪、降周之岐社、曰、「天命周文王伐殷有國。」泰顛來賓、河出綠圖、地出乘黃。武王踐功、夢見三神曰、「予既沈漬殷紂于酒徳矣、往攻之、予必使汝大堪之。」

は、周の「赤烏」の瑞祥を傳える。『史記』周本紀

武王渡河、中流、白魚躍入王舟中、武王俯取以祭。既渡、有火自上復于下、至于王屋、流爲烏、其色赤、其聲魄云。

は『今文尚書』太誓に據るものだが*74、『史記集解』周本紀は「馬融曰、…白者、殷家之正色」「鄭玄曰、…赤者、周之正色也」と馬融・鄭玄説を引く。

「正色」は、『禮記』檀弓上

夏后氏尚黑、大事斂用昏、戎事乘驪、牲用玄。殷人尚白、大事斂用日中、戎事乘翰、牲用白。周人尚赤、大事斂用日出、戎事乘騂、牲用騂。

の三統説に由來し、前5、4世紀の交に遡る*75。應同は、三統説の殷人尚白・周人尚赤を読み換えることで、殷金徳・周火徳を補強しているのである。もっとも、黃帝・夏については、應同以前に土徳・木徳の瑞祥は傳えられておらず、これらに關わる瑞祥は應同の創作であらう。

*73 その他、黃帝・夏・殷・周の四者を並べる用例としては、『管子』國准「黃帝之王、謹逃其爪牙。有虞之王、枯澤童山。夏后之王、燒增藪、焚沛澤、不益民之利。殷人之王、諸侯無牛馬之牢、不利其器。周人之王、官能以備物、五家之數殊而用一也」を數えるのみである。國准の屬する『管子』輕重類の成書が前漢に降ることは、金谷治1987を見よ。

*74 孫星衍『尚書今古文注疏』卷十 / 周書一 / 太誓。

*75 檀弓については、吉本1992を見よ。なお、「三統」の成語は、『尚書大傳』略説「王者存二王之後、與己爲三、所以通三統、立三正。周人以至日爲正、殷人以日至後三十日爲正、夏人以日至後六十日爲正。天有三統、土有三王、三王者、所以統天下也」に初見する。

『呂氏春秋』應同	封禪書
<p>二曰——凡帝王者之將興也、天必先見祥乎下民。</p> <p>黃帝之時、天先見大螾大螻、黃帝曰「土氣勝」、土氣勝、故其色尚黃、其事則土。</p> <p>及禹之時、天先見草木秋冬不殺、禹曰「木氣勝」、木氣勝、故其色尚青、其事則木。</p> <p>及湯之時、天先見金刃生於水、湯曰「金氣勝」、金氣勝、故其色尚白、其事則金。</p> <p>及文王之時、天先見火、赤烏銜丹書集於周社、文王曰「火氣勝」、火氣勝、故其色尚赤、其事則火。</p> <p>代火者必將水、天且先見水氣勝、水氣勝、故其色尚黑、其事則水。</p> <p>水氣至而不知、數備、將徙于土*76。</p>	<p>黃帝得土德、黃龍地螾見。</p> <p>夏得木德、青龍止於郊、草木暢茂。</p> <p>殷得金德、銀自山溢。</p> <p>周得火德、有赤烏之符。</p> <p>今秦變周、水德之時。昔秦文公出獵、獲黑龍、此其水德之瑞。</p>

封禪書は應同をなぞったような記述になっているが、水徳について、「昔秦文公出獵、獲黑龍」の瑞祥を記す。上掲の「文公夢黃蛇自天下屬地、其口止於郟衍」に示唆を得て封禪書の原資料の段階で創作されたものと覺しい。黃帝・夏について黃龍・青龍を加えているのは、秦の黑龍をそれらに匹敵する瑞祥とするためである。對するに周については赤烏が上述の如く周知のものだったので、赤龍を補うことで作爲性が露呈することを憚ったものであろう。殷について白龍を補わないのも、同様に「金刃生於水」「銀自山溢」の瑞祥がすでに周知されていたからであろう。ちなみに、夏の「草木暢茂」は、『孟子』滕文公上

當堯之時、天下猶未平、洪水橫流、汎濫於天下。草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸偪人。獸蹄鳥跡之道、交於中國。

に見え、こちらでは洪水の慘禍を象徴する表現であり、不用意な改變といわざるを得ない。

青龍以外の四色の龍の出現は遅い。『呂氏春秋』十二紀は、春「其蟲鱗」・夏「其蟲羽」・

*76 「水氣至而不知、數備、將徙于土」については、陳奇猷 2003 の引く譚戒甫の「此蓋呂氏勸秦早日受命爲帝改制易色之辭、故下文曰「水氣至而不知、數備、將徙于土」。意謂天數已至、如不知應之、天意又將他屬矣。「水氣勝」三句、即言其數已備、當速以水徳王而應之也」という説明がもっとも説得的であると考える。

中央土「其蟲倮」・秋「其蟲毛」・冬「其蟲介」とする。これは、東西南北の四方神である青龍・朱雀・白虎・玄武に由來する。四方神は、『禮記』曲禮上「前朱鳥而後玄武、左青龍而右白虎」に見える。曲禮は前4世紀前半の成書と考えられるが*77、四方神はさらに遡って曾侯乙墓衣箱（433BC）にすでに見える。龍は本來青龍であり、それ以外の龍が出現するのは遅い。『墨子』貴義

且帝以甲乙殺青龍於東方、以丙丁殺赤龍於南方、以庚辛殺白龍於西方、以壬癸殺黑龍於北方、

は、黃龍を缺く。貴義は『墨子』において最も成立が降る篇群に屬し、同じ篇群に屬する所染篇が『呂氏春秋』當染に引用されることから、前3世紀半ばの成書となろう*78。

黃龍は『呂氏春秋』知分「禹南省、方濟乎江、黃龍負舟」に初見し、五色の龍が揃うことは、

黃金千歲生黃龍、…青金八百歲生青龍、…赤金千歲生赤龍、…白金千歲生白龍、…玄金千歲生玄龍、（『淮南子』墜形訓）

春旱求雨、…以甲乙日爲大蒼龍一、長八丈、…夏、…以丙刃日爲大赤龍一、長七丈、…季夏、…以戊己日爲大黃龍一、長五丈、…秋、…以庚辛日爲大白龍一、長九丈、…冬、…以壬癸日爲大黑龍一、長六丈、（『春秋繁露』求雨）

など前漢武帝期に見える。

[3] 以冬十月爲年首 十月歲首曆は、秦本紀

（昭襄王）四十二年（265BC）、安國君爲太子。十月、宣太后薨、葬芷陽鄜山。九月、穰侯出之陶。

から遅くとも265BCには採用されており*79、六國年表 / 秦表「十九 十月爲帝、十二月復爲王。任鄙卒」に見えるように、昭襄王十九年（288BC）の「稱帝」を契機に採

*77 吉本1995。

*78 吉本2002b。

*79 呂祖謙『大事記解題』卷七 / 秦始皇帝二十六年 / 以十月爲歲首「…按秦紀、昭王四十二年、先書十月宣太后薨、次書九月穰侯出之陶。…則自昭王以來、用十月爲歲首久矣。特始皇立定爲制耳。」

用されたとするのが最も有効な説明であろう*80。

ちなみに、武王二年（309BC）の紀年をもつ青川縣木牘には「二年十一月己酉朔■日」とある*81。張培瑜の復元暦によれば、建子十一月己酉 46（JC309BC.10.30）・建寅十一月戊申 45（JC309BC11.30）が朔となる*82。建寅暦を想定した場合の1日の誤差は頻見するところである。いずれにせよ、武王二年にはなお正月歳首暦が用いられていたことを知る。

ついで、秦本紀

（昭襄王）四十八年（259BC）十月、韓獻垣雍。秦軍分爲三軍。武安君歸。王齮將伐趙（武安）皮牟、拔之。司馬梗北定太原、盡有韓上黨。正月、兵罷、復守上黨。其十月、五大夫陵攻趙邯鄲。

には「十月」のあとに「正月」「其十月」が、

四十九年（258BC）正月、益發卒佐陵。陵戰不善、免、王齮代將。其十月、將軍張唐攻魏、爲蔡尉捐弗守、還斬之。

には「正月」のあとに「其十月」が、秦始皇本紀

四年（243BC）、拔暘、有詭。三月、軍罷。秦質子歸自趙、趙太子出歸國。十月庚寅、蝗蟲從東方來、蔽天。天下疫。百姓內粟千石、拜爵一級。

には「三月」のあとに「十月庚寅」があることから、楊寬は、昭襄王四十九年に正月歳首暦に復歸し、始皇二十六年に十月歳首暦を再び採用したとする*83。しかしながら、楊寬自身も指摘するように、白起王翦列傳「其九月、秦復發兵、使五大夫王陵攻趙邯鄲」は秦本紀昭襄王四十八年の「其十月」を「其九月」に作り、六國年表 / 秦始皇四年「四七月、蝗蔽天下。百姓納粟千石、拜爵一級」は、秦始皇本紀の「十月庚寅」を「七月」に作る。「十」は「七」「九」の誤寫である可能性を排除できない。さらに、睡虎地秦簡『編年記』「五十六年、後九月、昭死。正月、遯（速）産」*84の「後九月」は昭襄王

*80 郭崇燾『禮記質疑』卷六 / 月令「…是秦改朔在昭襄王十九年僭稱帝時。其後去帝號、而正朔相沿不改。始皇併天下、稱皇帝、始頒正朔於天下。」

*81 王輝・王偉 2014。

*82 張培瑜 1997。

*83 楊寬 2001・辛德勇 2022。

*84 睡虎地秦墓竹簡整理小組 1990。

五十六年（251BC）が十月歳首であったことを示す。「正月、遯（速）産」が「後九月、昭死」の後にあるのは、『編年記』が國家の大事に關わる既存の年表に、喜の私事を書き加えたものだからである*85。また張家山漢簡『奏讞書』17

四月丙辰黥城旦講乞鞠、曰、故樂人、不與士五（伍）毛謀盜牛、雍以講爲與毛謀、論黥講爲城旦。覆視其故獄、元年十二月癸亥、亭慶以書言雍廷、曰、…●二年十月癸酉朔戊寅、廷尉兼謂汧嗇夫、*86

の紀時は、「元年十二月癸亥」⇒「四月丙辰」⇒「二年十月癸酉朔戊寅*87」の順番となり、秦始皇二年（245BC）が十月歳首であったことを示す。

以上から明らかなように、昭襄王四十九年の正月歳首暦への復歸は認め得ない。統一を契機に水徳説が採用され、それに相應しい改制が實行されたという記述を史實として認めることは困難であるといわざるを得ない*88。加えて、そもそも十月歳首と水徳の關係には明確な説明を與え得ない。『漢書』高帝紀注

文穎曰、「十月、秦正月。始皇即位、周火徳、以五勝之法勝火者水、秦文公獲黒龍、此水徳之瑞、於是更名河爲「徳水」、十月爲正月、謂建亥之月水得位、故以爲歳首。」は「建亥之月水得位」とするが、『呂氏春秋』十二紀では、孟冬（亥）・仲冬（子）・季冬（丑）が水徳に屬し、したがって建亥のみならず建子・建丑月も「水得位」であり、建子・建丑を正月歳首とする周・殷も水徳となってしまう。津田がつとに指摘しているように、夏建寅歳首⇒殷建丑歳首⇒周建子歳首の三統説*89を前提に、周建子歳首⇒秦建亥歳首としたものとなろう。

[4] 音上大呂 『漢書』郊祀志注に「師古曰、「大呂、陰律之始也。」」と説明する。『漢書』律曆志「大陰者、北方。…大陽者、南方。…少陰者、西方。…少陽者、東方。…中央者、陰陽之内、四方之中、經緯通達、乃能端直、於時爲四季」に見えるように、北方水は「大陰」に當たる。『周禮』春官 / 大師に

*85 吉本 2017（吉本 2007 の日本語版）。

*86 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組 2006。

*87 張培瑜 1997 によれば、始皇二年十月癸酉 10 朔は JC246BC11.25 となる。

*88 秦水徳説については、栗原 1960・鎌田 1962 がある。

*89 夏殷周曆を建寅・建丑・建子とすることは、『左傳』昭十七「火出、於夏爲三月、於商爲四月、於周爲五月。」に初見する。

大師掌六律六同、以合陰陽之聲。陽聲、黃鍾・大蕤・姑洗・蕤賓・夷則・無射。
陰聲、大呂・應鍾・南呂・函鍾・小呂・夾鍾。

とあるように、大呂は陰聲の第一となる。

[5] 事統上法 『史記集解』に「瓚曰、水陰、陰主刑殺、故尚法」と説明する。『春秋繁露』陽尊陰卑「陽爲徳、陰爲刑」は刑徳を陰陽に對應させる^{*90}。北方水が「大陰」であるため「事統上法」となるのである。

【秦始皇本紀】（二十六年 221BC）丞相綰・御史大夫劫・廷尉斯等皆曰、「昔者五帝地方千里、其外侯服夷服諸侯或朝或否、天子不能制。今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海内爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及。臣等謹與博士議曰、「古有天皇、有地皇、有泰皇 [1]、泰皇最貴。」臣等昧死上尊號、王爲「泰皇」。命爲「制」、令爲「詔」、天子自稱曰「朕」。王曰、「去「泰」、著「皇」、采上古「帝」位號、號曰「皇帝」。他如議。」制曰、「可。」…

始皇推終始五徳之傳、以爲周得火徳、秦代周徳、從所不勝。方今水徳之始、改年始、朝賀皆自十月朔。衣服旄旌節旗皆上黑。數以六爲紀、符・法冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬。更名河曰徳水^{*91}、以爲水徳之始。剛毅戾深、事皆決於法、刻削母仁恩和義、然後合五徳之數。於是急法、久者不赦。

[1] 天皇地皇泰皇 『呂氏春秋』大樂「太一出兩儀、兩儀出陰陽。陰陽變化、一上一下、合而成章」^{*92}は太一の陰陽生成を説く。陽・陰・太一を古帝王として表現したものが天皇・地皇・泰皇である。封禪書下文（元朔六年 123BC）

其後人有上書、言「古者天子三年壹用太牢祠神三一、天一・地一・太一」。天子許之、令太祝領祠之於忌太一壇上、如其方。

の「天一地一太一」は天・地・太一を神格化したものとなる。

二十七年（220BC）、始皇巡隴西・北地、出雞頭山 [1]、過回中。焉作信宮渭南、已

*90 馬王堆漢墓帛書『刑徳』甲本 / 刑徳小游圖は「水」に「刑」、「火」に「徳」を附記する。裘錫圭主編、湖南省博物館・復旦大學出土文獻與古文字研究中心編 2014。

*91 『史記』六國年表 / 秦表「二十七 更命河爲「徳水」。爲金人十二。命民曰「黔首」。同天下書。分爲三十六郡」は二十七年（220BC）に繋げる。二十六年の欄に収まらぬため便宜的に二十七年の欄に置いたものである。吉本 2017。

*92 楊寬 1941 第四篇「三皇傳説之起源及其演變」。

更命信宮爲極廟、象天極 [2]。自極廟道通酈山、作甘泉前殿。築甬道、自咸陽屬之。是歲、賜爵一級。治馳道。

[1] 雞頭山 『漢書』地理志 / 安定郡に「涇陽、幵頭山在西、禹貢涇水所出、東南至陽陵入涇、過郡三、行千六十里、雍州川」とあり、『嘉慶重修大清一統志』卷二百五十八 / 平涼府一 / 山川に、「崆峒山 在平涼縣西。卽幵頭山。一作雞頭、一作幵頭、一作汧也。」とある。『莊子』外篇 / 在宥「黃帝立爲天子十九年、令行天下、聞廣成子在於空同之山、故往見之、」の「空同」であり、五帝本紀「東至于海、登丸山、及岱宗。西至于空桐、登雞頭」は「空桐」に作る。封禪書下文（元鼎五年 115BC）「上遂郊雍、至隴西、西登崆峒、幸甘泉」では、武帝が黃帝關聯の名山として崆峒山に登っている。

ところが、『一統志』卷二百二十四 / 汝州一 / 山川は、『莊子』の「空同之山」を汝州西南六十里の崆峒山とする。ここで指摘すべきは、趙襄子（475-425BC）に關する『史記』趙世家の「其後娶空同氏、生五子」という記述である。空同氏は空同山にあった戎である。『左傳』哀五（490BC）

夏、楚人既克夷虎、乃謀北方。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁致蔡於負函、致方城之外於繪關、曰、「吳將泝江入郢、將奔命焉。」爲一昔之期、襲梁及霍。單浮餘圍蠻氏、蠻氏潰。蠻子赤奔晉陰地。司馬起豐・析與狄戎、以臨上雒。左師軍于菟和、右師軍于倉野、使謂陰地之命大夫士蔑曰、「晉・楚有盟、好惡同之。若將不廢、寡君之願也。不然、將通於少習以聽命。」士蔑請諸趙孟。趙孟曰、「晉國未寧、安能惡於楚。必速與之。」士蔑乃致九州之戎、將裂田以與蠻子而城之、且將爲之卜。蠻子聽卜、遂執之與其五大夫、以畀楚師于三戶。司馬致邑立宗焉、以誘其遺民、而盡俘以歸。

は、范中行の亂の際、晉の混亂に乗じた楚が北上し、趙簡子の判断で汝南の梁・霍・蠻氏を楚に割讓したことが見える。同じく汝南にあった空同氏も趙氏との関係を有していたことは容易に想像される。汝南はこの時点では楚に制壓されたが、清華簡『繫年』第 21 章には 421BC に三晉が楚の長城を攻めたことが見える。汝水・長城の間は晉楚の係争地でありつづけ、空同氏と趙氏との関係も繼續したことが推定される。

汝南の空同山が涇水水源の雞頭山に附會されたのは、封禪書下文（元鼎四年 116BC）に見える公孫卿の黃帝喧傳に基づくものであろう。秦始皇本紀には「出雞頭山」とあ

るだけで、雞頭山は通過點に過ぎない。始皇帝の記述では、黃帝の登場が五德終始説に限られることをあらためて想起すべきである。

[2] 天極 「天極」は、『楚辭』(屈原)天問「天極焉加」・『莊子』盜跖「若枉若直、相而天極。面觀四方、與時消息」・『管子』勢「毋亡天極、究數而止」・『國語』越語下「范蠡曰、「臣聞古之善用兵者、贏縮以爲常、四時以爲紀、無過天極、究數而止」・『呂氏春秋』有始「極星與天俱游、而天極不移」・『史記』秦始皇本紀 / 三十五年「爲復道、自阿房渡渭、屬之咸陽、以象天極閣道絕漢抵營室也」・天官書「中宮天極星、其一明者、太一常居也」などに見える。

即帝位三年 [1]、東巡郡縣、祠騶嶧山 [2]、頌秦功業 [3]。於是徵從齊魯之儒生博士七十人 [4]、至乎泰山下。諸儒生或議曰 [5]、「古者封禪爲蒲車、惡傷山之土石草木。埽地而祭、席用菹藎、言其易遵也。」始皇聞此議各乖異、難施用、由此紕儒生。而遂除車道、上自泰山陽至巔、立石頌秦始皇帝德、明其得封也 [6]。從陰道下、禪於梁父。其禮頗采太祝之祀雍上帝所用 [7]、而封藏皆祕之、世不得而記也 [8]。始皇之上泰山、中阪遇暴風雨 [9]、休於大樹下。諸儒生既紕、不得與用於封事之禮、聞始皇遇風雨、則譏之。

【秦始皇本紀】二十八年(219BC)、始皇東行郡縣、上鄒嶧山。立石、與魯諸儒生議、刻石頌秦德、議封禪望祭山川之事。乃遂上泰山、立石、封、祠祀。下、風雨暴至、休於樹下、因封其樹爲五大夫。禪梁父。刻所立石、其辭曰、

皇帝臨位、作制明法、臣下脩飭。二十有六年、初并天下、罔不賓服。親巡遠方黎民、登茲泰山、周覽東極。從臣思跡、本原事業、祇誦功德。治道運行、諸產得宜、皆有法式。大義休明、垂于後世、順承勿革。皇帝躬聖、既平天下、不懈於治。夙興夜寐、建設長利、專隆教誨。訓經宣達、遠近畢理、咸承聖志。貴賤分明、男女禮順、慎遵職事。昭隔內外、靡不清淨、施于後嗣。化及無窮、遵奉遺詔、永承重戒。

[1] 即帝位三年 六國年表に「二十八(219BC) 爲阿房宮。之衡山。治馳道。帝之琅邪、道南郡入。爲太極廟。賜戶三十、爵一級」とある。秦始皇本紀によれば、「帝之琅邪」「之衡山」「道南郡入」の順となる。始皇巡遊につき六國年表は、到達した最遠隔地と内史歸還の際の經路のみを記すことが通例である。

二十八年	之衡山。…帝之琅邪、道南郡入。
二十九年	帝之琅邪、道上黨入。
三十二年	帝之碣石、道上郡入。
三十七年	帝之會稽、琅邪、還至沙丘、崩。

[2] 騶嶧山 秦始皇本紀は「鄒嶧山」に作る。『詩』魯頌 / 閟宮「保有鳧繆、遂荒徐宅、至于海邦、淮夷蠻貊。」・『漢書』地理志 / 魯國「騶、…嶧山在北。莽曰騶亭。」・『嘉慶重修大清一統志』卷一百六十五 / 兗州府一「鄒嶧山 在鄒縣東南二十里。」

[3] 頌秦功業 『金石萃編』卷四 / 嶧山刻石「皇帝立國、維初在昔、嗣世稱王。討伐亂逆、威動四極、武義直方。戎臣奉詔、經時不久、滅六暴強。廿有六年、上薦高號、孝道顯明。既獻泰成、乃降專惠、親輒遠方。登于繹山、羣臣從者、咸思攸長。追念亂世、分土建邦、以開爭理。功戰日作、流血於野。自秦古始、世無萬數、陀及五帝、莫能禁止。廼今皇帝、壹家天下。兵不復起、熒害滅除。黔首康定、利澤長久。羣臣誦畧、刻此樂石、以著經紀。皇帝曰、「金石刻盡始皇帝所爲也、今襲號而金石刻辭不稱始皇帝。其於久遠也、如後嗣爲之者、不稱成功盛德。」丞相臣斯、臣去疾、御史大夫臣德昧死言、「臣請具刻詔書、金石刻因明白矣。」臣昧死請。制曰、「可」。

[4] 徵從齊魯之儒生博士七十人 「儒生」は『史記』に初見。「博士」は『淮南子』主術訓「古者天子聽朝、公卿正諫、博士誦詩、瞽箴師誦、庶人傳語、史書其過、宰徹其膳」に初見する。本條は、『國語』周語上に基づく『呂氏春秋』達鬱に據るが、こちらは「博士」を「好學博聞」に作る。『漢書』百官公卿表「博士、秦官、掌通古今、秩比六百石、員多至數十人」によれば、「博士」は統一秦時代の創設となろう*93。

*93 『史記』循吏列傳「公儀休者、魯博士也。以高弟爲魯相」の公儀休は『孟子』告子下「魯繆公之時、公儀子爲政、子柳・子思爲臣、魯之削也滋甚」（注「髡曰、魯繆公時、公儀休爲執政之卿。子柳、泄柳也。子思、孔子之孫伋也、二人爲師傅之臣。不能救魯之見削奪亡其土地者多。」）によれば魯穆公（409-377BC）の博士、『漢書』賈山傳「賈山、潁川人也。祖父（祛）〔祛〕、故魏王時博士弟子也」の賈祛は戰國末期の魏の博士とある。錢穆 1956、48 魯繆公禮賢考はこれらに基づき、魯穆公が「博士」を創設した可能性を指摘するが、いずれも『史記』の記述であり、戰國時代に「博士」の稱謂があったことの確實な證據にはならない。

『國語』周語上	『呂氏春秋』達鬱
故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻曲、史獻書、師箴、矇賦、矇誦、百工諫、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、瞽、史教誨、耆、艾修之、而後王斟酌焉、是以事行而不悖。	是故天子聽政、使公卿列士正諫、好學博聞獻詩、矇箴師誦、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、而後王斟酌焉。

秦始皇本紀には、封禪書「諸儒生或議曰」に相當する「與魯諸儒生議」が見えるのみで、「徵從齊魯之儒生博士七十人」に相當する記述を缺く。そもそも「徵從」はここにしか見えない。『漢書』郊祀志は「徵」を除いている。「儒生」を現地で「徵」し、「博士七十人」を咸陽から「從」えてきたという二つの事象をまとめたことで「徵從」という不自然な表現となったものであろう。「齊魯之」は形式上、「儒生」「博士」雙方を修飾するが、秦始皇本紀「魯諸儒生」がもっぱら魯の儒生に言及することからいえば、封禪書で「齊」が加わるのは「博士」をより強く意識したものと思われる。

「博士」につき、秦始皇本紀には以下の事例が見える。

丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰、…臣等謹與博士議曰、(二十六年)

上問博士曰、「湘君神。」博士對曰、…(二十八年)

始皇置酒咸陽宮、博士七十人前爲壽。…博士齊人淳于越進曰、…非博士官所職、天下敢有藏詩・書・百家語者、悉詣守・尉雜燒之。(三十五年)

博士雖七十人、特備員弗用。(同)

始皇不樂、使博士爲仙真人詩、(三十六年)

始皇夢與海神戰、如人狀。問占夢、博士曰、「水神不可見、以大魚蛟龍爲候。今上禱祠備謹、而有此惡神、當除去、而善神可致。」…(三十七年)

三十五年には「博士」につき「七十人」が二見、封禪書の「儒生博士七十人」が「儒生」と「博士七十人」であることを傍證する。また、個人名に見える博士は、三十五年の「齊人淳于越」だけである。秦始皇本紀以外では、叔孫通列傳「叔孫通者、薛人也。秦時以文學徵、待詔博士」・儒林列傳「伏生者、濟南人也。故爲秦博士」に秦の博士が見える。薛・濟南とも戰國期の齊地に屬する。封禪書が「齊」を補うのは、「博士」の多くが齊人であったからであろう。下文の「自齊威・宣之時、騶子之徒論著終始五德之運、及

秦帝而齊人奏之、故始皇采用之」も、齊人の浸透を示す。

齊人が始皇二十八年の時點ですでに秦の博士に任用されていたのは、齊が稷下の學以來の學問の中心であったことに加え、齊の軍事的抵抗が輕微で、齊地が半ば平和的に秦に接收され、齊に仕えていた學者たちが、そのまま秦に仕えることが可能であったためであろう。

湘君神・海神に言及し、あるいは仙真人詩を作るなど、博士にはその知的環境を方士と共有する部分がある。方士出身のものも存在し得たであろう。しかし、「詩・書・百家語」を「職」とする、前漢武帝紀以降の「五經博士」に連なる古典文獻學者であることが、博士のもっとも重要な權能であったであろう。

實のところ、始皇帝が泰山封禪というアイデアを獲得した経緯は全く不明である。『管子』封禪篇が泰山封禪を明示する最初の文獻であることに鑑みれば、齊人の博士たちが封禪を勸奨したことが臆測されるばかりである。

その一方で、封禪の儀禮について、魯の儒生がもっぱら見えるのは、偶然ではない。魯では、孔子の子孫を奉ずる儒家集團が、すでに二百五十年にわたって儀禮の實踐を續けてきた。かれらが楚の魯併合、秦の天下統一、秦楚の際の戦亂といった支配者の交代にも拘わらず、自立的な集團性を維持し續けたことは、儒林列傳

及至秦之季世、焚詩書、阬術士、六藝從此缺焉。陳涉之王也、而魯諸儒持孔氏之禮器往歸陳王。於是孔甲爲陳涉博士、卒與涉俱死。陳涉起匹夫、驅瓦合適戍、旬月以王楚、不滿半歲竟滅亡、其事至微淺、然而縉紳先生之徒負孔子禮器往委質爲臣者、何也。以秦焚其業、積怨而發憤于陳王也。及高皇帝誅項籍、舉兵圍魯、魯中諸儒尚講誦習禮樂、弦歌之音不絕、豈非聖人之遺化、好禮樂之國哉。

に窺われる。後述の如く、齊の八神のうち「地主」の祭祀は泰山梁父で行われた。齊の祠官がその儀禮を管掌していたはずである。「地主」の祭祀は封禪の一つの源流であったには違いないが、『管子』封禪篇において再定義された泰山封禪に、「地主」の儀禮をそのまま用いることはできない。魯の儒生が「徵」されて儀禮制定に與った所以である。上述の如く、魯詩學派は封禪に對する言説を有していた。結果的に始皇は魯の儒者の提言を退け、雍四時の儀禮を準用することになるが、魯の儒者を「徵」したことはまずは想定しうる最善の策であった。

[5] 諸儒生或議曰 秦始皇本紀「與魯諸儒生議、刻石頌秦德、議封禪望祭山川之事」は儒生との軋轢を記さない。「始皇聞此議各乖異、難施用」は封禪書下文「(元封元年110BC) 上念諸儒及方士言封禪人人殊、不經、難施行」に似る。元封元年の記述は、

至且行。天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上封禪、皆致怪物與神通、欲放黃帝以上接神僊人蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術以文之。群儒既已不能辨明封禪事、又牽拘於詩書古文而不能騁。上爲封禪祠器示群儒、群儒或曰「不與古同」、徐偃又曰「太常諸生行禮不如魯善」、周霸屬圖封禪事、於是上絀偃、霸、而盡罷諸儒不用。

を承け、方士と諸儒、太常と魯儒の對立を「人人殊」とするわけだが、始皇二十八年の方では、「諸儒生」の提案を記すだけで、「各乖異」は認められない。封禪書は武帝期の状況を始皇帝に投影し、武帝期に關する記述を不用意に流用しているのである。

[6] 立石頌秦始皇帝德明其得封也 「立石頌秦始皇帝德」によって封禪を行う資格をもつことを明示したという説明である。上掲『史記』司馬相如列傳 / 封禪文は周成王の封禪を「然猶躡梁父、登泰山、建顯號、施尊名」と表現する。泰山刻石「登茲泰山」にも同じく泰山に登ったことが見えるが、他の刻石においても、嶧山刻石「登于繹山」・之罘刻石「巡登之罘」・東觀「遂登之罘」・會稽刻石「遂登會稽」と同様の表現が認められる。登ったことがただちに封禪の實行を示すわけではない。刻石から封禪の實施を読み取ることは實は困難である。

[7] 其禮頗采太祝之祀雍上帝所用 封禪書は、封禪の儀禮について、「諸儒生」の提案を退け、雍四時上帝祭祀を主管した太祝の儀禮を採用したとする。この間、方士の關與は記述されない。葉適『習學記言』卷十九

封禪最無據。舜二月東巡狩至於岱宗柴、禮其所尊也。望秩於山川、無不徧也、至於西南北猶是禮也、烏有所謂封禪者乎。周成王蓋未有言封禪者、遷殆誣之。管子封禪篇、游士所爲、謂其諫止齊桓、固妄矣。至秦始皇封禪、而漢武因之、皆用方士之說、虛引黃帝而推於神仙變詐、是以淫祀黷天也。遷亦知其非、不能論正、反傳會之、雖微見其意、而所徇已多矣、安能救乎。

は、始皇帝・武帝の封禪をとともに方士の説に基づくものとする。確かに武帝については、封禪書下文

(元光二年 133BC) 少君言上曰、「祠竈則致物、致物而丹沙可化為黃金、黃金成以爲飲食器則益壽、益壽而海中蓬萊僊者乃可見、見之以封禪則不死、黃帝是也。…。」

(元鼎四年 113BC) (公孫) 卿曰、「申公、齊人。與安期生通、受黃帝言、無書、獨有此鼎書。曰「漢興復當黃帝之時」。曰「漢之聖者在高祖之孫且曾孫也。寶鼎出而與神通、封禪。封禪七十二王、唯黃帝得上泰山封」。…。」

(元封三年 108BC) 公孫卿曰、「黃帝時封則天旱、乾封三年。」

(太初三年 103BC) 公王帶曰、「黃帝時雖封泰山、然風后、封巨、岐伯令黃帝封東泰山、禪凡山、合符、然後不死焉。」

と方士が黃帝の封禪について再々進言しており、武帝の封禪も

(元封元年 110BC) 天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上封禪、皆致怪物與神通、欲放黃帝以上接神僊人蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術以文之。

と方士の説を取り入れたものであった。一方、始皇帝封禪については、黃帝は見えず、その封禪が「用方士之説」であったことも確認できない。始皇帝期・武帝期における方士のありかたの相違を強調しておきたい。

[8] 世不得而記也 『墨子』明鬼下「古者聖王必以鬼神爲、其務鬼神厚矣、又恐後世子孫不能知也、故書之竹帛、傳遺後世子孫。咸恐其腐蠹絕滅、後世子孫不得而記、故琢之盤盂、鏤之金石、以重之。有恐後世子孫不能敬著以取羊、故先王之書、聖人一尺之帛、一篇之書、語數鬼神之有也、重有重之。」

[9] 中阪遇暴風雨 暴風雨に遭った始皇帝を儒生が譏ったことは、秦始皇本紀には見えない。儒生は始皇帝が封禪をなしえなかったと誹謗した。この言説は、封禪書下文 諸儒生疾秦焚詩書、誅僂文學、百姓怨其法、天下畔之、皆訛曰、「始皇上泰山、爲暴風雨所擊、不得封禪。」

(元封元年 110BC) 齊人丁公年九十餘、曰、「封禪者、合不死之名也。秦皇帝不得上封、陛下必欲上、稍上即無風雨、遂上封矣。」

に再々繰り返されている。ちなみに、前漢前期の言説では賈誼『新書』胎教・『淮南子』繆稱訓・齊俗訓・『春秋繁露』堯舜不擅移湯武不專殺・司馬相如「封禪文」などが封禪に言及するが、始皇帝の封禪への言及は、この丁公の發言が最も古く年代づけられる。於是始皇遂東遊海上 [1]、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬 [2]。

【秦始皇本紀】於是乃竝勃海以東、過黃・腫、窮成山、登之罘、立石頌秦德焉而去。南登琅邪、大樂之、留三月。乃徙黔首三萬戶琅邪臺下、復十二歲。作琅邪臺、立石刻、頌秦德、明得意。曰、…

[1] 海上 『呂氏春秋』・『韓非子』に初見。なお、この一節は、封禪書下文（元封元年 110BC）「上遂東巡海上、行禮祠八神」に表現が重なる。

[2] 求僊人羨門之屬 秦始皇本紀 / 三十二年「始皇之碣石、使燕人盧生求羨門、高誓。」「僊人」は封禪書に初見。「僊者」は『楚辭』哀時命（莊忌）「下垂釣於谿谷兮、上要求於僊者。與赤松而結友兮、比王喬而爲耦」に、「仙人」は『春秋繁露』五行順逆「土者夏中、成熟百種、君之官、循宮室之制、謹夫婦之別、加親戚之恩、恩及於土、則五穀成而嘉禾興、恩及保蟲、則百姓親附、城郭充實、賢聖皆頡、仙人降。如人君好淫佚、妻妾過度、犯親戚、侮父兄、欺罔百姓、大爲臺榭、五色成光、雕文刻鏤、則民病心腹宛黃、舌爛痛、咎及於土、則五穀不成、暴虐妄誅、咎及保蟲、保蟲不爲、百姓叛去、賢聖放亡」に初見。「僊人」「仙人」の「僊」「仙」は、『楚辭』遠遊（屈原）「聞赤松之清塵兮、願承風乎遺則。貴真人之休德兮、美往世之登仙。與化去而不見兮、名聲著而日延」・『莊子』外篇 / 天地「千歲厭世、去而上僊、乘彼白雲、至於帝鄉」・『楚辭』惜誓（賈誼）「念我長生而久僊兮、不如反余之故鄉」などの用例がある。なおこの一句は、封禪書下文（元光二年 133BC）「遣方士入海求蓬萊安期生之屬」に表現が重なる。

八神將自古而有之、或曰太公以來作之。齊所以爲齊、以天齊也。其祀絕莫知起時。八神、一曰天主 [1]、祠天齊。天齊淵水、居臨淄南郊山下者。二曰地主、祠泰山梁父。蓋天好陰、祠之必於高山之下、小山之上、命曰「時」。地貴陽、祭之必於澤中圜丘 [2] 云。三曰兵主 [3]、祠蚩尤。蚩尤在東平陸監鄉、齊之西境也。四曰陰主 [4]、祠三山。五曰陽主 [5]、祠之罘。六曰月主 [6]、祠之萊山。皆在齊北、竝勃海 [7]。七曰日主 [8]、祠成山。成山斗入海、最居齊東北隅、以迎日出云。八曰四時主 [9]、祠琅邪。琅邪在齊東方、蓋歲之所始。皆各用一牢具祠、而巫祝所損益、珪幣雜異焉。

[1] 天主 『嘉慶重修一統志』卷一百七十 / 青州府一 / 山川「天齊淵 在臨淄縣東南八里。」

[2] 澤中圜丘 封禪書下文「其明年（元鼎四年 113BC）冬、…有司與太史公、祠官寬舒議、「天地牲角繭栗。今陛下親祠后土、后土宜於澤中圜丘爲五壇、壇一黃犢太牢具、

已祠盡瘞、而從祠衣上黃。』」

『周禮』春官 / 大司樂「乃奏黃鍾、歌大呂、舞雲門、以祀天神。乃奏大蕤、歌應鍾、舞咸池、以祭地示。…凡樂、圓鍾爲宮、黃鍾爲角、大蕤爲徵、姑洗爲羽、鼗鼓鼗鞀、孤竹之管、雲和之琴瑟、雲門之舞、冬日至、於地上之圓丘奏之、若樂六變、則天神皆降、可得而禮矣。凡樂、函鍾爲宮、大蕤爲角、姑洗爲徵、南呂爲羽、靈鼓靈鼗、孫竹之管、空桑之琴瑟、咸池之舞、夏日至、於澤中之方丘奏之、若樂八變、則地示皆出、可得而禮矣*94。」

[3] 兵主 東平陸縣は、『漢書』地理志 / 東平國に見える。地理志 / 東郡には「壽良、蚩尤祠在西北沛上」とある。東平國東平陸縣・東郡壽陵縣は隣接しており、封禪書の「兵主」は、地理志の「蚩尤祠」と同じものであるかもしれない。

[4] 陰主 『漢書』地理志 / 琅邪郡「朱虛、…有三山、五帝祠。」

[5] 陽主 『漢書』地理志 / 東萊郡「腫、有之罘山祠。」

[6] 月主 『漢書』地理志 / 東萊郡「黃、有萊山松林萊君祠。」

[7] 勃海 「渤海」は、『山海經』のほか、

天子之劍、以燕谿石城爲鋒、齊岱爲鏑、晉衛爲脊、周宋爲鐔、韓魏爲夾。包以四夷、裹以四時。繞以渤海、帶以常山。制以五行、論以刑德。開以陰陽、持以春夏、行以秋冬。此劍、直之無前、舉之無上、案之無下、運之無旁、上決浮雲、下絕地紀。此劍一用、匡諸侯、天下服矣。此天子之劍也。（『莊子』雜篇 / 說劍）

蘇秦爲趙合從、說齊宣王曰、「齊南有太山、東有琅邪、西有清河、北有渤海、此所謂四塞之國也。齊地方二千里、帶甲數十萬、粟如丘山。齊車之良、五家之兵、疾如錐矢、戰如雷電、解如風雨、卽有軍役、未嘗倍太山、絕清河、涉渤海也。（『戰國策』齊策一）

秦攻燕、則趙守常山、楚軍武關、齊涉渤海、韓・魏出銳師以佐之。秦攻趙、則

*94 『周禮』が「澤中之方丘」に作ることについては、呉仁傑『兩漢刊誤補遺』卷八 / 方丘に「禮樂志、祭后土于汾陰中方丘也。師古曰、祭地以方、象地形。仁傑按、郊祀志、祠官寬舒議親祠后土、宜于澤中圓丘、于是立后土祠于汾陰。然則汾陰之祠、實用圓丘。今云方丘、傳寫誤也。封禪書曰、天好陰、祠之必于高山之下時、地貴陽、祭之必於澤中圓丘。乃知汾陰之議、蓋有所祖。學者但見周官書、奏樂于圓丘方丘、以禮神示。謂圓丘以象天圓、方丘以象地方。于是改漢史之文、以從周官之制。不知武帝祠汾陰之日、周官書猶未出也。顏監依文解釋、不以寬舒本議及八神之說、考訂其誤、通漢元鼎四年載立后土祠于澤中圓丘、此爲不失其實」とある。

韓軍宜陽、楚軍武關、魏軍河外、齊涉渤海、燕出銳師以佐之。(趙策二)

に見える。

[8] 日主 『漢書』地理志 / 東萊郡「不夜、有成山日祠。」

[9] 四時主 『漢書』地理志 / 琅邪郡「琅邪、…有四時祠。」琅邪臺は『山海經』海内東經「琅邪臺在渤海間、琅邪之東。其北有山。一曰在海間」に初見する。『越絶書』

越王句踐徙瑯邪、凡二百四十年、楚考烈王并越於瑯邪、後四十餘年、秦并楚、復四十年、漢并秦、到今二百四十二年、句踐徙瑯邪到建武二十八年、凡五百六十七年*⁹⁵、(越絶外傳吳地記)

越王夫鐔以上至無餘、久遠、世不可紀也、夫鐔子允常、允常子句踐、大霸稱王、徙瑯琊、都也、句踐子與夷、時霸、與夷子子翁、時霸、子翁子不揚、時霸、不揚子無疆、時霸、伐楚、威王滅無疆、無疆子之侯、竊自立爲君長、之侯子尊、時君長、尊子親、失衆、楚伐之、走南山、親以上至句踐、凡八君、都瑯琊二百二十四歲、無疆以上、霸、稱王、之侯以下微弱、稱君長、(越絶外傳記地傳)

には越王句踐(496-465BC)が琅邪に遷都し、楚考烈王(262-238BC)が越を滅ぼすまで「二百二十四歳」にわたって琅邪を都としたとするが、一方、『竹書紀年』(『史記索隱』越世家)「翳三十三年遷于吳」には、越王翳三十三年(379BC)に越が吳に遷都したことが見える。おそらくはほどなく琅邪は齊の疆域に入ったものであろう。琅邪の四時主をも含む齊の「八神」が形成されたのは、それ以降のこととなる。

自齊威・宣之時、騶子 [1] 之徒論著終始五德之運、及秦帝而齊人奏之、故始皇采用之。而宋毋忌・正伯僑・充尚・羨門高・最後 [2] 皆燕人、爲方僊道、形解銷化、依於鬼神之事。騶衍以陰陽主運顯於諸侯、而燕齊海上之方士 [3] 傳其術不能通、然則怪迂 [4]

*⁹⁵ この年数にはかなり混乱がある。まず、「二百四十年」「四十餘年」「四十年」「二百四十二年」を加えると562(+餘)年となる。「四十餘年」を「四十五年」の誤写とすれば、「五百六十七年」に一致する。「二百四十二年」は記地傳「二百二十四年」の誤りであろう。『左傳』哀二十二(473BC)「越滅吳」の年次から数えれば、楚考烈王十三年(250BC)までで224年となる。ついで、楚考烈王十三年から漢高祖元年(206BC)までで「四十五年」となる。「後四十餘年」は「後四十五年」の誤、「復四十年」はあるいは「後四十五年」を重複したのち誤写したものであろう。「漢并秦、到今二百四十二年」の「今」は下文より建武二十八年(AD52)となるが、「二百四十二年」は漢高祖元年(206BC)から王莽の始建國元年(AD9)の前年までの214年に建武の28年を加えたもので、王莽・更始帝の年数が缺けている。

阿諛苟合之徒自此興、不可勝數也。

[1] 騶子 『史記』六國年表 / 齊表は、齊威王・宣王の在位年代を 378-343BC・342-324BC とするが、實際の在位年代は、357-320BC・319-301BC となる。『史記』田世家^{*96}・孟子荀卿列傳^{*97} は齊宣王時代の稷下の學の筆頭に鄒衍を置き、また、魏世家^{*98}・燕世家^{*99} は鄒衍が魏惠王・燕昭王に招聘されたとする。『史記』六國年表 / 魏表・燕表は魏惠王・燕昭王の在位年代を 370-335BC・311-279BC とするが、實際の在位年代は 369-319BC・313-279BC となる。これらによれば、鄒衍はおおむね前 4 世紀後半に活躍したことになるが、一方で、平原君列傳「平原君厚待公孫龍。公孫龍善爲堅白之辯、及鄒衍過趙言至道、乃絀公孫龍」および『史記集解』平原君列傳の引く劉向『別錄』

齊使鄒衍過趙、平原君見公孫龍及其徒綦母子之屬、論「白馬非馬」之辯、以問鄒子。鄒子曰、「不可。彼天下之辯有五勝三至、而辭正爲下。辯者、別殊類使不相害、序異端使不相亂、杼意通指、明其所謂、使人與知焉、不務相迷也。故勝者不失其所守、不勝者得其所求。若是、故辯可爲也。及至煩文以相假、飾辭以相悖、巧譬以相移、引人聲使不得及其意。如此、害大道。夫繳紛爭言而競後息、不能無害君子。」坐皆稱善。

は、鄒衍を趙孝成王十五年（251BC^{*100}）に卒した平原君の同時代人とする。錢穆は、鄒衍の學統を標榜する齊・燕の方士が、鄒衍を齊・燕の最盛期である齊威王・宣王・燕昭王の時代に遡上させたものとし、鄒衍の生卒を 305-240BC と推定する^{*101}。従うべきであろう。

鄒衍の學説は孟子荀卿列傳

騶衍睹有國者益淫侈、不能尚德、若大雅整之於身、施及黎庶矣。乃深觀陰陽消息

*96 『史記』田世家「宣王喜文學游說之士、自如騶衍・淳于髡・田駢・接子・慎到・環淵之徒七十六人、皆賜列第、爲上大夫、不治而議論。是以齊稷下學士復盛、且數百千人。」

*97 『史記』孟子荀卿列傳「自騶衍與齊之稷下先生、如淳于髡・慎到・環淵・接子・田駢・騶夷之徒、各著書言治亂之事、以干世主、豈可勝道哉。」

*98 『史記』魏世家「惠王數被於軍旅、卑禮厚幣以招賢者。鄒衍・淳于髡・孟軻皆至梁。」

*99 『史記』燕世家「於是昭王爲隗改築宮而師事之。樂毅自魏往、鄒衍自齊往、劇辛自趙往、士爭趨燕。」

*100 『史記』六國年表 / 趙表「(孝成王) 十五 (251BC) 平原君卒。」

*101 錢穆 1956、144 鄒衍考。

而作怪迂之變、終始・大聖之篇十餘萬言。其語閎大不經、必先驗小物、推而大之、至於無垠。先序今以上至黃帝、學者所共術、大竝世盛衰、因載其禳祥度制、推而遠之、至天地未生、窈冥不可考而原也。先列中國名山大川、通谷禽獸、水土所殖、物類所珍、因而推之、及海外人之所不能睹。稱引天地剖判以來、五德轉移、治各有宜、而符應若茲。以爲儒者所謂中國者、於天下乃八十一分居其一分耳。中國名曰赤縣神州。赤縣神州內自有九州、禹之序九州是也、不得爲州數。中國外如赤縣神州者九、乃所謂九州也。於是有裨海環之、人民禽獸莫能相通者、如一區中者、乃爲一州。如此者九、乃有大瀛海環其外、天地之際焉。其術皆此類也。然要其歸、必止乎仁義節儉、君臣上下六親之施、始也濫耳。王公大人初見其術、懼然顧化、其後不能行之。

に見え、『漢書』藝文志 / 諸子 / 陰陽家に「鄒子四十九篇。(名衍、齊人、爲燕昭王師、居稷下、號談天衍。)」鄒子終始五十六篇」を著録する。

「終始」「五德轉移」は、封禪書「終始五德之運」「陰陽主運」あるいは曆書「是時獨有鄒衍、明於五德之傳、而散消息之分、以顯諸侯」とともに五德終始説を示す。上掲の『呂氏春秋』應同の一節は鄒衍説とみなされているが、五德終始説が周王朝斷絶(256BC)を契機に提唱されたという推定は、錢穆の提示した鄒衍の生卒年に適合的である*102。

[2] 宋毋忌正伯僑充尚羨門高最後『漢書』郊祀志注に「師古曰、「自宋毋忌至最後、皆其人姓名也、凡五人。」とある。『史記索隱』封禪書は「案、最後猶言甚後也。服虔説止有四人、是也。小顔云自宋無忌至最後凡五人、劉伯莊亦同此説、非也」とするが、句法的におかしい。これらはいずれも『史記』に初見する。封禪書では上文「於是始皇遂東遊海上、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬」に「羨門」が見える。その他、僊人の名は封禪書下文

(元光二年 133BC)「(李)少君言上曰、「…臣嘗游海上、見安期生、安期生食巨棗、大如瓜。安期生僊者、通蓬萊中、合則見人、不合則隱。」於是天子始親祠竈、遣方士入海求蓬萊安期生之屬、而事化丹沙諸藥齊爲黃金矣。居久之、李少君病死。天

*102 『史記』三代世表「余讀課記、黃帝以來皆有年數。稽其曆譜課終始五德之傳、古文咸不同、乖異。夫子之弗論次其年月、豈虛哉。於是以前五帝繫課、尚書集世紀黃帝以來訖共和爲世表。」

子以爲化去不死、而使黃鍾史寬舒受其方。求蓬萊安期生莫能得、而海上燕齊怪迂之方士多更來言神事矣。

(元鼎四年 113BC) 「(樂) 大言曰、「臣常往來海中、見安期・羨門之屬。顧以臣爲賤、不信臣。

(元鼎五年 112BC) 「(公孫) 卿曰、「申公、齊人。與安期生通、受黃帝言、無書、獨有此鼎書。…

および司馬相如列傳 / 大人賦「廝征伯僑而役羨門兮」に見える。代表的な僊人は、始皇帝期には羨門だが、武帝期には安期生である。

羨門は、楚頃襄王 (298-263BC) に仕えた宋玉の高唐賦 (『文選』 卷十九 / 賦癸 / 情) に「有方之士、羨門高谿」とあり、降って『漢書』 藝文志 / 術數 / 五行に「羨門式法二十卷。羨門式二十卷」を著録する。

安期生につき、『史記』

太史公曰、甚矣蒯通之謀、亂齊驕淮陰、其卒亡此兩人。蒯通者、善爲長短說、論戰國之權變、爲八十一首。通善齊人安期生、安期生嘗干項羽、項羽不能用其策。已而項羽欲封此兩人、兩人終不肯受、亡去。田橫之高節、賓客慕義而從橫死、豈非至賢。余因而列焉。不無善畫者、莫能圖、何哉。(田儋列傳)

而樂氏之族有樂瑕公・樂臣公、趙且爲秦所滅、亡之齊高密。樂臣公善修黃帝・老子之言、顯聞於齊、稱賢師。太史公曰、始齊之蒯通及主父偃讀樂毅之報燕王書、未嘗不廢書而泣也。樂臣公學黃帝・老子、其本師號曰河上丈人、不知其所出。河上丈人教安期生、安期生教毛翁公、毛翁公教樂瑕公、樂瑕公教樂臣公、樂臣公教蓋公。蓋公教於齊高密・膠西、爲曹相國師。(樂毅列傳)

は、趙の滅亡 (228BC) から項羽 (202BC 卒) の頃に黃老の學を修めた實在の人物とする*103。それが武帝の頃までに僊人となったということであろう。いずれにせよ、上文に指摘した方士の黃帝顯彰とともに、前漢における方士の黃老思想受容を示すものとなる。

*103 錢穆 1956、72 老子雜辨。なお、『經典釋文』序録「漢文帝竇皇后好黃老言。有河上公者、居河之湄、結草爲菴、以老子教授。文帝徵之、不至。自詣河上、責之。河上公乃躡身空中。文帝改容謝之。於是作老子章句四篇、以授文帝、言治身治國之要」は、樂毅列傳の河上丈人を河上公に作り、文帝 (179-157BC) の時の人とする。

[3] 方士 『史記』以前の文獻に「方士」は見えない。秦始皇本紀 / 三十五年「方術士」の略稱である。「方術」は、本來、専門性を有する學術・技術を指す。『莊子』雜篇 / 天下の篇首

天下之治方術者多矣、皆以其有爲不可加矣。古之所謂道術者、果惡乎在。曰、「無乎不在。」曰、「神何由降。明何由出。」「聖有所生、王有所成、皆原於一。」

の「方術」は、以下に續く「鄒魯之士、搢紳先生」「墨翟・禽滑厘」「宋鉞・尹文」「彭蒙・田駢・慎到」「關尹・老聃」および莊周それぞれの學術を指し、『韓非子』外儲說左上

今世之爲范且・虞慶者不輟、而人主說之不止、是貴敗折之類而以知術之人爲工匠也。

不得施其技巧、故屋壞弓折。知治之人不得行其方術、故國亂而主危。

では、「方術」は工匠の「技巧」に喩えられている。ところが、『史記』以降の「方術」は、「神僊方術」（『漢書』劉向傳）の意味に限定して用いられるようになる。秦始皇帝期の「怪迂阿諛苟合之徒自此興、不可勝數也」という状況を契機に語義の轉換が発生したものであろう。

封禪書は、秦始皇帝期の方士の名を挙げず、前漢以降の記述と對照的である。始皇帝期の方士に關する原資料が、秦始皇本紀にすでに用いられていたため、重複を嫌ったものであろう。

[4] 怪迂 「怪迂」は『史記』に初見。本條および上掲孟子荀卿列傳・封禪書下文

（元光二年 133BC）居久之、李少君病死。天子以爲化去不死、而使黃鍾史寬舒受其方。求蓬萊安期生莫能得、而海上燕齊怪迂之方士多更來言神事矣。

（天漢三年 98BC）今上封禪、其後十二歲而還、遍於五岳・四瀆矣。而方士之候祠神人、入海求蓬萊、終無有驗。而公孫卿之候神者、猶以大人之跡爲解、無有效。天子益怠厭方士之怪迂語矣、然羈縻不絕、冀遇其眞。自此之後、方士言神祠者彌眾、然其效可睹矣。

に見える。方士を批判的に形容する専用語といってよい。

自威・宣、燕昭使人入海求蓬萊・方丈・瀛洲 [1]。此三神山 [2] 者、其傳在勃海中、去人不遠。患且至、則船風引而去。蓋嘗有至者、諸僊人及不死 [3] 之藥皆在焉。其物禽獸盡白、而黃金銀 [4] 爲宮闕 [5]。未至、望之如雲 [6]。及到、三神山反居水下。臨之、風輒引去、終莫能至云。世主 [7] 莫不甘心焉。

[1] 蓬萊方丈瀛洲 「蓬萊」は『山海經』海内北經「蓬萊山在海中」に見える。「方丈」「瀛洲」は『史記』に初見。

[2] 神山 『管子』侈靡「敬而待之、愛而使之、若樊神山祭之。」

[3] 不死 「不死」を論ずることは、『莊子』内篇 / 齊物論「人謂之不死、奚益」・『楚辭』天問（屈原）「何所不死。長人何守」「延年不死、壽何所止」・『老子』六章「谷神不死、是謂玄牝」などが早い用例である。『山海經』には海外南經 / 不死民など不死の人々の住まう他界が頻見し、同様の他界は『楚辭』遠遊（屈原）「仍羽人於丹丘兮、留不死之舊郷」・『呂氏春秋』求人「不死之郷」のほか、降って『淮南子』墜形訓にも見える。

「不死」の實現につき、『韓非子』外儲説左上

客有教燕王爲不死之道者、王使人學之、所使學者未及學而客死。王大怒、誅之。王不知客之欺己、而誅學者之晚也。夫信不然之物、而誅無罪之臣、不察之患也。且人所急無如其身、不能自使其無死、安能使王長生哉。

には「不死之道」が見え、『淮南子』墜形訓

食水者善游能寒、食土者無心而慧、食木者多力而彊、食草者善走而愚、食葉者有絲而蛾、食肉者勇敢而悍、食氣者神明而壽、食穀者知慧而夭、不食者不死而神。

は辟穀による「不死」である。「不死之藥」は、

『韓非子』説林上	『戰國策』楚策四
有獻不死之藥於荆王者、謁者操之以入、中射之士問曰、「可食乎。」曰、「可。」因奪而食之、王大怒、使人殺中射之士、中射之士使人説王曰、「臣問謁者曰可食、臣故食之、是臣無罪、而罪在謁者也。且客獻不死之藥、臣食之而王殺臣、是死藥也、是客欺王也。夫殺無罪之臣、而明人之欺王也、不如釋臣。」王乃不殺。	有獻不死之藥於荆王者、謁者操以入。中射之士問曰、「可食乎。」曰、「可。」因奪而食之。王怒、使人殺中射之士。中射之士使人説王曰、「臣問謁者曰可食、臣故食之。是臣無罪、而罪在謁者也。且客獻不死之藥、臣食之而王殺臣、是死藥也。王殺無罪之臣、而明人之欺王。」王乃不殺。

に見える。海中の三神山に至り、そこに住まう不死者たる僊人より不死之藥を授かるという方士の主張は、戰國後期の「不死」に關する各種言説が複合したものである。

なお、『新語』慎微

由人不能懷仁行義、分別纖微、忖度天地、乃苦身勞形、入深山、求神仙、棄二親、

捐骨肉、絶五穀、廢詩・書、背天地之寶、求不死之道、非所以通世防非者也。

は、このような「不死」追求を批判する。

[4] 黄金銀 『穆天子傳』卷二「天子乃賜之黄金銀罍四七」・『山海經』西次三經 / 槐江山「其陰多采黄金銀」

[5] 宮闕 『史記』に初見。

[6] 望之如雲 『大戴禮』五帝徳「宰我曰、「請問帝堯。」孔子曰、「高辛之子也、曰放勳。其仁如天、其知如神。就之如日、望之如雲。」」は、『史記』五帝本紀に引用される。

[7] 世主 『莊子』漁父「孔氏者、性服忠信、身行仁義、飾禮樂、選人倫、上以忠於世主、下以化於齊民、將以利天下」に初見。『管子』『韓非子』『商君書』など法家の著作に頻見する。

及至秦始皇并天下、至海上、則方士言之不可勝數 [1]。始皇自以爲至海上而恐不及矣、使人乃齋童男女入海求之 [2]。船交海中 [3]、皆以風爲解、曰未能至、望見之焉。

【秦始皇本紀】既已、齊人徐市等上書、言海中有三神山、名曰蓬萊・方丈・瀛洲、僊人居之。請得齋戒、與童男女求之。於是遣徐市發童男女數千人、入海求僊人。始皇還、過彭城、齋戒禱祠、欲出周鼎泗水。使千人沒水求之、弗得。乃西南渡淮水、之衡山・南郡。浮江、至湘山 [4] 祠。逢大風、幾不得渡。上問博士曰、「湘君神。」博士對曰、「聞之、堯女、舜之妻、而葬此。」於是始皇大怒、使刑徒三千人皆伐湘山樹、赭其山。上自南郡由武關歸。

[1] 及至秦始皇并天下至海上則方士言之不可勝數 始皇帝の方士との接觸が、封禪の終了後、「海上」に至るに及んで初めて記されていることに注目したい。これに對應して、始皇帝期の方士は、もっぱら海中の三神山に至り、そこに住まう不死者たる僊人より不死之藥を授かることを提案するばかりである。始皇帝が「真人」の稱謂を用いたこともその延長上にある。封禪書下文に見える武帝期の方士が國家祭祀の構築に決定的に關與するなどその提案が多岐にわたることと大いに異なる。

なおこの一節、封禪書下文（元封元年 110BC）

上遂東巡海上、行禮祠八神。齊人之上疏言神怪奇方者以萬數、然無驗者。乃益發船、令言海中神山者數千人求蓬萊神人。

に武帝期の同様の状況が見える。

[2] 齋童男女入海求之 秦始皇本紀は「齋戒、與童男女求之」に作る。「齋」は「齋戒」の誤りであろう。「齋（齊）戒」は『禮記』曲禮上「齊戒以告鬼神」に初見する。

「童男女」は『史記』に初見し、『漢書』禮樂志に「以正月上辛用事甘泉園丘、使童男女七十人俱歌、昏祠至明」と見える。

[3] 海中 先秦文獻では『山海經』にしか見えない。

[4] 湘山 湘山は『史記』に初見し、『漢書』地理志 / 長沙國「益陽、湘山在北」に見える。「湘君」は、『列女傳』母儀 / 有虞二妃「有虞二妃者、帝堯之二女也。…舜陟方、死於蒼梧、號曰重華。二妃死於江湘之間、俗謂之湘君」では舜の夫人を指し、『楚辭』（屈原）九歌に「湘君」「湘夫人」がある。『史記索隱』秦始皇本紀は、

列女傳亦以湘君爲堯女。按、楚詞九歌有湘君・湘夫人。夫人是堯女、則湘君當是舜。

今此文以湘君爲堯女、是總而言之。

とし、秦始皇本紀の「湘君」を、『楚辭』の「湘君（舜）」「湘南夫人（堯女）」をまとめていったものとする。

其明年 [1]、始皇復游海上、至琅邪、過恆山 [2]、從上黨歸。

【秦始皇本紀】二十九年（218BC）、始皇東游。至陽武博狼沙中、爲盜所驚。求弗得、乃令天下大索十日。登之罘、刻石。其辭曰、

維二十九年、時在中春、陽和方起。皇帝東游、巡登之罘、臨照于海。從臣嘉觀、原念休烈、追誦本始。大聖作治、建定法度、顯箸綱紀。外教諸侯、光施文惠、明以義理。六國回辟、貪戾無厭、虐殺不已。皇帝哀矜、遂發討師、奮揚武德。義誅信行、威燁旁達、莫不賓服。烹滅彊暴、振救黔首、周定四極。普施明法、經緯天下、永爲儀則。大矣哉。宇縣之中、承順聖意。群臣誦功、請刻于石、表垂于常式。

其東觀曰、

維二十九年、皇帝春游、覽省遠方。逮于海隅、遂登之罘、昭臨朝陽。觀望廣麗、從臣咸念、原道至明。聖法初興、清理疆內、外誅暴彊。武威旁暢、振動四極、禽滅六王。闡并天下、甯害絕息、永偃戎兵。皇帝明德、經理宇內、視聽不怠。作立大義、昭設備器、咸有章旗。職臣遵分、各知所行、事無嫌疑。黔首改化、遠邇同度、臨古絕尤。常職既定、後嗣循業、長承聖治。群臣嘉德、祇誦聖烈、請刻之罘。

旋、遂之琅邪、道上黨入。

[1] 其明年 六國年表に「二十九 郡縣大索十日。帝之琅邪、道上黨入」とある。
なお、封禪書下文

(元封五年 106BC) 其明年冬、上巡南郡、至江陵而東。登禮灑之天柱山、號曰南岳。
浮江、自尋陽出樅陽、過彭蠡、禮其名山川。北至琅邪、竝海上。

に武帝の琅邪行幸が見える。

[2] 恆山 恆山は秦始皇本紀には見えない。

後三年 [1]、游碣石 [2]、考入海方士 [3]、從上郡歸。

【秦始皇本紀】三十二年 (215BC)、始皇之碣石、使燕人盧生求羨門高誓。刻碣石門。
壞城郭、決通隄防。其辭曰、

遂興師旅、誅戮無道、爲逆滅息。武殄暴逆、文復無罪、庶心咸服。惠論功勞、賞及
牛馬、恩肥土域。皇帝奮威、德并諸侯、初一泰平。墮壞城郭、決通川防、夷去險阻。
地勢既定、黎庶無繇、天下咸撫。男樂其疇、女修其業、事各有序。惠被諸產、久竝
來田、莫不安所。群臣誦烈、請刻此石、垂著儀矩。

因使韓終・侯公・石生求仙人不死之藥。始皇巡北邊、從上郡入。燕人盧生使入海還、
以鬼神事、因奏錄圖書、曰「亡秦者胡也 [4]」。始皇乃使將軍蒙恬發兵三十萬人北擊
胡、略取河南地。

[1] 後三年 六國年表「三十二 帝之碣石、道上郡入。」

[2] 碣石 碣石は、『漢書』地理志 / 右北平郡「驪成、大碣石山在縣西南」・『書』禹
貢「冀州既載、壺口治梁及岐。既修太原、至于岳陽。覃懷底績、至於衡漳。厥土惟白壤、
厥賦惟上上錯、厥田惟中中。恆衛既從、大陸既作。島夷皮服、夾右碣石、入于河」・『山
海經』北次三經 / 碣石山・『淮南子』時則訓「東方之極、自碣石山過朝鮮、貫大人之國、
東至日出之次、樽木之地、青土樹木之野、太皞・句芒之所司者、萬二千里」「過歸鴈於
碣石」に見える。なお封禪書下文 (元封元年 110BC) 「上乃遂去、竝海上、北至碣石、
巡自遼西、歷北邊至九原」に武帝の碣石行幸が見える。

[3] 考入海方士 封禪書下文 (太初元年 104BC) 「東至海上、考入海及方士求神者、
莫驗、然益遣、冀遇之。」

[4] 亡秦者胡也 『淮南子』人間訓「秦皇挾錄圖、見其傳曰、「亡秦者、胡也。」因發
卒五十萬、使蒙公、楊翁子將、築脩城、西屬流沙、北擊遼水、東結朝鮮、中國內郡輓

車而餉之。」

【秦始皇本紀】三十五年（212BC）、除道、道九原抵雲陽、塹山堙谷、直通之。…於是立石東海上胸 [1] 界中、以爲秦東門。…盧生說始皇曰、「臣等求芝奇藥仙者常弗遇、類物有害之者。方中、人主時爲微行以辟惡鬼 [2]、惡鬼辟、真人 [3] 至。人主所居而人臣知之、則害於神。真人者、入水不濡、入火不熱、陵雲氣 [4]、與天地久長 [5]。今上治天下、未能恬佚 [6]。願上所居宮毋令人知、然后不死之藥殆可得也。」於是始皇曰、「吾慕真人、自謂「真人」、不稱「朕」。」乃令咸陽之旁二百里內宮觀二百七十復道甬道相連、帷帳鍾鼓美人充之、各案署不移徙。行所幸、有言其處者、罪死。始皇幸梁山宮、從山上見丞相車騎眾、弗善也。中人或告丞相、丞相後損車騎。始皇怒曰、「此中人泄吾語。」案問莫服。當是時、詔捕諸時在旁者、皆殺之。自是後莫知行之所在。聽事、群臣受決事、悉於咸陽宮。

[1] 東海胸 『漢書』地理志 / 東海郡「胸、秦始皇立石海上以爲東門闕。有鐵官。」

[2] 辟惡鬼 封禪書下文（元狩四年 119BC）「其明年、齊人少翁以鬼神方見上。上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉。於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之。文成言曰、「上即欲與神通、宮室被服非象神、神物不至。」乃作畫雲氣車、及各以勝日駕車辟惡鬼。又作甘泉宮、中爲臺室、畫天地、太一諸鬼神、而置祭具以致天神。」

[3] 真人 「真人」は、『莊子』內篇 / 大宗師

知天之所爲、知人之所爲者、至矣。知天之所爲者、天而生也。知人之所爲者、以其知之所知、以養其知之所不知、終其天年而不中道夭者、是知之盛也。雖然、有患。夫知有所待而後當、其所待者特未定也。庸詎知吾所謂天之非人乎。所謂人之非天乎。且有真人而後有真知。何謂真人。古之真人、不逆寡、不雄成、不謀士。若然者、過而弗悔、當而不自得也。若然者、登高不慄、入水不濡、入火不熱。是知之能登假於道者也若此。古之真人、其寢不夢、其覺無憂、其食不甘、其息深深。真人之息以踵、眾人之息以喉。屈服者、其隘言若哇。其耆欲深者、其天機淺。古之真人、不知說生、不知惡死。其出不訢、其入不距。儻然而往、儻然而來而已矣。不忘其所始、不求其所終。受而喜之、忘而復之、是之謂不以心損道、不以人助天、是之謂真人。若然者、其心忘、其容寂、其顙頽。淒然似秋、煖然似春、喜怒通四時、

與物有宜而莫知其極。故聖人之用兵也、亡國而不失人心。利澤施乎萬世、不爲愛人。故樂通物、非聖人也。有親、非仁也。天時、非賢也。利害不通、非君子也。行名失己、非士也。亡身不眞、非役人也。若狐不偕、務光、伯夷、叔齊、箕子、胥余、紀他、申徒狄、是役人之役、適人之適、而不自適其適者也。古之眞人、其狀義而不朋、若不足而不承。與乎其觚而不堅也、張乎其虛而不華也。邴邴乎其似喜乎。崔乎其不得已乎。濔乎其進我色也、與乎止我德也、厲乎其似世乎。警乎其未可制也。連乎其似好閉也、恠乎其忘其言也。以刑爲體、以禮爲翼、以知爲時、以德爲循。以刑爲體者、綽乎其殺也。以禮爲翼者、所以行於世也。以知爲時者、不得已於事也。以德爲循者、言其與有足者至於丘也、而人眞以爲勤行者也。故其好之也一、其弗好之也一。其一也一、其不一也一。其一與天爲徒、其不一與人爲徒、天與人不相勝也、是之謂眞人。

に見える。以下に示すように、盧生の發言は『莊子』を踏まえており、神僊方術における道家思想の受容をあらためて確認させる。

[4] 陵雲氣 『莊子』内篇 / 逍遙遊「藐姑射之山、有神人居焉、肌膚若冰雪、淖約若處子。不食五穀、吸風飲露。乘雲氣、御飛龍、而遊乎四海之外。其神凝、使物不疵癘而年穀熟。吾以是狂而不信也。」・齊物論「至人神矣。大澤焚而不能熱、河漢沍而不能寒、疾雷破山、飄風振海而不能驚。若然者、乘雲氣、騎日月、而游乎四海之外、死生無變於己、而況利害之端乎。」

[5] 與天地久長 『史記』太史公自序「道家使人精神專一、動合無形、贍足萬物。其爲術也、因陰陽之大順、采儒墨之善、撮名法之要、與時遷移、應物變化、立俗施事、無所不宜、指約而易操、事少而功多。儒者則不然。以爲人主天下之儀表也、主倡而臣和、主先而臣隨。如此則主勞而臣逸。至於大道之要、去健羨、絀聰明、釋此而任術。夫神大用則竭、形大勞則敝。形神騷動、欲與天地長久、非所聞也。」

[6] 恬憒 『莊子』外篇 / 胠篋「自三代以下者是已、舍夫種種之機而悅夫役役之佞。釋夫恬淡無爲而悅夫嗥嗥之意、嗥嗥已亂天下矣。」・外篇 / 天道「夫虛靜恬淡寂寞無爲者、天地之平而道德之至也。…夫虛靜恬淡寂寞無爲者、萬物之本也。…」・外篇 / 刻意「平易則恬淡矣。平易恬憒、則憂患不能入、邪氣不能襲、故其德全而神不虧。」・『韓非子』忠孝「世之所爲烈士者、雖眾獨行、取異於人、爲恬淡之學而理恍惚之言。臣以爲恬淡、

無用之教也。恍惚、無法之言也。言出於無法、教出於無用者、天下謂之察。臣以爲人生必事君養親、事君養親不可以恬淡。之人必以言論忠信法術、言論忠信法術不可以恍惚。恍惚之言、恬淡之學、天下之惑術也。」・『淮南子』泰族訓「今夫道者、藏精於內、棲神於心、靜漠恬淡、訟繆胸中、邪氣無所留滯、四枝節族、毛蒸理泄、則機樞調利、百脈九竅莫不順比、其所居神者得其位也、豈節拊而毛修之哉。」・要略「脩務者、所以爲人之於道未淹、味論未深、見其文辭、反之以清靜爲常、恬淡爲本、則懈墮分學、縱欲適情、欲以偷自佚、而塞於大道也。」

侯生盧生相與謀曰、「始皇爲人、天性剛戾自用、起諸侯、并天下、意得欲從、以爲自古莫及己。專任獄吏 [1]、獄吏得親幸。博士雖七十人、特備員弗用。丞相諸大臣皆受成事、倚辨於上。上樂以刑殺爲威、天下畏罪持祿、莫敢盡忠。上不聞過而日驕、下懼伏諛欺以取容。秦法、不得兼方不驗、輒死。然候星氣 [2] 者至三百人、皆良士、畏忌諱諛、不敢端言其過 [3]。天下之事無小大皆決於上、上至以衡石量書、日夜有呈、不中呈不得休息。貪於權勢至如此、未可爲求仙藥。」於是乃亡去。始皇聞亡、乃大怒曰、「吾前收天下書不中用者盡去之。悉召文學 [4] 方術士甚眾、欲以興太平、方士欲練以求奇藥。今聞韓彭去不報、徐市 [5] 等費以巨萬計、終不得藥、徒姦利相告日聞。盧生等吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我、以重吾不德也。諸生 [6] 在咸陽者、吾使人廉問、或爲詭言 [7] 以亂黔首。」於是使御史悉案問諸生、諸生傳相告引、乃自除犯禁者四百六十餘人、皆阬之咸陽、使天下知之、以懲後。益發謫徙邊。始皇長子扶蘇諫曰、「天下初定、遠方黔首未集、諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之、臣恐天下不安。唯上察之。」始皇怒、使扶蘇北監蒙恬於上郡。

[1] 獄吏 『韓非子』外儲說左下「孔子相衛、弟子子皋爲獄吏」に初見。

[2] 候星氣 『淮南子』兵略訓「明於奇正賁、陰陽、刑德、五行、望氣、候星、龜策、禳祥、此善爲天道者也。」・『史記』天官書「臣主共憂患、其察禳祥候星氣尤急。」

[3] 不敢端言其過 「端言」は他には『韓非子』三守「人臣有議當途之失、用事之過、舉臣之情、人主不心藏而漏之近習能人、使人臣之欲有言者、不敢不下適近習能人之心而乃上以聞人主、然則端言直道之人不得見、而忠直日疏」しか用例を得ない。「正言」を避諱したものであり、侯生・盧生の發言が秦代の言説を利用して作成されたものとなる。

[4] 文學 下文に「諸生皆誦法孔子」とあるように、ここでは儒生を指す。「文學」は『論語』先進「德行、顔淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓。言語、宰我・子貢。政事、冉有。季路。文學、子游・子夏」に初見する。『韓非子』五蠹「儒以文亂法、俠以武犯禁、而人主兼禮之、此所以亂也。夫離法者罪、而諸先生以文學取。犯禁者誅、而群俠以私劍養」は「儒」と「文學」を關聯づける。

[5] 徐市 秦始皇帝本紀の記述内容は、基本的に『史記』に先行する前漢時代の言説に見出しうるが、例外的というべきものが、方士に關わる記述であり、その點が『史記』の秦史認識の最大の獨自性ともいえる。『史記』に先行する方士に關する言説は、わずかに、『淮南子』人間訓の「秦皇挾錄圖、見其傳曰、「亡秦者、胡也。」」および『史記』淮南衡山列傳^{*104}・『漢書』伍被傳^{*105}に見える徐福についての記述のみである^{*106}。これらがともに淮南王安(164-122BC 在位^{*107})に關聯することは偶然ではない。『漢書』淮南衡山濟北王傳

淮南王安爲人好書、鼓琴、不喜弋獵狗馬馳騁、亦欲以行陰德拊循百姓、流名譽。招致賓客方術之士數千人、作爲內書二十一篇、外書甚眾、又有中篇八卷、言神仙黃白之術、亦二十餘萬言。時武帝方好藝文、以安屬爲諸父、辯博善爲文辭、甚尊重之。每爲報書及賜、常召司馬相如等視草乃遣。初、安入朝、獻所作內篇、新出、上愛祕之。使爲離騷傳、且受詔、日食時上。又獻頌德及長安都國頌。每宴見、談說得失及方技賦頌、昏莫然後罷。

に見えるように、淮南王安は、「方術之士」を招聘して「中篇八卷」を編纂し、「神仙

*104 『史記』淮南衡山列傳「王坐東宮、召伍被與謀、…被曰、…又使徐福入海求神異物、還爲僞辭曰、臣見海中大神、言曰、汝西皇之使邪。臣答曰、然。汝何求。曰、願請延年益壽藥。神曰、汝秦王之禮薄、得觀而不得取。即從臣東南至蓬萊山、見芝成宮闕、有使者銅色而龍形、光上照天。於是臣再拜問曰、宜何資以獻。海神曰、以令名男子若振女與百工之事、即得之矣。秦皇帝大說、遣振男女三千人、資之五穀種種百工而行。徐福得平原廣澤、止王不來。於是百姓悲痛相思、欲爲亂者十家而六。」

*105 『漢書』伍被傳「又使徐福入海求仙藥、多齋珍寶、童男女三千人、五種百工而行。徐福得平原大澤、止王不來。於是百姓悲痛愁思、欲爲亂者十室而六。」

*106 『淮南子』道應訓「盧敖游乎北海」の盧敖を許慎注「燕人。秦始皇召以爲博士、使求神仙、亡而不反也」は秦始皇本紀に見える盧生と同一人物とするが、確實ではない。

*107 『漢書』諸侯王表「(文帝)十六年(164BC)四月丙寅、王安以厲王子阜陵侯紹封、四十三年、元狩元年(122BC)、謀反、自殺。」

黄白之術」を述べたという*108。『漢書』劉向傳

上復興神僊方術之事、而淮南有枕中鴻寶苑祕書。書言神僊使鬼物爲金之術、及鄒衍重道延命方、世人莫見、而更生父德武帝時治淮南獄得其書。更生幼而讀誦、以爲奇、獻之、言黃金可成。上令典尚方鑄作事、費甚多、方不驗。上乃下更生吏、吏劾更生鑄僞黃金、繫當死。更生兄陽城侯安民上書、入國戶半、贖更生罪。上亦奇其材、得踰冬減死論。

には、劉向の父である劉徳が淮南の獄を治めた際に「神僊使鬼物爲金之術、及鄒衍重道延命方」を記した「枕中鴻寶苑祕書」を入手したとある。淮南王の著作は多岐にわたり、『漢書』藝文志には以下を著録している。

六藝	易	淮南道訓二篇。(淮南王安聘明易者九人、號九師 (法) [説]。)
諸子	雜家	淮南內二十一篇。(王安。) 淮南外三十三篇。
詩賦	賦	淮南王賦八十二篇。 淮南王羣臣賦四十四篇。
	歌詩	淮南歌詩四篇。
術數	天文	淮南雜子星十九卷。

注目されるのは、劉向傳の「世人莫見」という記述であり、淮南王の方術関係の著作は一般には流布していなかった。秦漢時代に「卜筮之書」が民間に廣く流布していたことは事實だが、それだけに、水準の高いものは祕匿されることでその価値を高めたのであろう。始皇帝時代の方士に關わる言説が淮南王関係を例外として前漢前期に認められないのは、そうした状況に基づくものであり、したがって秦始皇本紀における方士關係の記述は、司馬遷の特段の關心によって獲得されたものと考えられる。

[6] 諸生 『管子』君臣「是以爲人君者、坐萬物之原、而官諸生之職者也。選賢論材、而待之以法。舉而得其人、坐而收其福、不可勝收也。」

[7] 誹謗・詆言 『漢書』文帝紀「(二年 178BC) 五月、詔曰、「古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者也。今法有誹謗詆言之罪、是使眾臣不敢盡情、

*108 そのほか『漢書』景十三王傳「是時、淮南王安亦好書、所招致率多浮辯」・伍被傳「是時淮南王安好術學、折節下士、招致英雋以百數、被爲冠首」などの記述がある。

而上無由聞過失也。將何以來遠方之賢良。其除之。民或祝詛上、以相約而後相謾、更以爲大逆、其有他言、吏又以爲誹謗。此細民之愚、無知抵死、朕甚不取。自今以來、有犯此者勿聽治。」。沈家本『漢律摭遺』三 / 賊律一 / 誹謗妖言。

三十六年 (211BC)、熒惑守心。有墜星下東郡、至地爲石、黔首或刻其石曰「始皇帝死而地分」。始皇聞之、遣御史逐問、莫服、盡取石旁居人誅之、因燔銷其石。始皇不樂、使博士爲仙真人詩、及行所游天下、傳令樂人歌弦之。秋、使者從關東夜過華陰平舒道、有人持璧遮使者曰、「爲吾遺瀆池君 [1]。」因言曰、「今年祖龍死。」使者問其故、因忽不見、置其璧去。使者奉璧具以聞。始皇默然良久、曰、「山鬼 [2] 固不過知一歲事也。」退言曰、「祖龍者、人之先也。」使御府視璧、乃二十八年行渡江所沈璧也。於是始皇卜之、卦得游徙吉。遷北河榆中三萬家。拜爵一級。

[1] 瀆池君 封禪書下文「禮·瀆有昭明·天子辟池。」

[2] 山鬼 『楚辭』(屈原)九歌に山鬼篇がある。

後五年 [1]、始皇南至湘山、遂登會稽、竝海上、冀遇海中三神山之奇藥 [2]。不得、還至沙丘 [3] 崩。

[1] 後五年 六國年表「三十七 十月、帝之會稽、琅邪、還至沙丘、崩。」

[2] 奇藥 秦始皇本紀 / 三十五年「方士欲練以求奇藥。」

[3] 沙丘 『漢書』地理志 / 鉅鹿郡「鉅鹿、…紂所作沙丘臺在東北七十里。」

三十七年 (210BC) 十月癸丑、始皇出游。左丞相斯從、右丞相去疾守。少子胡亥愛慕請從、上許之。十一月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑山 [1]。浮江下、觀籍柯、渡海渚。過丹陽、至錢唐。臨浙江、水波惡、乃西百二十里從狹中渡。上會稽、祭大禹 [2]、望于南海、而立石刻頌秦德。其文曰、

皇帝休烈、平一宇內、德惠脩長。三十有七年、親巡天下、周覽遠方。遂登會稽、宣省習俗、黔首齋莊。群臣誦功、本原事跡、追首高明。秦聖臨國、始定刑名、顯陳舊章。初平法式、審別職任、以立恆常。六王專倍、貪戾傲猛、率眾自彊。暴虐恣行、負力而驕、數動甲兵。陰通間使、以事合從、行爲辟方。內飾詐謀、外來侵邊、遂起禍殃。義威誅之、殄熄暴悖、亂賊滅亡。聖德廣密、六合之中、被澤無疆。皇帝并宇、兼聽萬事、遠近畢清。運理群物、考驗事實、各載其名。貴賤竝通、善否陳前、靡有隱情。飾省宣義、有子而嫁、倍死不貞。防隔內外、禁止淫泆、男女絜誠。夫爲寄猥、殺之

無罪、男秉義程。妻爲逃嫁、子不得母、咸化廉清。大治濯俗、天下承風、蒙被休經。皆遵度軌、和安敦勉、莫不順令。黔首脩絜、人樂同則、嘉保太平。後敬奉法、常治無極、輿舟不傾。從臣誦烈、請刻此石、光垂休銘。

還過吳、從江乘渡。竝海上、北至琅邪。方士徐市等入海求神藥、數歲不得、費多、恐譴、乃詐曰、「蓬萊藥可得、然常爲大鮫魚 [3] 所苦、故不得至、願請善射與俱、見則以連弩射之。」始皇夢與海神 [4] 戰、如人狀。問占夢 [5]、博士曰、「水神不可見、以大魚蛟龍爲候。今上禱祠備謹、而有此惡神、當除去、而善神可致。」乃令入海者齋捕巨魚具、而自以連弩候大魚出射之。自琅邪北至榮成山、弗見。至之罘、見巨魚、射殺一魚。遂竝海西。

至平原津而病。始皇惡言死、群臣莫敢言死事。上病益甚、乃爲璽書賜公子扶蘇曰、「與喪會咸陽而葬。」書已封、在中車府令趙高行符璽事所、未授使者。七月丙寅、始皇崩於沙丘平臺。

[1] 九疑山 『漢書』地理志 / 零陵郡に「營道、九疑山在南。莽曰九疑亭」とある。九疑山は、『山海經』海內經 / 蒼梧丘（舜葬所）「南方蒼梧之丘、蒼梧之淵、其中有九疑山、舜之所葬、在長沙零陵界中」・『楚辭』（屈原）離騷「百神翳其備降兮、九疑繽其竝迎」・（屈原）九歌 / 湘夫人「九疑繽兮竝迎、靈之來兮如雲」に見える。『史記』太史公自序「二十而南游江・淮、上會稽、探禹穴、闢九疑、浮於沅・湘。」は始皇帝の巡遊と同じく九疑山・會稽山を訪ねている。

[2] 大禹 「大禹」は、『書序』「皋陶矢厥謨、禹成厥功、帝舜申之。作大禹・皋陶謨・益稷」・『戰國策』齊策四「獨聞古大禹之時、諸侯萬國」・『尚書大傳』鴻範五行傳「維王后元祀、帝令大禹步于上帝、維時洪祀六沴、用咎于下、是用知不畏而神之怒」・『新語』術事「文王生於東夷、大禹出於西羌、世殊而地絕、法合而度同。」および『新書』脩政語上

大禹之治天下也、諸侯萬人、而禹一皆知其體。故大禹豈能一見而知之也。豈能一聞而識之也。諸侯朝會、而禹親報之、故是以禹一皆知其國也。其士月朝、而禹親見之、故是以禹一皆知其體也。然且大禹其猶大恐、諸侯會、則問於諸侯曰、「諸侯以寡人爲驕乎。」朔日士朝、則問於士曰、「諸大夫以寡人爲汰乎。其聞寡人之驕之汰耶、而不以語寡人者、此教寡人之殘道也、滅天下之教也、故寡人之所怨於人者、

莫大於此也。」

大禹曰、「民無食也、則我弗能使也、功成而不利於民、我弗能勸也。」故鬻河而道之九牧、鑿江而道之九路、灑五湖而定東海。民勞矣而弗苦者、功成而利於民也。禹嘗晝不暇食、夜不暇寢矣、方是時也、憂務故也。故禹與士民同務、故不自言其信、而信諭矣。故治天下、以信爲之也。

に見える。

[3] 大蛟魚 「大蛟魚」は下文の「大魚蛟龍」「巨魚」に相當する。「蛟魚」は『山海經』中次八經 / 荊山「漳水出焉、而東南流注于雒、其中多黃金、多蛟魚」に見える。「蛟龍」は、先秦文獻では、『楚辭』(屈原)離騷「麾蛟龍使梁津兮、詔西皇使涉予」・(屈原)九章 / 悲回風「魚鱗以自別兮、蛟龍隱其文章」・『管子』形勢「蛟龍得水、而神可立也」・形勢解「蛟龍、水蟲之神者也、乘於水、則神立、失於水、則神廢」・『莊子』外篇 / 秋水「夫水行不避蛟龍者、漁父之勇也」・『荀子』勸學「積水成淵、蛟龍生焉」(『大戴禮』勸學も同じ)・『韓非子』十過「昔者黃帝合鬼神於泰山之上、駕象車而六蛟龍、畢方竝轄、蚩尤居前、風伯進掃、雨師灑道、虎狼在前、鬼神在後、騰蛇伏地、鳳皇覆上、大合鬼神、作爲清角」・『大戴禮』四代「深淵大川、必有蛟龍焉」・易本命「有鱗之蟲三百六十、而蛟龍爲之長」の用例がある。「巨魚」は、『莊子』雜篇 / 庚桑楚「夫尋常之溝、巨魚無所還其體、而鯢鯢爲之制」に見える。なお、武帝についても、『漢書』武帝紀に

(元封)五年(106BC)冬、行南巡狩、至于盛唐、望祀虞舜于九嶷。登瀟天柱山、自尋陽浮江、親射蛟江中、獲之。舳艫千里、薄樅陽而出、作盛唐樅陽之歌。遂北至琅邪、竝海、所過禮祠其名山大川。春三月、還至泰山、增封。甲子、祠高祖于明堂、以配上帝、因朝諸侯王列侯、受郡國計。夏四月、詔曰、「朕巡荆揚、輯江淮物、會大海氣、以合泰山。上天見象、增修封禪。其赦天下。所幸縣毋出今年租賦、賜鰥寡孤獨帛、貧窮者粟。」還幸甘泉、郊泰畤。

と見える。

[4] 海神 『山海經』大荒東經「東海之渚中有神、人面鳥身、珥兩黃蛇、踐兩黃蛇、名曰禺虢。黃帝生禺虢、禺虢生禺京、禺京處北海、禺虢處東海、是爲海神。」

[5] 占夢 『史記』秦始皇本紀「二世夢白虎齧其左驂馬、殺之、心不樂、怪問占夢。卜曰、「涇水爲祟。」二世乃齋於望夷宮、欲祠涇、沈四白馬。」

【趙正書】昔者秦王趙正出旂（遊）天下、環（還）至白（柏）人而病。病篤、憫（喟）然流涕、長大（太）息謂左右曰、「天命不可變于（乎）[1]。吾未嘗病如此、悲也……」[乃召丞相斯]而告之曰、「吾自視天命、年五十歲而死。吾行年十四而立、立卅七歲矣、吾當以今[歲]死、而不智（知）其月日、故出旂（遊）天下、欲以變氣易命[2]、不可于（乎）。今病篤、幾死矣。其亟日夜掄[引]趣（趨）至甘泉之置、毋須後者。其謹微密之、毋令群臣智（知）病。」*109

[1] 天命不可變 『莊子』外篇 / 天運「性不可易、命不可變、時不可止、道不可壅。」・『呂氏春秋』大樂「天使人有欲、人弗得不求。天使人有惡、人弗得不辟。欲與惡所受於天也、人不得興焉、不可變、不可易。」・『淮南子』脩務訓「夫魚者躍、鵠者駁也、猶人馬之爲人馬、筋骨形體、所受於天、不可變。」

[2] 故出旂（遊）天下欲以變氣易命 秦始皇本紀 / 三十六年「於是始皇卜之、卦得游徙吉」に呼應する。「易命」は『書』大誥「爾亦不知天命不易」・君奭「天命不易」の「天命不易」という傳統的觀念を前提とする表現である。

二世元年 [1]、東巡碣石、竝海南、歷泰山、至會稽、皆禮祠之、而刻勒始皇所立石書旁、以章始皇之功德。

【秦始皇本紀】二世皇帝元年（209BC）、年二十一。趙高爲郎中令、任用事。二世下詔、增始皇寢廟犧牲及山川百祀之禮。令群臣議尊始皇廟。群臣皆頓首言曰、「古者天子七廟 [2]、諸侯五、大夫三、雖萬世不軼毀。今始皇爲極廟、四海之內皆獻貢職、增犧牲、禮咸備、毋以加。先王廟或在西雍、或在咸陽。天子儀當獨奉酌祠始皇廟。自襄公已下軼毀。所置凡七廟。群臣以禮進祠、以尊始皇廟爲帝者祖廟。皇帝復自稱[朕]。」二世與趙高謀曰、「朕年少、初卽位、黔首未集附。先帝巡行郡縣、以示彊、威服海內。今晏然不巡行、卽見弱、毋以臣畜天下。」春、二世東行郡縣、李斯從。到碣石、竝海、南至會稽、而盡刻始皇所立刻石、石旁著大臣從者名、以章先帝成功盛德焉、皇帝曰、「金石刻盡始皇帝所爲也。今襲號而金石刻辭不稱始皇帝、其於久遠也如後嗣爲之者、不稱成功盛德。」丞相臣斯、臣去疾、御史大夫臣德昧死言、「臣請具刻詔書刻石、因明白矣。臣昧死請。」制曰、「可。」

遂至遼東而還。

*109 北京大學出土文獻研究所 2019。

[1] 二世元年 六國年表には二世巡遊の記述が無い。

[2] 天子七廟 『禮記』祭法「是故王立七廟、一壇一墀、曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、曰顯考廟、曰祖考廟、皆月祭之。遠廟爲祧、有二祧、享嘗乃止。去祧爲壇、去壇爲墀、壇墀、有禱焉祭之。無禱乃止。去墀曰鬼。」

其秋、諸侯畔秦 [1]。三年而二世弑死 [2]。始皇封禪之後十二歲、秦亡 [3]。諸儒生疾秦焚詩書、誅僂文學、百姓怨其法、天下畔之、皆訛曰、「始皇上泰山、爲暴風雨所擊、不得封禪。」此豈所謂無其德而用事者邪 [4]。

[1] 其秋諸侯畔秦 『史記』六國年表 / 二世元年 (209BC) 「其九月、郡縣皆反。」

[2] 三年而二世弑死 『史記』六國年表 / 二世三年 (207BC) 「三 趙高反、二世自殺、高立二世兒子嬰。子嬰立、刺殺高、夷三族。諸侯入秦、嬰降、爲項羽所殺。尋誅羽、天下屬漢。」

[3] 始皇封禪之後十二歲秦亡 始皇二十八年 (219BC) の「後十二歲」が二世三年 (207BC) である。

[4] 此豈所謂無其德而用事者邪 序文「蓋有無其應而用事者矣」に呼應する。

昔三代之(君)皆在河洛 [1] 之間、故嵩高爲中嶽、而四嶽各如其方、四瀆咸在山東。至秦稱帝、都咸陽、則五嶽・四瀆皆并在東方。自五帝以至秦、軼興軼衰、名山大川或在諸侯、或在天子、其禮損益世殊、不可勝記。及秦并天下、令祠官所常奉天地名山大川鬼神可得而序也。於是自穀以東、名山五、大川祠二。曰太室。太室、嵩高也。恆山・泰山・會稽・湘山。水曰濟、曰淮。春以脯酒爲歲祠、因泮凍、秋涸凍、冬塞禱祠。其牲用牛犢各一、牢具珪幣各異。自華以西、名山七、名川四。曰華山 [2]・薄山 [3]。薄山者、衰山也。岳山 [4]・岐山 [5]・吳岳 [6]・鴻冢 [7]・瀆山。瀆山、蜀之汶山 [8]。水曰河、祠臨晉 [9]。沔、祠漢中。湫淵 [10]、祠朝那。江水、祠蜀。亦春秋泮涸禱塞、如東方名山川。而牲牛犢牢具珪幣各異。

[1] 河洛 河洛を連ねることは、『楚辭』(屈原)天問「胡射夫河伯、而妻彼雒嬪」に初見し、『管子』小匡「河出圖、雒出書」・『易』繫辭上「河出圖、洛出書」・『新語』慎微「河出圖、洛出書」・『韓詩外傳』卷五「河洛出圖書」など河圖洛書に関わる事例がほとんどである。

[2] 華山 曾孫駟克華大山明神文「又(有)秦曾孫小子駟曰、…以告於嶧大山、…」

は華山への禱告を記す。「周世既没（沒）」の一句から西周滅亡（255BC）後の製作と推定されている*110。

[3] 薄山 『史記正義』封禪書に「括地志云、「薄山亦名衰山、一名寸棘山、一名渠山、一名雷首山、一名獨頭山、一名首陽山、一名吳山、一名條山、在陝州芮縣城北十里。」此山西起雷山、東至吳阪、凡十名、以州縣分之、多在蒲州」とある。雷首山は『漢書』地理志 / 河東郡「蒲反、…雷首山在南」に見える。

[4] 岳山 『史記集解』封禪書引徐廣曰に「武功縣有大壺山、又有岳山」とあるが、『漢書補注』郊祀志も指摘するように、『漢書』地理志 / 右扶風「武功、太壺山、古文以為終南。垂山、古文以為敦物。皆在縣東。斜水出衙領山北、至郿入渭。褒水亦出衙領、至南鄭入沔。有垂山・斜水・淮水祠三所。莽曰新光」には垂山しか見えない。

[5] 岐山 『漢書』地理志 / 右扶風「美陽、禹貢岐山在西北。」

[6] 吳岳 『漢書』地理志 / 右扶風「汧、吳山在西、古文以為汧山。雍州山。」

[7] 鴻冢 『續漢書注』郡國志 / 右扶風 / 雍縣に「左傳邵穆公采邑、史記有鴻冢」と、『史記索隱』封禪書に「黃帝臣大鴻葬雍、鴻冢蓋因大鴻葬為名也」とある。大鴻は『史記』五帝本紀「舉風后・力牧・常先・大鴻以治民」に初見。封禪書下文（元鼎五年 112BC）に「鬼臿區號大鴻、死葬雍、故鴻冢是也」と見える。

[8] 汶山 『漢書』地理志 / 蜀郡「湔氐道、禹貢嶧山在西徼外、江水所出、東南至江都入海、過郡七、行二千六百六十里。」

[9] 臨晉 『漢書』地理志 / 左馮翊「臨晉、故大荔、秦獲之、更名。有河水祠。」

[10] 湫淵 『漢書』地理志 / 安定郡に「朝那、有端旬祠十五所、胡巫祝。又有湫淵祠」とある。秦惠文王後十三年（312BC）の秦楚開戦に關わる詛楚文の一つの祭神が「大沈厥湫」である*111。

而四大冢鴻・岐・吳・岳、皆有嘗禾。陳寶節來祠。其河加有嘗醪。此皆在雍州之域、近天子之都、故加車一乘、騶駒四。霸 [1]・産 [2]・長水 [3]・豊 [4]・滂 [5]・涇 [6]・渭 [7] 皆非大川、以近咸陽、盡得比山川祠、而無諸加。汧 [8]・洛 [9] 二淵 [10]・鳴澤 [11]・蒲山 [12]・嶽嶧山 [13] 之屬、為小山川、亦皆歲禱塞泮涸祠、禮不必同。

*110 王輝・王偉 2014。

*111 1 王輝・王偉 2014。

[1] 霸 『漢書』地理志 / 京兆尹「南陵、…霸水亦出藍田谷、北入渭。古曰茲水、秦穆公更名以章霸功、視子孫。」

[2] 産 『水經注』卷十六 / 澧水「澧水出京兆藍田谷、北入于灃。地理志曰、澧水出南陵縣之藍田谷、西北流與一水合、水出西南莽谷、東北流注澧水。澧水又北歷藍田川、北流注于灃水。地理志曰、澧水北至霸陵入霸水。」

[3] 長水 『水經注』卷十九 / 渭水下「霸水又北、長水注之、水出杜縣白鹿原、其水西北流、謂之荆溪。又西北、左合狗枷川水、水有二源、西川上承礪山之斫槃谷、次東有苦、谷二水合、而東北流逕風涼原西。」

[4] 灃 『漢書』地理志 / 右扶風「鄠、…灃水出東南、又有澗水、皆北過上林苑入渭。」

[5] 澗 『水經注』卷十九 / 渭水下「又東過槐里縣南、又東、澗水從南來注之。」

[6] 涇 『漢書』地理志 / 安定郡「涇陽、幵頭山在西、禹貢涇水所出、東南至陽陵入渭、過郡三、行千六十里、雍州川。」

[7] 渭 『漢書』地理志 / 隴西郡「首陽、禹貢鳥鼠同穴山在西南、渭水所出、東至船司空入河、過郡四、行千八百七十里、雍州浸。」

[8] 汧 『漢書』地理志 / 右扶風「汧、吳山在西、古文以爲汧山。雍州山。北有蒲谷鄉弦中谷、雍州弦蒲藪。汧水出西北、入渭。芮水出西北、東入涇。詩芮隕、雍州川也。」

[9] 洛 『漢書』地理志 / 左馮翊「襄德、禹貢北條荆山在南、下有彊梁原。洛水東南入渭、雍州浸。莽曰德驩。」

[10] 二淵 『史記正義』封禪書「地理志云二川源在慶州華池縣西子午嶺東、二川合、因名也。」

[11] 鳴澤 『續漢書』郡國志五 / 涿郡「迺 侯國」の注に「史記漢武帝至鳴澤、服虔曰在縣北界」とある。封禪書下文（元封四年 107BC）「其明年、上郊雍、通回中道、巡之。春、至鳴澤、從西河歸」に見えるが、關中ではなく、ここの鳴澤ではない。

[12] 蒲山 蒲山は、『水經注』卷四 / 河水四「山海經曰、蒲山之首、曰甘棗之山」に見えるが、宋本『山海經』中山經は「薄山」に作る。上掲の「薄山」であり、ここの蒲山に当たらない。

[13] 嶽嶠山 『漢書』郊祀志は「嶽嶠山」に作る。黃潛『日損齋筆記』雜辨十三則「俗呼人之婦翁曰嶽、…按漢書郊祀志、大山川有嶽山、小山川有嶽嶠山、嶽而有嶠、則可

以謂之婦翁矣。」に據れば、嶽壻山は嶽山附近の小山かもしれない。

而雍有日・月・參・辰 [1]・南北斗 [2]・熒惑・太白・歲星・填星・[辰星] [3]・二十八宿・風伯・雨師 [4]・四海・九臣・十四臣 [5]・諸布 [6]・諸嚴・諸速 [7] 之屬、百有餘廟。

[1] 參辰 「參辰」を並べる事例として、『左傳』昭元

昔高辛氏有二子、伯曰闕伯、季曰實沈、居于曠林、不相能也。日尋干戈、以相征討。后帝不臧、遷闕伯于商丘、主辰。商人是因、故辰爲商星。遷實沈于大夏、主參、唐人是因、以服事夏、商。其季世曰唐叔虞。當武王邑姜方震大叔、夢帝謂己、「余命而子曰虞、將與之唐、屬諸參、其蕃育其子孫。」及生、有文在其手曰「虞」、遂以命之。及成王滅唐而封大叔焉、故參爲晉星。

および『國語』晉語四

董因迎公於河、公問焉、曰、「吾其濟乎。」對曰、「歲在大梁、將集天行。元年始受、實沈之星也。實沈之墟、晉人是居。所以興也。今君當之、無不濟矣。君之行也、歲在大火。大火、闕伯之星也、是謂大辰。辰以成善、后稷是相、唐叔以封。瞽史記曰、嗣續其祖、如穀之滋、必有晉國。臣筮之、得泰之八。曰、是謂天地配亨、小往大來。今及之矣、何不濟之有。且以辰出而以參入、皆晉祥也、而天之大紀也。濟且秉成、必霸諸侯。子孫賴之、君無懼矣。」

がある。

[2] 南北斗 「南斗」は『晏子春秋』内篇雜下「古之立國者、南望南斗、北戴樞星、彼安有朝夕哉」に初見。「樞星」は北斗第一星。『開元占經』卷六十七 / 北斗星占五十八に「皇甫謐年歷曰、斗者、天樞也。天有七紀、故斗有七星。星間相去七度百二十分、曜各百里、周七千里。分得日月五星、九州之地。自一至四曰魁、自五至七曰杓。一曰樞星、太自主之、雍州屬焉」とある。「北斗」は『春秋經』文十四「秋七月、有星孛入于北斗」に初見。

[3] 熒惑太白歲星填星辰星 『漢書』郊祀志により「辰星」を補う。熒惑（火星）・太白（金星）・歲星（木星）・填星（土星）・辰星（水星）は五行相剋の逆順になっている。

[4] 風伯雨師 『山海經』大荒北經 / 黃帝女魃「有係昆之山者、有共工之臺、射者不敢北鄉。有人衣青衣、名曰黃帝女魃。蚩尤作兵伐黃帝、黃帝乃令應龍攻之冀州之野。

應龍畜水、蚩尤請風伯雨師、縱大風雨。黃帝乃下天女曰魃、雨止、遂殺蚩尤。魃不得復上、所居不雨。叔均言之帝、後置之赤水之北。叔均乃爲田祖。魃時亡之。所欲逐之者、令曰、「神北行。」先除水道、決通溝瀆。」·『周禮』春官 / 大宗伯「大宗伯之職、掌建邦之天神人鬼地示之禮、以佐王建保邦國。以吉禮事邦國之鬼神示、以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日月星辰、以禋燎祀司中司命鸞師雨師、以血祭祭社稷五祀五嶽、以狸沈祭山林川澤、以鬯辜祭四方百物、以肆獻裸享先王、以饋食享先王、以祠春享先王、以禴夏享先王、以嘗秋享先王、以烝冬享先王。」·『韓非子』十過「昔者黃帝合鬼神於泰山之上、駕象車而六蛟龍、畢方竝轄、蚩尤居前、風伯進掃、雨師灑道、虎狼在前、鬼神在後、騰蛇伏地、鳳皇覆上、大合鬼神、作爲清角。今主君德薄、不足聽之、聽之將恐有敗。」·『淮南子』原道訓「令雨師灑道、使風伯掃塵。」

[5] 九臣十四臣 『漢書補注』郊祀志「皮錫瑞曰、九臣十四臣、疑九臣六十四臣之脫誤。九皇六十四民、見小宗伯都宗人注。又漢舊儀、祭九皇六十四民、皆古帝王。是在漢時嘗列祀典。九臣當是九皇之臣、六十四臣當是六十四民之臣。漢時亦列祀典。故志著之。」

[6] 諸布 『爾雅』釋天「祭星曰布。」·『淮南子』汜論「羿除天下之害、死而爲宗布。此鬼神之所以立。」(高誘注「羿、古之諸侯。河伯溺殺人、羿射其左目、風伯壞人屋室、羿射中其膝。又誅九嬰·竄窳之屬、有功於天下、故死託於宗布。祭田爲宗布謂出也。一曰、今人室中所祀之宗布是也。或曰、司命傍布也。此堯時羿、非有窮后羿。)」

[7] 諸嚴諸述 『漢書補注』郊祀志「葉德輝曰、諸嚴當作諸莊、避漢明帝諱改字。爾雅釋宮、六達謂之莊、釋名釋道、六達曰莊、卽此義也。諸逐當作諸遂。周禮稻人注、遂、田首受水小溝也。考工記匠人注、遂者夫間小溝、地官序官中、遂謂王國百里外、皆主道路言之。此諸嚴·諸逐謂路神耳。遂、述。古字通顏注云、或作述、音求。述當爲述字之誤。音求亦當爲音朮之誤。南監封禪書、諸逐作諸述。其沿誤已久。惟索隱云漢書作遂、則小司馬所見漢書、逐尚作遂。今官本索隱又云、書作逐。必據誤本漢書所改。禮記郊特牲、饗農及郵表畷。道路之神、固祀典所不廢也。」

西 [1] 亦有數十祠。於湖 [2] 有周天子祠。於下邳 [3] 有天神。澧·澆有昭明 [4] ·天子辟池 [5]。於(社)[杜]亳 [6] 有三社主之祠·壽星 [7] 祠。而雍營廟亦有杜主 [8]。杜主、故周之右將軍 [9]、其在秦中 [10]、最小鬼之神者。各以歲時奉祠。

[1] 西 『漢書』地理志 / 隴西郡 / 西縣。

[2] 湖 『漢書』地理志 / 京兆尹「湖、有周天子祠二所。故曰胡、武帝建元年更名湖。」

[3] 下邳 『漢書』地理志 / 京兆尹 / 下邳縣。

[4] 昭明 『史記索隱』「案、樂產引河圖云「熒惑星散爲昭明。」」

[5] 天子辟池 『史記索隱』封禪書「樂產云未聞。顧氏以爲璧池即澇池、所謂「華陰平舒道逢使者、持璧以遺澇池君」、故曰璧池。今謂天子辟池、即周天子辟雍之地。故周文王都豐、武王都瀆、既立靈臺、則亦有辟雍耳。張衡亦以辟池爲雍。」

[6] 杜亳 『史記索隱』封禪書「徐廣云、「京兆杜縣有亳亭、則「社」字誤、合作「於杜亳」。且據文列於下皆是地邑、則杜是縣。」案、秦寧公與亳王戰、亳王奔戎、遂滅湯社。皇甫謐亦云「周桓王時自有亳王號湯、非殷也」。而臣瓚以亳爲成湯之邑、故云在濟陰、非也。案、謂杜・亳二邑有三社主之祠也。」

[7] 壽星 『爾雅』釋天「壽星、角亢也。」・『史記索隱』封禪書「壽星、蓋南極老人星也、見則天下理安、故祠之以祈福壽。」・『史記正義』封禪書「角、亢在辰爲壽星。三月之時、萬物始生建、於春氣布養、各盡其性、不罹災夭、故壽。」

[8] 杜主 『漢書』地理志 / 京兆尹「杜陵、故杜伯國、宣帝更名。有周右將軍杜主祠四所。莽曰饒安也」に見える。「杜主」は周宣王（827-782BC）に殺害された杜伯。『墨子』明鬼下「子墨子言曰、「若以眾之所同見、與眾之所同聞、則若昔者杜伯是也。周宣王殺其臣杜伯而不辜、杜伯曰、「吾君殺我而不辜、若以死者爲無知則止矣。若死而有知、不出三年、必使吾君知之。」其三年、周宣王合諸侯而田於圃、田車數百乘、從數千、人滿野。日中、杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心折脊、殪車中、伏弔而死。當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、著在周之春秋。爲君者以教其臣、爲父者以警其子、曰、「戒之慎之。凡殺不辜者、其得不祥、鬼神之誅、若此之慳濼也。以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉。」…」および『國語』周語上「周之興也、鸞鷲鳴於岐山。其衰也、杜伯射王於郟。是皆明神之志者也」に見える。

[9] 右將軍 『墨子』尚同中「左右將軍大夫」に初見。

[10] 秦中 『史記集解』高祖本紀「如淳曰、「時山東人謂關中爲秦中。」」

唯雍四時 [1] 上帝爲尊、其光景動人民唯陳寶。故雍四時、春以爲歲禱、因泮凍、秋涸凍、冬塞祠、五月嘗駒、及四仲之月（祠若）月祠、[若] 陳寶節來一祠。春夏用騂、秋冬用騶。時駒四匹、木禺龍樂車一駟、木禺車馬一駟、各如其帝色。黃犢羔各四、珪幣

各有數、皆生瘞埋、無俎豆之具。三年一郊。秦以冬十月爲歲首、故常以十月上宿郊見 [2]、通權火、拜於咸陽之旁、而衣上白 [3]、其用如經祠云。西時、畦時、祠如其故、上不親往。諸此祠皆太祝常主、以歲時奉祠之。至如他名山川諸鬼及八神之屬、上過則祠、去則已。郡縣遠方神祠者、民各自奉祠、不領於天子之祝官。祝官有祕祝、卽有菑祥、輒祝祠移過 [4] 於下。

[1] 雍四時 鄜時・密時・吳陽上下時である。ここで秦の時について整理しておこう。

		秦本紀	表	封禪書
襄公八年 770BC	西時	乃用駟駒、黃牛、羝羊各三、祠上帝西時。	初立西時、祠白帝。	自以爲主少皞之神、作西時、祠白帝、其牲用駟駒黃牛羝羊各一云。
文公十年 756BC	鄜時	初爲鄜時、用三牢。	作鄜時。	於是作鄜時、用三牲郊祭白帝焉。
宣公四年 672BC	密時	作密時。	作密時。	秦宣公作密時於渭南、祭青帝。
靈公三年 422BC	吳陽 上下時	—	作上下時。	秦靈公作吳陽上時、祭黃帝。 作下時、祭炎帝。
獻公十八年 367BC	畦時	(雨金櫟陽。)	(櫟陽雨金、四 月至八月。)	櫟陽雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時櫟陽而祀白帝。

秦本紀と封禪書の記述は基本的には矛盾しないが、西時について秦本紀の「各三」を封禪書が「各一」に作り、鄜時について秦本紀の「三牢」を封禪書が「三牲」に作るなど完全には一致しない。封禪書が秦本紀を引用したのではなく、時に關する共通の資料が、まずは秦本紀の原資料に用いられ、ついで封禪書に用いられたものとする。

ついで指摘すべきは、秦本紀が吳陽上下時・畦時を載せず、畦時についてはその前提となった「雨金櫟陽」のみを載せ、また西時につき封禪書の「白帝」を「上帝」に作り、鄜時の「白帝」・密時の「青帝」に言及しないことである。秦本紀は襄公八年のほか、

(繆公十五年 645BC) 於是繆公虜晉君以歸、令於國、齊宿、吾將以晉君祠上帝。

(昭襄王) 五十四年 (253BC)、王郊見上帝於雍。

ともっぱら「上帝」を用いる。封禪書の「白帝」は、惠文王稱王の際の秦金德説採用を契機に用いられるようになったものだが、秦本紀が「上帝」を用いるのは、「白帝」

以前の稱謂を保存するより古拙な材料を用いたことを意味しない。秦本紀には秦金徳説を構成する事件がすでに見え、その原資料には「白帝」が用いられていたはずである。秦本紀ないしその原資料は、吳陽上下時・畦時の失載に認められるように、そもそも時に對する關心が稀薄で、それゆえに「白帝」といったほかの帝との區別を示す稱謂を用いる繁を嫌い、もっぱら「上帝」を用いたものであろう。

「白帝」は秦金徳説に基づき惠文王稱王を契機にそれまでの「上帝」に附加された稱謂である。封禪書の鄜時に關する記述において、史敦の發言に「上帝」を用い、ついで地の文で「白帝」を用いることはその經緯を示唆する。鄜時は雍四時のうち最古で、秦文公および徳公の盛大な祭典が伝えられており、西時・畦時は襄公・獻公の都城たる西・櫟陽における唯一の時である。これらで祀られる「上帝」が秦の主神として、「白帝」の稱謂を附加されたものである。

一方、「青帝」は封禪書のほかには望山楚簡に見えるが、秦との關係は不明であり、「黃帝」「炎帝」も『左傳』によようやく初見する。密時や吳陽上下時設置の時點で「青帝」や「黃帝」「炎帝」の稱謂が用いられたとすることは傍證を得ない。

ここで指摘すべきは、青帝・炎帝・黃帝・少皞が、『呂氏春秋』十二紀の太皞・炎帝・黃帝・少皞・顓頊に重なることである。秦金徳説が採用されたのちに、五行相生に基づく五徳終始説が知られるようになり、密時・吳陽上下時の「上帝」に青帝および炎帝・黃帝の稱謂を附加し、少皞に至る古帝王の系譜を再確認することで、少皞の權威を高め、少皞を奉ずる秦の正統性をあらためて強調したものであろう。青帝について太皞の稱謂を用いなかったのは、あるいは秦の主神である白帝少皞への優位を示唆することを憚ったものかもしれない。

秦本紀に見えない吳陽上下時は靈公三年（422BC）に繋げられている。獻公十一年（374BC）から遡ること四十九年、七の自乗であることは偶然ではありえない。不確かであった吳陽上下時の設置年次を秦金徳説に適合すべく設定したものであろう。これらの附加が行われた時期を特定することは困難だが、『呂氏春秋』の成書した239BCを下限としよう。

封禪書の前漢以降の部分の原資料は、秦本紀・封禪書が共有した秦關係の資料とは別である。そのことは、吳陽下時の「炎帝」を、北時設置の記述が「赤帝」に作るこ

とにかがわれる。

黄帝・炎帝は上掲『左傳』昭十七に初見する。大皞・共工・炎帝・黄帝・少皞の五帝王のうち、五行に對應するのは、共工（水）・炎帝（火）のみであり、したがって本條の五帝王は全體として五行に配當されたものではない。『左傳』の段階では水火すなわち陰陽の對立ばかりが頻見する。陰陽を代表する水火がやがて五行説の水火に展開するわけだが、この事實は、炎帝が本來は陰陽説の陽徳を體現するものであって、五行説に基づく五帝の觀念が成立したのちに、火徳の帝となったことを示している。對するに赤帝は、もっぱら五行火徳を前提とし、炎帝に二次的に付與された五行火徳を特化させた呼稱である。この事實は、「白帝」「青帝」「黄帝」「炎帝」の稱謂が北時設置の際に附加されたのではなく、秦代に遡ることをあらためて傍證する。

[2] 秦以冬十月爲歲首故常以十月上宿郊見 年始の郊祀は、『呂氏春秋』孟春紀「是月也、天子乃以元日祈穀於上帝」に相當する。

[3] 衣上白 秦金徳説による。

[4] 移過 「移過」に關聯する記述は、『左傳』哀六^{*112}

是歲也、有雲如眾赤鳥、夾日以飛三日。楚子使問諸周大史。周大史曰、「其當王身乎。若祭之、可移於令尹・司馬。」王曰、「除腹心之疾、而眞諸股肱、何益。不穀不有大過、天其夭諸。有罪受罰、又焉移之。」遂弗祭。

および『呂氏春秋』制樂^{*113}

宋景公之時、熒惑在心、公懼、召子韋而問焉、曰、「熒惑在心、何也。」子韋曰、「熒惑者、天罰也。心者、宋之分野也。禍當於君。雖然、可移於宰相。」公曰、「宰相所與治國家也、而移死焉、不祥。」子韋曰、「可移於民。」公曰、「民死、寡人將誰爲君乎。寧獨死。」子韋曰、「可移於歲。」公曰、「歲害則民饑、民饑必死。爲人君

*112 『史記』楚世家「(昭王二十七年 489BC) 十月、昭王病於軍中、有赤雲如鳥、夾日而蜚。昭王問周太史、太史曰、「是害於楚王、然可移於將相。」將相聞是言、乃請自以身禱於神。昭王曰、「將相、孤之股肱也、今移禍、庸去是身乎。」弗聽。」

*113 『史記』宋世家「(景公) 三十七年 (480BC)、楚惠王滅陳。熒惑守心。心、宋之分野也。景公憂之。司星子韋曰、「可移於相。」景公曰、「相、吾之股肱。」曰、「可移於民。」景公曰、「君者待民。」曰、「可移於歲。」景公曰、「歲饑民困、吾誰爲君。」子韋曰、「天高聽卑。君有君人之言三、熒惑宜有動。」於是候之、果徙三度。」・十二諸侯年表 / 宋表「三十七 熒惑守心、子韋曰「善。」」

而殺其民以自活也、其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡已、子無復言矣。」子韋還走、北面載拜曰、「臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有至德之言三、天必三賞君。今夕熒惑其徙三舍、君延年二十一歲。」公曰、「子何以知之。」對曰、「有三善言、必有三賞。熒惑有三徙舍、舍行七星、星一徙當一年、三七二十一、臣故曰君延年二十一歲矣。臣請伏於陛下以伺候之。熒惑不徙、臣請死。」公曰、「可。」是夕熒惑果徙三舍。

に認められる。

五 高祖～景帝

漢興、高祖之微時 [1]、嘗殺大蛇。有物曰、「蛇、白帝子也、而殺者赤帝子。」高祖初起、禱豐粉榆社 [2]。徇沛、爲沛公、則祠蚩尤 [3]、豐鼓旗。遂以十月至灞上 [4]、與諸侯平咸陽、立爲漢王。因以十月爲年首、而色上赤。

[1] 高祖之微時 『史記』高祖本紀「高祖被酒、夜徑澤中、令一人行前。行前者還報曰、「前有大蛇當徑、願還。」高祖醉、曰、「壯士行、何畏。」乃前、拔劍擊斬蛇。蛇遂分爲兩、徑開。行數里、醉、因臥。後人來至蛇所、有一老嫗夜哭。人問何哭、嫗曰、「人殺吾子、故哭之。」人曰、「嫗子何爲見殺。」嫗曰、「吾子、白帝子也、化爲蛇、當道、今爲赤帝子斬之、故哭。」人乃以嫗爲不誠、欲告之、嫗因忽不見。後人至、高祖覺。後人告高祖、高祖乃心獨喜、自負。諸從者日益畏之。」

秦金德・漢火德説である*114。惠文王稱王（325BC）を契機に秦金德説に基づく稱王の正統性が主張されたことは上述の如くである。秦における金德説の主張が他國に知られていたか、また秦水德説が統一秦の國制に採用されていたか、いずれも確認できないが、少なくとも西方に位置するがゆえに秦を金德と見立てることは、一般的な認識でありえたはずである。他方、漢火德説は、赤帝子が白帝子を斬るという瑞祥を契機に、金德秦⇒火德漢の相剋を主張するものだが、先行する歴代王朝の五徳は何ら示唆されない。漢による秦の打倒という局面に限って秦金德・漢火德が利用されている

*114 『史記集解』高祖本紀「應劭曰、秦襄公自以居西戎、主少昊之神、作西時、祠白帝。至獻公時櫟陽雨金、以爲瑞、又作畦時、祠白帝。少昊、金德也。赤帝堯後、謂漢也。殺之者、明漢當滅秦也。秦自謂水、漢初自謂土、皆失之。至光武乃改定。」

に過ぎない。五徳終始説以前の古拙な五徳説に基づくものである。秦の打倒が達成されると漢火徳説は當面の役割を終え、前漢末、劉歆の三統曆において五徳終始説に組み込まれて再提起されるまで休眠するのである*115。

[2] 豊枌榆社 『史記』高祖本紀「高祖、沛豊邑中陽里人、姓劉氏、字季。」(『史記集解』「李斐曰、「沛、小沛也。劉氏隨魏徙大梁、移在豊、居中陽里。」孟康曰、「後沛爲郡、豊爲縣。」)・『漢書注』高帝紀「應劭曰、「沛、縣也。豊、其郷也。」孟康曰、「後沛爲郡而豊爲縣。」師古曰、「沛者、本秦泗水郡之屬縣。豊者、沛之聚邑耳。方言高祖所生、故舉其本稱以説之也。此下言「縣郷邑告諭之」、故知邑繫於縣也。」)・『史記集解』封禪書「張晏曰、「枌、白榆也。社在豊東北十五里。或曰枌榆、郷名、高祖里社也。」

[3] 蚩尤 『史記』高祖本紀「於是劉季數讓。眾莫敢爲、乃立季爲沛公。祠黃帝、祭蚩尤於沛庭、而豊鼓旗、幟皆赤。由所殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤。」

「幟皆赤。由所殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤。」は上文に引き續き、漢火徳説を主張するものである。問題となるのは「祠黃帝、祭蚩尤於沛庭」である。黃帝・蚩尤をともに祭ることが、『莊子』雜篇 / 盜跖「然而黃帝不能致德、與蚩尤戰於涿鹿之野、流血百里」に初見する蚩尤が涿鹿で黃帝に敗戦するという有名な傳承と矛盾することから、様々な解釋がなされてきた。『漢書補注』高帝紀は、全祖望『全謝山先生經史問答』卷八が、この蚩尤を『管子』地數

黃帝問於伯高曰、「吾欲陶天下而以爲一家、爲之有道乎。」伯高對曰、「請刈其堯而樹之、吾謹逃其蚤牙。則天下可陶而爲一家。」黃帝曰、「若此言可得聞乎。」伯高對曰、「上有丹沙者、下有黃金。上有慈石者、下有銅金。上有陵石者、下有鉛錫赤銅。上有赭者、下有鐵。」此山之見榮者也。苟山之見其榮者、君謹封而祭之。距封十里而爲一壇、是則使乘者下行、行者趨、若犯令者罪死不赦。然則與折取之遠矣。修教十年、而葛盧之山發而出水、金從之、送尤受而制之以爲劍鎧矛戟、是歲相兼者諸侯九、雍狐之山發而出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲雍狐之戟芮戈、是歲相兼者諸侯十二、故天下之君、頓戟一怒、伏尸滿野、此見戈之本也。

に見える、黃帝のために兵器を作った蚩尤であり、涿鹿で敗死する蚩尤とは別人とする説を支持する。

*115 『漢書』律曆志「漢高祖皇帝、著紀、伐秦繼周。木生火、故爲火徳。」

指摘すべきは、封禪書が黄帝を削除していることである。封禪書下文（高祖五年202BC）「令祝官立蚩尤之祠於長安」が蚩尤祠のみに言及することに呼應するものだが、黄帝が削除された結果、黄帝に敗死した蚩尤のイメージが拂拭される。一體、蚩尤については、

故黄帝者、炎帝之兄也、炎帝無道、黄帝伐之涿鹿之野、血流漂杵、誅炎帝而兼其地、天下乃治。（『新書』益壤）

と炎帝と混同されることがあり、

皇覽曰、「蚩尤冢在東平郡壽張縣闕鄉城中、高七丈、民常十月祀之。有赤氣出、如匹絳帛、民名爲蚩尤旗。…。」（『史記集解』五帝本紀）

と、「赤氣」が「蚩尤旗」と稱された。要するに火徳の表象である。土徳の黄帝を削除することで、封禪書は期せずして蚩尤の火徳としての屬性を強調しているのである。

[4] 遂以十月至灞上 『史記』高祖本紀に「漢元年（206BC）十月、沛公兵遂先諸侯至灞上」とある。「上赤」は上掲高祖本紀に見える。十月歳首暦について、

太史公曰、「張蒼文學律曆、爲漢名相、而絀賈生、公孫臣等言正朔服色事而不遵、明用秦之顛項曆、何哉。周昌、木彊人也。任敖以舊徳用。申屠嘉可謂剛毅守節矣、然無術學、殆與蕭、曹、陳平異矣。（張丞相世家）

太史公曰、…漢興、高祖曰「北時待我而起」、亦自以爲獲水徳之瑞。雖明習曆及張蒼等、咸以爲然。是時天下初定、方綱紀大基、高后女主、皆未遑、故襲秦正朔服色。（曆書）

は秦の顛項曆を踏襲したとする。漢は確かに秦曆を踏襲しているわけだが、漢が独自の根據を以て十月歳首歴を採用したという封禪書「遂以十月至灞上、…因以十月爲年首」の記述を軽視すべきではない。そもそも「服色」については漢は「上赤」で、秦の「上黒」を改めている。曆書は、漢の顛項曆採用を秦制の一般的踏襲に読み換えているのである。司馬遷が太初改曆を主管したことと決して無関係ではない。事件に關する直接的な記述においては、原資料の表現がそのまま維持されうる。それは時に司馬遷の評論とは懸隔があり、したがって別物として扱わねばならないことを確認しておきたい。

ちなみに、「顛項曆」の稱謂は曆書が初見である。秦景公（576-537BC）墓出土の石

磬銘に「高陽又（有）靈」とあり*116、秦は高陽を高祖としていた。『左傳』文十八

昔高陽氏有才子八人、…高辛氏有才子八人、…昔帝鴻氏有不才子、…少皞氏有不才子、…顓頊氏有不才子、…緡雲氏有不才子、…

に窺われるように、「高陽」「顓頊」は本来別々であった。『大戴禮』五帝徳「顓頊、黃帝之孫、昌意之子也、曰高陽」・帝繫「昌意産高陽、是爲帝顓頊」に至って高陽は顓頊とはじめて明示的に合體する。帝繫の「産」は始皇帝の諱「正（政）tɿɛŋ」と發音の近い「生 jɛŋ」を避けたものと思われる*117。五帝徳・帝繫は秦の統一に伴う古帝王系譜の整理を反映したものである。高陽と合體することで顓頊が秦の高祖とみなされるようになり、秦曆に對する顓頊曆の稱謂が成立したのである。秦が自ら顓頊曆の稱謂を用いていたか否か、現時點では確認できない*118。

二年、東擊項籍而還入關 [1]、問、「故秦時上帝祠何帝也。」對曰、「四帝、有白・青・黃・赤帝之祠。」高祖曰、「吾聞天有五帝、而有四、何也。」莫知其說。於是高祖曰、「吾知之矣、乃待我而具五也。」乃立黑帝祠、命曰北時 [2]。有司進祠、上不親往。悉召故秦祝官、復置太祝、太宰、如其故儀禮。因令縣爲公社。下詔曰、「吾甚重祠而敬祭。今上帝之祭及山川諸神當祠者、各以其時禮祠之如故。」

[1] 二年東擊項籍而還入關 『史記』秦楚之際月表「(二年 205BC) 十月 王至陝。…三月 王擊殷。四月 王伐楚至彭城、懷定。五月 王走滎陽。六月 王入關、立太子。復如滎陽。」・『漢書』高帝紀「六月、漢王還櫟陽。壬午、立太子、赦罪人。令諸侯子在關中者皆集櫟陽爲衛。引水灌廢丘、廢丘降、章邯自殺。雍（州）〔地〕定、八十餘縣、置河上、渭南、中地、隴西、上郡。令祠官祀天地四方上帝山川、以時祠之。」

[2] 北時 五色と關聯づけられた天神としての五帝は、『呂氏春秋』十二紀の太皞・炎帝・黃帝・少皞・顓頊がそれに当たる。しかしながら、「五帝」を對象とする祭祀は

*116 王輝・王偉 2014。

*117 漢字古今音資料庫 (<https://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/cer/#>) の王力推定上古音を用いる。「生」⇒「産」の避諱については吉本 2003b を見よ。

*118 『史記』楚世家「楚之先祖出自帝顓頊高陽」も「顓頊高陽」を楚の高祖とするが、この一節も『大戴禮』帝繫の引用である。『楚辭』（屈原）離騷に「帝高陽之苗裔兮」とあり、前4世紀末の段階で、顓頊・高陽がなお合體していなかったことの傍證となる。

先秦文献では『周禮』*119・『晏子春秋』*120 にしか明示されない。

高祖二年の北時黒帝祠設置につき、『史記』曆書は、

漢興、高祖曰「北時待我而起」、亦自以爲獲水德之瑞。雖明習曆及張蒼等、咸以爲然。

是時天下初定、方綱紀大基、高后女主、皆未遑、故襲秦正朔服色。

と、漢水徳説の根據としたものとするが、黒帝は他の四色帝と相俟って五帝を構成するのであり、黒帝の優位が主張されているわけではない。封禪書の北時創設の記述から漢水徳説を読み取ることはできない。上述の十月歳首曆採用と同様に、司馬遷の牽強附會である。後述の如く、漢水徳説は文帝十四年（166BC）に初めて明示される。北時黒帝祠は何より「待我而具五也」とあるように、漢における五帝祠の完成、翻って秦代の祭祀の不完全さ、漢の秦に對する優越を喧傳するものであったと考える。

『周禮』の五帝は、春官 / 司服「王之吉服、祀昊天上帝、則服大裘而冕、祀五帝亦如之」に窺われるように、昊天上帝がこれに優越する。漢は五帝祠の完成による秦への優越を示し得たことで、この時點では昊天上帝の必要を感じなかったものであろう。しかしながら、禮制上の不備が認知されるようになり、封禪書下文に見えるように、元朔六年（123BC）に長安東南郊に太一祠が、元鼎五年（112BC）に甘泉泰畤が設置され、昊天上帝に相當する太一が五帝の上位に置かれることになる。

後四歲 [1]、天下已定、詔御史、令豐謹治枌榆社、常以四時春以羊彘祠之。令祝官立

*119 『周禮』の五帝祀については、錢穆 1958 を見よ。

*120 『晏子春秋』内篇 / 諫上「楚巫微導裔款以見景公、侍坐三日、景公説之、楚巫曰、「公、明神之主、帝王之君也、公即位有七年矣、事未大濟者、明神未至也、請致五帝、以明君徳、」景公再拜稽首、楚巫曰、「請巡國郊以觀帝位、」至于牛山而不敢登、曰、「五帝之位、在于國南、請齋而後登之、」公命百官供齋具于楚巫之所、裔款視事、晏子聞之而見于公曰、「公令楚巫齋牛山乎。」公曰、「然、致五帝以明寡人之徳、神將降福于寡人、其有所濟乎。」晏子曰、「君之言過矣。古之王者、徳厚足以安世、行廣足以容眾、諸侯戴之、以爲君長、百姓歸之、以爲父母、是故天地四時和而不失、星辰日月順而不亂、徳厚行廣、配天象時、然後爲帝王之君、明神之主、古者不慢行而繁祭、不輕身而恃巫、今政亂而行僻、而求五帝之明徳也。棄賢而用巫、而求帝王之在身也。夫民不苟徳、福不苟降、君之帝王、不亦難乎。惜乎。君位之高、所論之卑也、」公曰、「裔款以楚巫命寡人曰、「試嘗見而觀焉、」寡人見而説之、信其道、行其言、今夫子譏之、請逐楚巫而拘裔款、」晏子曰、「楚巫不可出、」公曰、「何故。」對曰、「楚巫出、諸侯必或受之、公信之、以過于内、不知。出以易諸侯于外、不仁、請東楚巫而拘裔款、」公曰、「諾、」故曰、送楚巫于東、而拘裔款于國也。」・『嘉慶重修大清一統志』卷一百七十 / 青洲府一 / 山川「牛山 在臨淄縣南十里。」

蚩尤之祠於長安。長安置祠祝官・女巫。其梁巫 [2]、祠天・地・天社・天水・房中 [3]・堂上之屬。晉巫、祠五帝・東君・雲中 [君] [4]・司命 [5]・巫社・巫祠・族人 [6]・先炊 [7] 之屬。秦巫、祠 (社) [杜] 主・巫保・族彙之屬。荆巫、祠堂下・巫先・司命・施糜之屬。九天巫、祠九天 [8]、皆以歲時祠宮中。其河巫祠河於臨晉、而南山巫祠南山秦中。秦中者、二世皇帝。各有時 (月)。

[1] 後四歲 高祖二年 (204BC) ~ 五年 (202BC)。高祖本紀「(五年 202BC) 正月、諸侯及將相相與共請尊漢王爲皇帝。…高祖欲長都雒陽、齊人劉敬說、乃留侯勸上入都關中、高祖是日駕、入都關中。六月、大赦天下。」

[2] 梁巫晉巫秦巫荆巫 『漢書』高帝紀「贊曰、…及高祖即位、置祠祀官、則有秦、晉、梁、荆之巫、世祠天地、綴之以祀、豈不信哉。」注「應劭曰、「先人所在之國、悉致祠巫祝、博求神靈之意也。」文穎曰、「巫、掌神之位次者也。范氏世仕於晉、故祠祀有晉巫。范會支庶、留秦爲劉氏、故有秦巫。劉氏隨魏都大梁、故有梁巫。後徙豐、豐屬荆、故有荆巫也。」」

[3] 房中 『漢書』禮樂志「又有房中祠樂、高祖唐山夫人所作也。周有房中樂、至秦名曰壽人。凡樂、樂其所生、禮不忘本。高祖樂楚聲、故房中樂楚聲也。孝惠二年、使樂府令夏侯寬備其簫管、更名曰安世樂。」

[4] 東君雲中君 『楚辭』(屈原)九歌に東君・雲中君が見える。

[5] 司命 『楚辭』(屈原)九歌に大司命・少司命が見える。『禮記』祭法「王爲群姓立七祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戶、曰竈。王自爲立七祀。諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰公厲。諸侯自爲立五祀。」・『周禮』春官 / 大宗伯「大宗伯之職、掌建邦之天神人鬼地示之禮、以佐王建保邦國。以吉禮事邦國之鬼神示、以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日月星辰、以禋燎祀司中司命飆師雨師、以血祭祭社稷五祀五嶽、以貍沈祭山林川澤、以鬯辜祭四方百物、以肆獻裸享先王、以饋食享先王、以祠春享先王、以禴夏享先王、以嘗秋享先王、以烝冬享先王。」

[6] 族人 沈欽韓『漢書疏證』は『禮記』祭法の族厲とする。

[7] 先炊 『禮記』禮器「夫粢者、老婦之祭也。盛於盆、尊於瓶。」(注「老婦、先炊者也。盆、瓶、炊器也。明此祭先炊、非祭火神、燔柴似失之。)」

[8] 九天 『呂氏春秋』有始に「何謂九野。中央曰鈞天、其星角・亢・氐。東方曰蒼天、

其星房・心・尾。東北曰變天、其星箕・斗・牽牛。北方曰玄天、其星婺女・虛・危・營室。西北曰幽天、其星東壁・奎・婁。西方曰顛天、其星胃・昴・畢。西南曰朱天、其星觜・參・東井。南方曰炎天、其星輿鬼・柳・七星。東南曰陽天、其星張・翼・軫」とあり、『淮南子』天文訓はこれを引用する。「鈞天」は上掲『史記』趙世家「與百神游於鈞天」に見える。なお『史記索隱』封禪書「孝武本紀云「立九天廟於甘泉」。三輔故事云「胡巫事九天於神明臺」」は武帝記の甘泉九天廟が胡巫を用いたことを記す。

其後二歲 [1]、或曰周興而邑郃 [2]、立后稷之祠、至今血食天下。於是高祖制詔御史、
「其令郡國縣立靈星 [3] 祠、常以歲時祠以牛。」

[1] 其後二歲 高祖七年 (199BC)。

[2] 郃 『詩』大雅 / 生民「誕后稷之穉、有相之道、芴厥豐草、種之黃茂、實方實苞、實種實稂、實發實秀、實堅實好、實穎實栗、即有郃家室。」『漢書』地理志 / 右扶風「釐、周后稷所封。」(注「師古曰、「讀與郃同、音胎。」)

[3] 靈星 『詩序』周頌 / 絲衣「絲衣、繹賓尸也、高子曰、靈星之尸也。」『毛詩正義』は高子を『孟子』告子下

公孫丑問曰、「高子曰、「小弁、小人之詩也。」」孟子曰、「何以言之。」曰、「怨。」曰、「固哉、高叟之爲詩也。有人於此、越人關弓而射之、則已談笑而道之。無他、疏之也。其兄關弓而射之、則已垂涕泣而道之。無他、戚之也。小弁之怨、親親也。親親、仁也。固矣夫、高叟之爲詩也。」

の高子に比定する。これに従うならば、靈星祭祀は前4世紀後半には存在したことになる。

『史記集解』封禪書に「張晏曰、龍星左角曰天田、則農祥也、晨見而祭」とあり、『史記正義』封禪書「漢舊儀云、「五年、脩復周家舊祠、祀后稷於東南、爲民祈農報厥功。夏則龍星見而始雩。龍星左角爲天田、右角爲天庭。天田爲司馬、教人種百穀爲稷。靈者、神也。辰之神爲靈星、故以壬辰日祠靈星於東南、金勝爲土相也。」廟記云、「靈星祠在長安城東十里。」」は五年に繋げる。

高祖十年 [1] 春、有司請令縣常以春 (三) [二] 月及 (時) 臘祠 [2] 社稷以羊豕、民里社各自財以祠。制曰、「可。」

[1] 高祖十年 十年 (197BC)。

[2] 以春二月及臘祠社稷 二月の社祠は、『呂氏春秋』仲春紀「擇元日、命人社」に、臘の社祠は、『韓非子』外儲說右下

一曰。秦襄王病、百姓爲之禱、病愈、殺牛塞禱。郎中閻遏・公孫衍出見之曰、「非社臘之時也、奚自殺牛而祠社。」

に見える。

其後十八年、孝文帝即位 [1]。即位十三年、下詔曰、「今祕祝移過于下、朕甚不取。自今除之 [2]。」

[1] 其後十八年 高祖十年 (197BC) ~ 高后八年 (180BC)。

[2] 即位十三年 『史記』孝文本紀「十三年 (167BC) 夏、上曰、「蓋聞天道禍自怨起而福繇德興。百官之非、宜由朕躬。今祕祝之官移過于下、以彰吾之不德、朕甚不取。其除之。」

始名山大川在諸侯、諸侯祝各自奉祠、天子官不領。及齊・淮南國廢 [1]、令太祝盡以歲時致禮如故。

[1] 及齊淮南國廢 「齊」は「濟北」の誤りであろう。齊は文帝十五年 (165BC) に文王が後嗣無くして卒しているが、翌十六年 (164BC)、文王の叔父である孝王が紹封している*121。對するに、濟北王興居は、文帝三年 (177BC) に謀反し誅されている*122。「淮南」は淮南厲王長で、文帝六年 (174BC) に謀反し自殺している*123。濟北・淮南を並べることは、『漢書』五行志上「先是、濟北・淮南王皆謀反、其後吳楚七國舉兵而誅」・鄒陽傳「卒仆濟北、囚弟於雍者、豈非象新垣平等哉」に見える。

なお『史記正義』封禪書に

齊有泰山、淮南有天柱山、二山初天子祝官不領、遂廢其祀、令諸侯奉祠。今令太祝盡以歲時致禮、如秦故儀。

とあるが、封禪書下文 (元狩三年 120BC)

*121 『漢書』諸侯王表 / 齊「孝文二年、文王則嗣、十四年薨、亡後。／孝文十六年、孝王將閻以悼惠王子楊虛侯紹封、十一年薨。」

*122 『漢書』諸侯王表 / 濟北「濟北 (孝文二年) 二月乙卯、王興居以悼惠王子東牟侯立、二年謀反、誅。」

*123 『漢書』諸侯王表 / 淮南厲王長「(高祖) 十一年十月庚午立、二十三年、孝文六年、謀反、廢徙蜀、死雍。」

於是濟北王以爲天子且封禪、乃上書獻太山及其旁邑、天子以他縣償之。常山王有罪、遷、天子封其弟於眞定、以續先王祀、而以常山爲郡、然后五岳皆在天子之（邦）〔郡〕。によれば、當時の濟北國の領内に泰山があったことを知る。

是歲 [1]、制曰、「朕卽位十三年于今、賴宗廟之靈、社稷之福、方內艾安、民人靡疾。間者比年登、朕之不德、何以饗此。皆上帝諸神之賜也。蓋聞古者饗其德必報其功、欲有增諸神祠。有司議增雍五畤路車各一乘、駕被具。西畤畦畤禺車各一乘、禺馬四匹、駕被具。其河・湫・漢水加玉各二。及諸祠、各增廣壇場、珪幣俎豆以差加之。而祝釐者歸福於朕、百姓不與焉。自今祝致敬、毋有所祈。」

[1] 是歲 『史記』孝文本紀「(十四年 166BC) 春、上曰、「朕獲執犧牲珪幣以事上帝宗廟、十四年于今、歷日（縣）〔縣〕長、以不敏不明而久撫臨天下、朕甚自愧。其廣增諸祀壇場珪幣。昔先王遠施不求其報、望祀不祈其福、右賢左戚、先民後己、至明之極也。今吾聞祠官祝釐、皆歸福朕躬、不爲百姓、朕甚愧之。夫以朕不德、而躬享獨美其福、百姓不與焉、是重吾不德。其令祠官致敬、毋有所祈。」

封禪書は「十四年」を「十三年」に誤っている。『漢書』郊祀志は、
明年、以歲比登、詔有司增雍五畤路車各一乘、駕被具。西畤、畦畤禺車各一乘、禺馬四匹、駕被具。河・湫・漢水、玉加各二。及諸祀皆廣壇場、圭幣俎豆以差加之。に作る。

魯人公孫臣上書曰、「始秦得水德、今漢受之、推終始傳 [1]、則漢當土德、土德之應黃龍見。宜改正朔、易服色 [2]、色上黃。」是時丞相張蒼 [3] 好律曆、以爲漢乃水德之始、故河決金隄、其符也。年始冬十月、色外黑內赤、與德相應。如公孫臣言、非也。罷之。

[1] 終始傳 五德終始説に基づく漢土德説の封禪書における初見であることを指摘しておきたい。封禪書上文の秦水德説に呼應する。土德の瑞祥としての黃龍も上文「黃帝得土德、黃龍地螾見」に見える。

[2] 改正朔易服色 文帝期以前の言説としては以下のものがある。

聖人南面而治天下、必自人道始矣。立權度量、考文章、改正朔、易服色、殊徽號、異器械、別衣服、此其所得與民變革者也。（『禮記』大傳）

其在商湯、用師于夏、除民之災、順天革命、改正朔、變服殊號、一文一質、示不相沿、以建丑之月爲正、易民之視、若天時大變、亦一代之事、（『逸周書』周月）

見諸侯、問百年、命大師陳詩以觀民風俗、命市納賈以觀民好惡。山川神祇有不舉者爲不敬。不敬者、削以地。宗廟有不順者爲不孝。不孝者、黜以爵。變禮易樂爲不從。不從者、君流、改衣服制度爲畔。畔者、君討。有功者賞之。尚書曰、「明試以功、車服以庸。」（『尚書大傳』堯典）

傳曰、「當其效功也、於卜洛邑、營成周。改正朔、立宗廟、序祭祀、易犧牲。制禮樂、一統天下、合和四海而致諸侯、皆莫不依紳端冕以奉祭祀者、其下莫不自悉以奉其上者、莫不自悉以奉其祭祀者。」（洛誥）

文帝期に關わるものとしては、『史記』屈原賈生列傳

賈生以爲漢興至孝文二十餘年、天下和洽、而固當改正朔、易服色、法制度、定官名、興禮樂、乃悉草具其事儀法、色尚黃、數用五、爲官名、悉更秦之法。孝文帝初即位、謙讓未遑也。諸律令所更定、及列侯悉就國、其說皆自賈生發之。於是天子議以爲賈生任公卿之位。絳・灌・東陽侯・馮敬之屬盡害之、乃短賈生日、「雒陽之人、年少初學、專欲擅權、紛亂諸事。」於是天子後亦疏之、不用其議、乃以賈生爲長沙王太傅。がある。賈誼が五德終始說に通じていたことは、『新書』過秦中「故先王者、見終始之變、知存亡之由」に看取される。なお、汪中「賈誼年表」（『述學』内篇三）は賈誼の長沙王太傅就任を文帝二年（178BC）に繋げる。

[3] 張蒼 この一節、『史記』孝文本紀十四年（166BC）にほぼ同じ内容が見える*124。

封禪書	孝文本紀
魯人公孫臣上書曰、「始秦得水德、今漢受之、推終始傳、則漢當土德、土德之應黃龍見。宜改正朔、易服色、色上黃。」是時丞相張蒼好律曆、以爲漢乃水德之始、故河決金隄、其符也。年始冬十月、色外黑內赤、與德相應。如公孫臣言、非也。罷之。	是時北平侯張蒼爲丞相、方明律曆。魯人公孫臣上書陳終始傳五德事、言方今土德時、土德應黃龍見、當改正朔服色制度。天子下其事與丞相議。丞相推以爲今水德始、明正十月上黑事、以爲其言非是、請罷之。

*124 もっとも孝文本紀「上黑」・張丞相列傳「尚黑」に對し、封禪書は「外黑內赤」とする。「外黑內赤」については、吳方浪 2019 の專論がある。

一方、『史記』張丞相列傳に

以（高祖）六年（201BC）中封爲北平侯、食邑千二百戶。遷爲計相、一月、更以列侯爲主計四歲。是時蕭何爲相國、而張蒼乃自秦時爲柱下史、明習天下圖書計籍。蒼又善用算律曆、故令蒼以列侯居相府、領主郡國上計者。（高祖十一年 196BC）黥布反亡、漢立皇子長爲淮南王、而張蒼相之。十四年（高后八年 180BC）、遷爲御史大夫。…蒼與絳侯等尊立代王爲孝文皇帝。四年（176BC）、丞相灌嬰卒、張蒼爲丞相。自漢興至孝文二十餘年、會天下初定、將相公卿皆軍吏。張蒼爲計相時、緒正律曆。以高祖十月始至霸上、因故秦時本以十月爲歲首、弗革。推五德之運、以爲漢當水德之時、尚黑如故。吹律調樂、入之音聲、及以比定律令。若百工、天下作程品。至於爲丞相、卒就之、故漢家言律曆者、本之張蒼。蒼本好書、無所不觀、無所不通、而尤善律曆。…蒼爲丞相十餘年、魯人公孫臣上書言漢土德時、其符有黃龍當見。詔下其議張蒼、張蒼以爲非是、罷之。其後黃龍見成紀、於是文帝召公孫臣以爲博士、草土德之曆制度、更元年。張丞相由此自絀、謝病稱老。…太史公曰、「張蒼文學律曆、爲漢名相、而絀賈生、公孫臣等言正朔服色事而不遵、明用秦之顛項曆、何哉。

とある。張蒼が高祖六年（201BC）以降、五德終始説に基づいて漢水德説を唱え、諸制度を企劃し、文帝四年（176BC）に丞相に就任したのちに、これを完成したというものである。『史記』十二諸侯年表「漢相張蒼曆譜五德」・『漢書』藝文志 / 諸子 / 陰陽家「張蒼十六篇。（丞相北平侯。）」などから張蒼が五德終始説に基づく著作を行い、また太史公自序「張蒼爲章程」から、その「章程」が實施されたことは事實であろうが、一方で、曆書「其後黃龍見成紀、張蒼自黜、所欲論著不成」は「卒就之」と矛盾する。張丞相列傳の記述はよほど割り引いて考えねばならない。「故漢家言律曆者、本之張蒼」も、漢王朝が張蒼の漢水德説を採用していたことを示唆するようでもあるが、これもやはり誇大な記述である。

封禪書によれば、張蒼が漢を「水德之始」とした根拠は「河決金隄」の瑞祥である。金德秦⇒水德漢の相生となるが^{*125}、秦以前に對する張蒼の理解は、その有無をも含め

*125 箭内互 1925。なお、『宋書』律曆志中「史臣按鄒衍五德、周爲火行。衍生在周時、不容不知周氏行運。且周之爲曆年八百、秦氏卽有周之建國也。周之火木、其事易詳。且五德更王、唯有二家之說。鄒衍以相勝立體、劉向以相生爲義。據以爲言、不得出此二家者。假使卽劉向之說、周爲木行、秦氏代周、改其行運。若不相勝、則克木者金。相生則木實生火。秦氏乃稱水德、理

て明示的な材料がない。それ以上に問題となるのは、『史記』漢興以來將相名臣年表「(十二年 168BC) 河決東郡金隄」に見えるように、この瑞祥が、わずか二年前の事件であったことである^{*126}。この事實は、國制としての漢水徳説が、漢土徳説に對抗してこの時点で忽卒に創唱されたことを示す。封禪書において五徳終始説に基づく漢水徳説・漢土徳説がここでようやく初見するという事實は、決して偶然ではない。

後三歳 [1]、黃龍見成紀 [2]。文帝乃召公孫臣、拜爲博士、與諸生草改曆服色事。其夏、下詔曰、「異物之神見于成紀、無害於民、歲以有年。朕祈郊上帝諸神、禮官議、無諱以勞朕。」有司皆曰「古者天子夏親郊 [3]、祀上帝於郊、故曰郊」。於是夏四月、文帝始郊見雍五時祠、衣皆上赤 [4]。

[1] 後三歳 『史記』孝文本紀「十五年 (165BC)、黃龍見成紀、天子乃復召魯公孫臣、以爲博士、申明土徳事。於是上乃下詔曰、「有異物之神見于成紀、無害於民、歲以有年。朕親郊祀上帝諸神。禮官議、毋諱以勞朕。」有司禮官皆曰、「古者天子夏躬親禮祀上帝於郊、故曰郊。」於是天子始幸雍、郊見五帝、以孟夏四月答禮焉。」・『漢書』文帝紀「十五年 (165BC) 春、黃龍見於成紀。上乃下詔議郊祀。公孫臣明服色、新垣平設五廟。語在郊祀志。夏四月、上幸雍、始郊見五帝、赦天下、修名山大川嘗祀而絶者、有司以歲時致禮。」

「後三歳」は文帝十三年 (168BC) ～十五年 (165BC) だが、『漢書』郊祀志は文帝十四年～十五年で「明年」に作る。

土徳の瑞祥である黃龍が出現したことで、張蒼は自肅を餘儀なくされ、ついで「任」

非謬然。斯則劉氏所證爲不值矣。臣以爲張蒼 雖是漢臣、生與周接、司秦柱下、備觀圖書。且秦雖滅學、不廢術數、則有周遺文雖不畢在、據漢水行、事非虛作。賈誼取秦云、「漢土徳。」蓋以是漢代秦。詳論二説、各有其義。張蒼則以漢水勝周火、廢秦不班五徳。賈誼則以漢土勝秦水、以秦爲一代。論秦、漢雖殊、而周爲火一也。然則相勝之義、於事爲長。若同蒼黜秦、則漢水、魏土、晉木、宋金。若同賈誼取秦、則漢土、魏木、晉金、宋火也。難者云、「漢高斷蛇而神母夜哭、云赤帝子殺白帝子、然則漢非火而何。」斯又不然矣。漢若爲火、則當云赤帝、不宜云赤帝子也。白帝子又何義況乎。蓋由漢是土徳、土生乎火、秦是水徳、水生乎金、斯則漢以土爲赤帝子、秦以水徳爲白帝子也。難者又曰、「向云五徳相勝、今復云土爲赤帝子、何也。」答曰、「五行自有相勝之義、自有相生之義。不得以相勝廢相生、相生廢相勝也。相勝者、以土勝水耳。相生者、土自火子、義豈相關。」は、張蒼が秦を閏位として周火徳⇒漢水徳の相剋を主張したものとすがる、「金隄」を無視している點で支持できない。

*126 『史記』河渠書に「漢興三十九年、孝文時河決酸棗、東潰金隄、於是東郡大興卒塞之」とある。漢高祖元年 (206BC) ～文帝十二年 (168BC) で「三十九年」となる。

じた人物の不正を文帝に叱責され辭任した*127。

[2] 成紀 『漢書』地理志 / 天水郡 / 成紀縣。

[3] 夏親郊 『詩序』周頌 / 噫嘻「春夏祈穀于上帝也」に對する鄭箋に「祈、猶禱也、求也。月令、孟春祈穀于上帝、夏則龍見而雩、是與」とある。「夏則龍見而雩」は、『左傳』桓五「秋、大雩、書、不時也。凡祀、啟蟄而郊、龍見而雩、始殺而嘗、閉蟄而烝。過則書」に據り、杜注に「啟蟄、夏正建寅之月、祀天南郊。…龍見、建巳之月。蒼龍、宿之體、昏見東方。萬物始盛、待雨而大、故祭天、遠爲百穀祈膏雨」とある。「春夏」は、建寅・建巳で夏正月・四月に當たる。「古者天子夏親郊」はこれを根據にした可能性もないではないが、同じく「祈穀于上帝」であっても、夏は「雩」であって春が「郊」である。「夏」がもつばら提案されたのは、『詩』ではなく、『春秋經』に頻見する「夏四月」「夏五月」の「郊」*128を根據とするものであろう。

[4] 衣皆上赤 上文では公孫臣が漢土德說に基づき「色上黃」を。ついで漢水德說に基づき張蒼が「色外黒内赤」を提唱したとある。文帝の雍五時親郊は、黃龍の瑞祥を契機とするものではあったが、「衣皆上赤」であった。高祖の「色上赤」が維持されているのであり、漢王朝はこの時點まで一貫して「上赤」であったと考えるべきである*129。張蒼の漢水德說や賈誼・公孫臣の漢土德說は一定の影響をもった言說ではあったが、あくまで提案に止まり、國制への反映は認められない。

其明年 [1]、趙人新垣平以望氣 [2] 見上、言「長安東北有神氣、成五采、若人冠纓焉。或曰東北神明之舍、西方神明之墓也 [3]。天瑞下、宜立祠上帝、以合符應」。於是作渭

*127 『史記』張丞相列傳「其後黃龍見成紀、於是文帝召公孫臣以爲博士、草土德之曆制度、更元年。張丞相由此自緇、謝病稱老。蒼任人爲中候、大爲姦利、上以讓蒼、蒼遂病免。蒼爲丞相十五歲而免。」・曆書「其後黃龍見成紀、張蒼自黜、所欲論著不成。」・『漢書』百官公卿表 / 文帝後元二年 (162BC)「八月戊戌、丞相蒼免。」

*128 『春秋經』僖三十一「夏四月、四卜郊、不從、乃免牲。猶三望」・成七「夏五月、曹伯來朝。不郊、猶三望」・襄七「夏四月、三卜郊、不從、乃免牲」・襄十一「夏四月、四卜郊、不從、乃不郊」・定十五「夏五月辛亥、郊」など。また『左傳』昭七「夏四月甲辰朔、日有食之。…韓子祀夏郊、…秋八月、衛襄公卒」とある。

*129 「上赤」は漢火德說に由來するが、この時點では漢火德が意識されていた形跡はない。高祖の「上赤」を踏襲したものであろう。津田1926は『禮記』月令において天子が季節に従って五色の衣を用いることを根據に、夏の郊祀なので「上赤」としたものとするが、秦は十月の郊祀に「衣上白」であり、冬の黒を用いない。秦金德說に基づくものである。郊祀の服色は季節でなく、五德に基づく。

陽五帝廟 [4]、同宇、帝一殿、面各五門、各如其帝色。祠所用及儀亦如雍五時。夏四月、文帝親拜霸渭之會、以郊見渭陽五帝。五帝廟南臨渭、北穿蒲池 [5] 溝水、權火舉而祠、若光輝然屬天焉。於是貴平上大夫 [6]、賜累千金。而使博士諸生刺六經中作王制 [7]、謀議巡狩封禪事。文帝出長門 [8]、若見五人於道北、遂因其直北立五帝壇、祠以五牢具。

[1] 其明年 『史記』孝文本紀「趙人新垣平以望氣見、因說上設立渭陽五廟。欲出周鼎、當有玉英見。十六年（164BC）、上親郊見渭陽五帝廟、亦以夏答禮而尚赤」は新垣平の上言を十五年に繋げる。それを承けて『漢書』郊祀志は「其明年」を削除して、「夏四月」を「明年夏四月」に作り、文帝紀「十五年春、黃龍見於成紀。上乃下詔議郊祀。公孫臣明服色、新垣平設五廟。語在郊祀志」は「新垣平設五廟」を「十五年春」に繋げる。

[2] 望氣 『墨子』迎敵祠「凡望氣、有大將氣、有小將氣、有往氣、有來氣、有敗氣、能得明此者可知成敗、吉凶。舉巫・醫、卜有所、長具藥、宮之、善爲舍。巫必近公社、必敬神之。巫卜以請守、守獨智巫卜望氣之請而已。其出入爲流言、驚駭恐吏民、謹微察之、斷、罪不赦。望氣舍近守官。…望氣者舍必近太守、巫舍必近公社、必敬神之」に初見。

[3] 東北神明之舍西方神明之墓也 『史記集解』封禪書「張晏曰、「神明、日也。日出東北、舍謂陽谷。日沒於西、墓謂濛谷也。」。『淮南子』天文訓「日出于陽谷、浴于咸池、拂于扶桑、是謂晨明。登于扶桑、爰始將行、是謂朏明。至于曲阿、是謂旦明。至于曾泉、是謂蚤食。至于桑野、是謂晏食。至于衡陽、是謂隅中。至于昆吾、是謂正中。至于鳥次、是謂小還。至于悲谷、是謂鋪時。至于女紀、是謂大還。至于淵虞、是謂高春。至于連石、是謂下春。至于悲泉、爰止其女、爰息其馬、是謂縣車。至于虞淵、是謂黃昏。至于蒙谷、是謂定昏。日入于虞淵之汜、曙于蒙谷之浦、行九州七舍、有五億萬七千三百九里、」

[4] 五帝廟 李觀「明堂定制圖序」（『直講李先生文集』卷十五）に引く成伯璵『禮記外傳』*130に「禮記外傳曰、明堂四面各五門」とある。「面各五門」を引用したものであり、この五帝廟が明堂と形制を同じくするものと理解されていたことが窺われる。

[5] 蒲池 『史記正義』「顔師古云「蒲池、爲池而種蒲也。蒲字或作「滿」、言其水滿」、恐顔說非。按、括地志云「渭北咸陽縣有蘭池、始皇逢盜蘭池者也」。言穿溝引渭水入蘭池也。疑「蘭」字誤作「蒲」、重更錯失。」

*130 『新唐書』藝文志一 / 甲部經錄 / 禮類「成伯璵禮記外傳四卷。」

[6] 上大夫 『漢書』百官公卿表によれば、相國丞相・太尉は金印紫綬、御史大夫は銀印青綬、また「凡吏秩比二千石以上、皆銀印青綬、光祿大夫無。秩比六百石以上、皆銅印黑綬、大夫・博士・御史・謁者・郎無。其僕射・御史治書尚符璽者、有印綬。比二百石以上、皆銅印黃綬」とある。『漢書補注』宣帝紀に引く王啟原説は、紫綬・青綬・黑綬を公・卿・大夫に比定する*131。卿は、『論語』郷黨

孔子於郷黨、恂恂如也、似不能言者。其在宗廟・朝廷、便便言、唯謹爾。朝、與下大夫言、侃侃如也。與上大夫言、誾誾如也。

の邢疏に「上大夫、卿也」とあるように、上大夫とも稱される。一方、『漢書』司馬遷傳「僕亦嘗廁下大夫之列」・朱博傳「刺史位下大夫、而臨二千石、輕重不相準、失位次之序」では、『續漢書』百官志によれば六百石の太史令・刺史を下大夫と稱する。青綬・黑綬が上大夫・下大夫となろう*132。

[7] 王制 現行本『禮記』王制篇につき、孔穎達『禮記正義』

王制之作、蓋在秦漢之際。知者、案下文云「有正聽之」、鄭云「漢有正平承、秦所置」。又有「古者以周尺」之言、「今以周尺」之語、則知是周亡之後也。秦昭王亡周、故鄭答臨碩云、「孟子當赧王之際、王制之作、復在其後。」盧植云、「漢孝文皇帝令博士諸生作此王制之書。」

は、これを文帝編纂の『王制』とする盧植説、周王朝斷絶（256BC）後の成立とする鄭玄説を紹介しつつ、「秦漢之際」の成立とする。王鳴盛『十七史商榷』卷十三 / 漢書七 / 文帝王制は、『漢書』藝文志 / 六藝 / 禮「記百三十一篇。（七十子後學者所記也。）」および許慎『說文解字』序「魯恭王*133 壞孔子宅、而得禮記・尚書・春秋・論語・孝經」に據り、現行本『禮記』の藍本たる「記百三十一篇」を漢儒の作品ではないとする。立ち入った議論は控えるが、「古者以周尺八尺爲歩、今以周尺六尺四寸爲歩」はやはり『禮記』王制篇が漢儒の作品であることを明示する。加えて王制篇において封建に關す

*131 『漢書補注』宣帝紀「王啟原曰、吏六百石有罪先請、即周禮議貴之遺意。周官小司寇注、議貴、若今時吏墨綬有罪先請、是也。百官表、秩比六百石以上皆銅印墨綬、先鄭以爲貴者蓋漢制以紫綬爲公、青綬爲卿、墨綬比大夫。六百石比大夫。然有其法而無明文。」

*132 阿部 2018。

*133 『漢書』諸侯王表「魯共王餘 景帝子。（景帝二年 155BC）三月甲寅、立爲淮陽王、二年（景帝三年 154BC）、徙魯、二十八年（元朔元年 128BC）薨。」

る記述が大きな割合を占めていることは、諸侯王が健在であった呉楚七國の亂以前の状況を反映したものと考える。語彙についても前漢に初見するものが散見する。一例だけ挙げておくと「被髮文身」は、『淮南子』原道訓および『戰國策』趙策二 / 武靈王平晝間居に見えるが、後者は『商君書』更法を換骨奪胎したもので、その成立は前漢に降る*134。

[8] 長門 『史記集解』封禪書「徐廣曰、「在霸陵。」駟按、如淳曰「亭名。」・『史記正義』封禪書「括地志云、「久長門故亭在雍州萬年縣東北苑中、後館陶公主長門園、武帝以長門名宮、即此。」

其明年 [1]、新垣平使人持玉杯 [2]、上書闕下 [3] 獻之。平言上曰、「闕下有寶玉氣來者。」已視之、果有獻玉杯者、刻曰「人主延壽 [4]」。平又言「臣候日再中」。居頃之、日卻復中。於是始更以十七年爲元年、令天下大酺 [5]。平言曰、「周鼎亡在泗水中、今河溢通泗、臣望東北汾陰直有金寶氣、意周鼎其出乎。兆見不迎則不至。」於是上使使治廟汾陰 [6] 南、臨河、欲祠出周鼎。人有上書告新垣平所言氣神事皆詐也。下平吏治、誅夷新垣平。自是之後、文帝怠於改正朔服色神明之事 [7]、而渭陽・長門五帝使祠官領、以時致禮、不往焉。

[1] 其明年 『史記』孝文本紀「十七年（163BC）、得玉杯、刻曰「人主延壽」。於是天子始更爲元年、令天下大酺。其歲、新垣平事覺、夷三族。」『漢書』郊祀志も同じく「其明年」の書き出しで十七年に繋けるが、文帝紀「秋九月、得玉杯、刻曰「人主延壽」。令天下大酺、明年改元。」は十六年に繋ける。

[2] 玉杯 『韓非子』喻老

昔者紂爲象箸而箕子怖。以爲象箸必不加於土銅、必將犀玉之杯。象箸玉杯必不羹菽藿、則必旄象豹胎。旄象豹胎必不衣短褐而食於茅屋之下、則錦衣九重、廣室高臺。吾畏其卒、故怖其始。居五年、紂爲肉圃、設炮烙、登糟邱、臨酒池、紂遂以亡。故箕子見象箸以知天下之禍、故曰、「見小曰明。」

に初見。『春秋繁露』に玉杯篇がある。

[3] 闕下 『史記』に初見。

[4] 人主延壽 「人主」は『管子』『荀子』『呂氏春秋』『韓非子』に見える。前3世

*134 吉本 2008。

紀のとりわけ法家において頻用される。「延壽」は『史記』李斯列傳「朕巡天下、禱祠名山諸神以延壽命」に初見する。

[5] 酺 『漢書注』文帝紀 / 呂后八年に「文穎曰、音歩。漢律、三人以上無故群飲酒、罰金四兩、今詔橫賜得令會聚飲食五日也」とある。

(惠文王)三年(296BC)、滅中山、遷其王於膚施。起靈壽、北地方從、代道大通。還歸、行賞、大赦、置酒酺五日、封長子章爲代安陽君。(『史記』趙世家)

(始皇)二十五年(222BC)、…五月、天下大酺。(秦始皇本紀)

二十六年(221BC)、…大酺。(同)

(高后八年180BC)、…下詔曰、「制詔丞相・太尉・御史大夫、聞者諸呂用事擅權、謀爲大逆、欲危劉氏宗廟、賴將相列侯宗室大臣誅之、皆伏其辜。朕初卽位、其赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、酺五日。」(『漢書』文帝紀)

(文帝十六年164BC)秋九月、得玉杯、刻曰「人主延壽」。令天下大酺、明年改元。(同)

後元年(143BC)、…夏、大酺五日、民得酤酒。(『漢書』景帝紀)

後二年(142BC)正月、地一日三動。郅將軍擊匈奴。酺五日。(『史記』孝景本紀)

(元光二年133BC)秋九月、令民大酺五日。(『漢書』武帝紀)

(元朔三年126BC)秋、罷西南夷、城朔方城。令民大酺五日。(同)

元鼎元年(116BC)夏五月、赦天下、大酺五日。(同)

(太初二年103BC)三月、行幸河東、祠后土。令天下大酺五日、饗五日、祠門戶、比臘。(同)

(太始三年94BC)二月、令天下大酺五日。(同)

(元鳳)四年(77BC)春正月丁亥、帝加元服、見于高廟。賜諸侯王、丞相、大將軍、列侯、宗室下至吏民金帛牛酒各有差。賜中二千石以下及天下民爵。毋收四年、五年口賦。三年以前逋更賦未入者、皆勿收。令天下酺五日。(昭帝紀)

(五鳳三年55BC)三月、行幸河東、祠后土。詔曰、「…減天下口錢。赦殊死以下。賜民爵一級、女子百戶牛酒。大酺五日。加賜鰥寡孤獨高年帛。」(宣帝紀)

[6] 汾陰 『漢書』地理志 / 河東郡 / 汾陰縣。

[7] 自是之後文帝怠於改正朔服色神明之事 『史記』孝文本紀「太史公曰、孔子言「必

世然後仁。善人之治國百年、亦可以勝殘去殺」。誠哉是言。漢興、至孝文四十有餘載、德至盛也。廩廩鄉改正服封禪矣、謙讓未成於今。嗚呼、豈不仁哉。」・『史記』曆書「至孝文時、魯人公孫臣以終始五德上書、言「漢得土德、宜更元、改正朔、易服色。當有瑞、瑞黃龍見」。事下丞相張蒼、張蒼亦學律曆、以爲非是、罷之。其後黃龍見成紀、張蒼自黜、所欲論著不成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴幸、後作亂、故孝文帝廢不復問。」
明年、匈奴數入邊、興兵守禦 [1]。後歲少不登 [2]。

[1] 明年匈奴數入邊興兵守禦 『史記』孝文本紀「後二年（162BC）、上曰、「朕既不明、不能遠德、是以使方外之國或不寧息。夫四荒之外不安其生、封畿之內勤勞不處、二者之咎、皆自於朕之德薄而不能遠達也。間者累年、匈奴竝暴邊境、多殺吏民、邊臣兵吏又不能論吾內志、以重吾不德也。夫久結難連兵、中外之國將何以自寧。今朕夙興夜寐、勤勞天下、憂苦萬民、爲之怛惕不安、未嘗一日忘於心、故遣使者冠蓋相望、結軼於道、以論朕意於單于。今單于反古之道、計社稷之安、便萬民之利、親與朕俱棄細過、偕之大道、結兄弟之義、以全天下元元之民。和親已定、始于今年。」

[2] 後歲少不登 『漢書』文帝紀「（後元年 163BC）詔曰、「間者數年比不登、又有水旱疾疫之災、朕甚憂之。愚而不明、未達其咎。意者朕之政有所失而行有過與。乃天道有不順、地利或不得、人事多失和、鬼神廢不享與。何以致此。將百官之奉養或費、無用之事或多與。何其民食之寡乏也。夫度田非益寡、而計民未加益、以口量地、其於古猶有餘、而食之甚不足者、其咎安在。無乃百姓之從事於末以害農者蕃、爲酒醪以靡穀者多、六畜之食焉者眾與。細大之義、吾未能得其中。其與丞相列侯吏二千石博士議之、有可以佐百姓者、率意遠思、無有所隱。」

數年 [1] 而孝景 [2] 卽位。十六年 [3]、祠官各以歲時祠如故、無有所興、至今天子。

[1] 數年 『史記』孝文本紀「後七年（157BC）六月己亥、帝崩於未央宮。」

[2] 孝景 『漢書』景帝紀「（中）六年（144BC）冬十月、行幸雍、郊五時」に景帝の郊祭が見える。『史記』孝景本紀は「中六年（144BC）二月己卯、行幸雍、郊見五帝」に作る。『史記志疑』はこれを誤りとするがその根拠は示さない。張培瑜 1997 によれば、景帝中六年二月は建子四月にあたる。文帝十五年（165BC）・十六年（164BC）の五帝祠がともに夏四月であり、これが『春秋經』の夏四月の郊に基づくと思われることは上述の如くだが、實は顛頊曆の建寅四月は建子六月である。景帝中六年二月の五帝祠は、

『春秋經』が建子暦を用いることが氣づれた結果、文帝期の建寅四月を建子四月（建寅二月）に改めたものとなろう。『史記』儒林列傳によれば、董仲舒・胡毋生が博士に登用されたのが、景帝の時である。そのことと無関係ではあるまい。

なお、封禪書下文（元光二年 133BC）に「明年、今上初至雍、郊見五時。後常三歲一郊」とあり、『漢書』武帝紀に見える雍五時・甘泉泰時は以下の如くである。

元光二年 133BC	冬十月、行幸雍、祠五時。
元狩元年 122BC	冬十月、行幸雍、祠五時。獲白麟、作白麟之歌。
二年 121BC	冬十月、行幸雍、祠五時。
元鼎四年 113BC	冬十月、行幸雍、祠五時。
五年 112BC	冬十月、行幸雍、祠五時。…十一月辛巳朔旦、冬至。立泰時于甘泉。天子親郊見、朝日夕月。
元封二年 109BC	冬十月、行幸雍、祠五時。
四年 107BC	冬十月、行幸雍、祠五時。
五年 106BC	夏四月、…還幸甘泉、郊泰時。
天漢元年 100BC	春正月、行幸甘泉、郊泰時。
太始四年 93BC	十二月、行幸雍、祠五時、西至安定、北地。
後元元年 88BC	春正月、行幸甘泉、郊泰時、…二月、詔曰、「朕郊見上帝、巡于北邊、見群鶴留止、以不羅罔、靡所獲獻。薦于泰時、光景竝見。其赦天下。」

元光～元封は冬十月、天漢～後元は春正月の年始がほとんどで、『呂氏春秋』孟春紀「是月也、天子乃以元日祈穀於上帝」に相當し、上述の秦代の郊祭と同じである。上掲『詩』周頌 / 噫嘻につき、蔡邕『獨斷』卷上に「噫嘻一章八句、春夏祈穀於上帝之所歌也」とあり、陳壽祺・陳喬樞『魯詩遺說考』卷六之一はこれを魯詩説とする。上掲の毛詩説と同様であったことが窺われる。武帝期における魯詩學派の登用に伴い、春秋説の「夏親郊」を退け、詩説の「春」を、建寅正月を年始と読み換えた上で採用したものであろう。春秋説が退けられたのは一つには、これが天子の禮を準用するとはいえ諸侯たる魯の禮だったからであろう。

[3] 十六年 『史記』孝景本紀「(後三年 141BC 正月) 甲子、孝景皇帝崩。」

結語

『史記』を分析する際に留意すべきは、原資料の多様性と編纂の重層性である。『史記』戦國部分の秦関係の記述について、秦本紀・秦始皇本紀⇒秦關係列傳⇒六國年表という大まかな先後関係において系統を異にする秦系資料が段階的に投入されていったことをかつて論じたが*135、封禪書についてもこの圖式は妥当する。

まず秦本紀・秦始皇本紀は、秦年代記の形式を採る原資料に、他の文獻や、人物の發言を含む文書や説話を挿入することによって編集されている*136。封禪書に關聯するのは、秦襄公・文公・宣公・獻公および始皇帝・二世皇帝に關する記述である。留意すべきは、まず、獻公期について秦金徳説を構築する事件がすでに秦本紀に配置されていることである。秦金徳説は秦惠文王稱王（325BC）を正統化するものであり、昭襄王十九年（288BC）の稱帝の頃にはその役割をすでに滅殺していた。秦本紀が用いた秦年代記が、秦惠文王期に遡る材料を利用しえたことを推測させる。この推測は以下の事例によっても傍證される。すなわち、秦本紀孝公二十年（342BC）に「二十年、諸侯畢賀」とあるが、中山が齊宣王の燕侵攻（316BC*137）に參戰したことを記す中山王響方壺（12455）*138に「諸侯皆賀」と見える。「諸侯畢賀」は當時の常用表現となろう。さらに惠文王四年（334BC）「四年、天子致文武胙」は、秦封宗邑瓦書*139の大事紀年「四年、周天子使卿大夫辰來致文武之胙（胙）」を節略したものとなる。秦本紀が用いた秦年代記が同時代的な材料を保存していることが了解されよう。

この秦年代記には獻公までの秦の時設置などが見えるわけだが、同じ事件に關する記述において秦本紀と封禪書で若干の文字の異同があること、さらに封禪書に秦靈公の吳陽上時や獻公の畦時など秦本紀に見えない記述があることから、秦年代記に用いられた原資料が新たに投入され、封禪書の編纂に用いられたことが推測される。

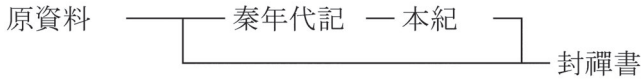
*135 吉本 1996・2000。

*136 『漢書』藝文志 / 六藝 / 春秋「奏事二十篇。（秦時大臣奏事、及刻石名山文也。）」

*137 齊宣王の燕侵攻の年代については、吉本 1998b を見よ。

*138 張守中 1981。

*139 王輝・王偉 2014。



ついで秦始皇本紀については、方士の登場する説話資料が多数用いられているが、それら説話資料は封禪書には直接には用いられない。まずは方士の個人名が封禪書には一切見えない。他方、鄒衍の五徳終始説、齊の八神、始皇帝期の全国の祭祀一覽などの概括的記述が収められる。また、秦始皇の封禪に対する儒生の批判は封禪書にしか見えない。封禪書の始皇帝の部分に方士が具体的に登場しないことは、文帝および武帝期の部分とは好対照というべきである。太史公自序に

受命而王、封禪之符罕用、用則萬靈罔不禋祀。追本諸神名山大川禮、作封禪書第六。とあるように、封禪書の目的はまずは「諸神名山大川禮」の淵源を記述することにあつた。文帝・武帝期の方士が國家祭祀の構築に大きく關與したのに對し^{*140}、始皇帝期の方士は海中の神仙から不死之藥を得ることに特化していた。封禪書のかれらに對する記述が簡單であることの一つの説明となろうが、それ以前に秦始皇本紀ですでに十分に記述していたため、封禪書に重複することを嫌ったことがより大きな要因であろう。

ここであらためて強調したいのが、秦始皇本紀における方士關係説話の豊富さである。秦始皇本紀の記述内容は、秦年代記に由來するものを除けば、賈誼の過秦論など『史記』に先立つ前漢前期の言説にほとんど認められる。『趙正書』は秦始皇本紀とは全く印象を異にする始皇帝や李斯の姿を描く。餘り認知されてはいないが、秦始皇本紀と呂不韋列傳・李斯列傳の間にもかなりの相違や矛盾がある。要するに、前漢前期に統一秦に關する言説が奔放に發展し、『史記』はそれら先行する言説を取捨選擇しえたのである。

ところが、方士關係の記述は、『史記』以前にはほとんど認められない。上述の如く、『淮南子』および『史記』淮南衡山列傳にわすかに見えるだけなのである。この事實は、『史記』が方士關聯の記述を獨自に獲得し、意識的に用いたことを示している。『史記』

*140 文帝十六年の涇陽五帝廟は新垣平の進言に基づく。武帝につき、封禪書は篇末に「今天子所興祠、太一、后土、三年親郊祠、建漢家封禪、五年一脩封。薄忌太一及三一、冥羊、馬行、赤星、五[牀]、寬舒之祠官以歲時致禮。凡六祠、皆太祝領之」とまとめる。薄忌(亳人謬忌)の提案した長安太一祠が特筆されているほか、封禪は公孫卿ら方士の進言を採用している。

のそうしたあり方を支えたものは、容易に豫測されるところだが、司馬談・司馬遷父子の個人的な経歴に關わる。最後にこのことを確認しておこう。

第一に、太史令の職責である。

奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年更名太常。屬官有太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令丞、(『漢書』百官公卿表)

太史令一人、六百石。本注曰、掌天時・星曆。凡歲將終、奏新年曆。凡國祭祀・喪・娶之事、掌奏良日及時節禁忌。凡國有瑞應・災異、掌記之。

太祝令一人、六百石。本注曰、凡國祭祀、掌讀祝、及迎送神。

太宰令一人、六百石。本注曰、掌宰工鼎俎饌具之物。凡國祭祀、掌陳饌具。

大(子)〔予〕樂令一人、六百石。本注曰、掌伎樂。凡國祭祀、掌請奏樂、及大饗用樂、掌其陳序。(『續漢書』百官志)

に認められるように、國家祭祀は太常に屬する太史令・太祝令・太宰令・太樂令がこれを實務的に擔當した。司馬談についていえば、封禪書

其明年(元鼎四年 113BC)冬、天子郊雍、議曰、「今上帝朕親郊、而后土無祀、則禮不答也。」有司與太史公・祠官寬舒議、「天地牲角繭栗。今陛下親祠后土、后土宜於澤中園丘爲五壇、壇一黃犢太牢具、已祠盡瘞、而從祠衣上黃。」於是天子遂東、始立后土祠汾陰睢丘、如寬舒等議。上親望拜、如上帝禮。

(元鼎五年 112BC)十一月辛巳朔旦冬至、昧爽、天子始郊拜太一。…太史公、祠官寬舒等曰、「神靈之休、祐福兆祥、宜因此地光域立太時壇以明應。令太祝領、秋及臘間祠。三歲天子一郊見。」

に后土・太一の祭祀につき具體的に提言し、それが採用されたことが見え、ついで、太史公自序に

是歲(元封元年 110BC)天子始建漢家之封、而太史公留滯周南、不得與從事、故發憤且卒。

とある。封禪書に「三月、遂東幸緱氏、禮登中嶽太室」とあり、泰山封禪に先だち、武帝は中嶽太室山を祀った。扈從した司馬談はここで病を發し、「周南」に止まることとなったのであろう。

第二に、司馬談の経歴である。太史公自序に

太史公學天官於唐都、受易於楊何、習道論於黃子。太史公仕於建元元封之間、愍學者之不達其意而師悖、乃論六家之要指曰、

とある。唐都は、

至今上即位、招致方士唐都、分其天部。而巴落下閔運算轉曆、然後日辰之度與夏正同。(曆書)

夫自漢之爲天數者、星則唐都、氣則王朔、占歲則魏鮮。(天官書)

と、方士であり占星術の第一人者であった。

ついで楊何は、

孔子傳易於瞿、瞿傳楚人馯臂子弘、弘傳江東人矯子庸疵、疵傳燕人周子家豎、豎傳淳于人光子乘羽、羽傳齊人田子莊何、何傳東武人王子中同、同傳菑川人楊何。何元朔中(128-123BC)以治易爲漢中大夫。(仲尼弟子列傳)

自魯商瞿受易孔子、孔子卒、商瞿傳易、六世至齊人田何、字子莊、而漢興。田何傳東武人王同子仲、子仲傳菑川人楊何。何以易、元光元年(134BC)徵、官至中大夫。(儒林列傳)

と、易學の第一人者である。『易』は儒學の經典だが、同時に「卜筮之書」でもある。司馬談が唐都・楊何に師事したのは、太史令としての職責上の必要からであろう。太史令が術數一般に通じたことは、『漢書』藝文志

詔光祿大夫劉向校經傳諸子詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、侍醫李柱國校方技。

に窺われる。

ついで黃子は、儒林列傳

清河王太傅轅固生者、齊人也。以治詩、孝景時爲博士。與黃生爭論景帝前。黃生曰、「湯武非受命、乃弑也。」轅固生曰、「不然。夫桀紂虐亂、天下之心皆歸湯武、湯武與天下之心而誅桀紂、桀紂之民不爲之使而歸湯武、湯武不得已而立、非受命爲何。」黃生曰、「冠雖敝、必加於首。履雖新、必關於足。何者、上下之分也。今桀紂雖失道、然君上也。湯武雖聖、臣下也。夫主有失行、臣下不能正言匡過以尊天子、反因過而誅之、代立踐南面、非弑而何也。」轅固生曰、「必若所云、是高帝代秦即天子之位、非邪。」於是景帝曰、「食肉不食馬肝、不爲不知味。言學者無言湯武受命、不爲愚。」

遂罷。是後學者莫敢明受命放殺者。

の黃生であり*141、黃老思想を奉じたことで黃子・黃生と通稱されたのであろう。湯武の放伐を弑君に非ずとして肯定することは、『孟子』梁惠王下

齊宣王問曰、「湯放桀、武王伐紂、有諸。」孟子對曰、「於傳有之。」曰、「臣弑其君、可乎。」曰、「賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之一夫。聞誅一夫紂矣、未聞弑君也。」

に見える。對するに、『莊子』雜篇 / 盜跖

湯放其主、武王殺紂。自是之後、以強陵弱、以眾暴寡。湯・武以來、皆亂人之徒也。は、湯武の放伐こそが亂世の始まりとして、これを糾弾するのである。黃生の主張は『莊子』の流れを汲むものであり、黃老思想が道家の發展形であることを示す。

要するに司馬談は、術數・黃老という知的環境を同時代の方士と共有していたのであり、それえゆえに方士の主張を正確に理解し得た。司馬談の知見が封禪書に反映していたことは容易に推測される。

第三に、司馬遷の經歷*142である。太史公自序に

(景帝中五年 145BC) 遷生龍門、耕牧河山之陽。(建元五年 136BC) 年十歲則誦古文。(元朔三年 126BC) 二十而南游江・淮、…於是遷仕爲郎中、奉使西征巴・蜀以南、南略邛・笮・昆明、還報命。是歲(元封元年 110BC) 天子始建漢家之封、とある。司馬遷が出仕した年次は不明だが、封禪書

太史公曰、余從巡祭天地諸神名山川而封禪焉。入壽宮侍祠神語、究觀方士祠官之意、於是退而論次自古以來用事於鬼神者、具見其表裏。後有君子、得以覽焉。若至俎豆珪幣之詳、獻酬之禮、則有司存。

によれば、元鼎元年(116BC)の「壽宮」の祭祀に扈從していたことは確かである*143。封禪書「是歲(元鼎四年 113BC)、天子始巡郡縣、侵尋於泰山矣」に見るように、武帝の祭祀への傾倒が顕著となるのが、元鼎四年である。司馬遷は遅くとも元鼎元年までに、

*141 『史記集解』太史公自序「徐廣曰、儒林傳曰黃生、好黃老之術。」

*142 鄭鶴聲 1957。

*143 『漢書』司馬遷傳に引く任安への書簡に「僕賴先人緒業、得待罪輦轂下、二十餘年矣」とある。この書簡は任安が戾太子の亂に關係して處刑された征和二年(91BC)のものであり、司馬遷出仕の上限は元狩四年(119BC)となる。

郎中として武帝に仕え、元封三年（108BC）に太史令に就任する。太初元年（104BC）の改暦を経て、天漢三年（98BC）、李陵の禍を以て太史令を罷免される。封禪書の記述がこの天漢三年を以て終わっているのは偶然ではない。封禪書の元鼎元年以降の記述は、司馬遷自身が当事者として目睹したことなのである。

こうした次第で、司馬遷は武帝期の國家祭祀に当事者として關與し、方士・祠官の實態を熟視することとなった。司馬談・司馬遷は太史令として「祠官」の一員であった。封禪書に

今上封禪、其後十二歲而還、遍於五岳・四瀆矣。而方士之候祠神人、入海求蓬萊、終無有驗。而公孫卿之候神者、猶以大人之跡爲解、無有效。天子益怠厭方士之怪迂語矣、然羈縻不絕、冀遇其眞。自此之後、方士言神祠者彌眾、然其效可睹矣。

とあるように、司馬遷はやはり同時代の方士に對し批判的である。そのことが遡って始皇帝の方士に關する記述を充實させる動機となったのであろう。始皇帝期の方士に關する傳承は、あるいは司馬談が同僚であった祠官寬舒から得たものであろう。寬舒は、封禪書に

居久之、李少君病死。天子以爲化去不死、而使黃鍾史寬舒受其方。

とあるように、齊の八神のうち月主・陽主のあった黃縣・腫縣あたり、齊の海上の出身で、李少君の方術を傳受された。要するに方士出身で、出仕して祠官に轉じた人物である。

始皇帝は傳統的には焚書坑儒による文明の破壊者、惡魔的な存在として描かれ、そのイメージは今日もお拂拭されていないが、その根據の一つとなる秦始皇本紀における方士に關する過剰な記述は、司馬遷の個人的な動機に強く支えられたものといわざるを得ない。秦始皇本紀・封禪書の史料的偏向を認知した上での、始皇帝についての「大きな物語」の再構築が要請されよう。

附録 武帝

本文中で封禪書の武帝期に關する記述を引用した。それぞれの記事の年次について確認しておく。

今天子初卽位、尤敬鬼神之祀。元年 [1]、漢興已六十餘歲矣、天下艾安、搢紳之屬皆望天子封禪改正度也、而上鄉儒術、招賢良、趙綰・王臧等以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯。草巡狩封禪改曆服色事未就。會竇太后治黃老言、不好儒術、使人徵伺得趙綰等姦利事、召案綰・臧、綰・臧自殺 [2]、諸所興爲皆廢。後六年 [3]、竇太后崩。其明年 [4]、徵文學之士公孫弘等。

[1] 『漢書』武帝紀「建元元年（140BC）冬十月、詔丞相・御史・列侯・中二千石、二千石・諸侯相舉賢良方正直言極諫之士。丞相綰奏、「所舉賢良、或治申・商・韓非・蘇秦・張儀之言、亂國政、請皆罷。」奏可。…議立明堂。遣使者安車蒲輪、束帛加璧、徵魯申公。」

[2] 綰臧自殺 『漢書』武帝紀「（建元）二年（139BC）冬十月、御史大夫趙綰坐請毋奏事太皇太后、及郎中令王臧皆下獄、自殺。丞相嬰・太尉蚡免。」

[3] 後六年 『漢書』武帝紀「（建元六年 135BC）五月丁亥、太皇太后崩。」

[4] 明年 『漢書』武帝紀「（元光元年 134BC）五月、詔賢良曰、…於是董仲舒、公孫弘等出焉。」

明年、今上初至雍、郊見五時。後常三歲一郊。…

『漢書』武帝紀「（元光）二年（133BC）冬十月、行幸雍、祠五時。」

亳人謬忌奏祠太一方、…

下文に「其明年」の書き出しで元狩元年（122BC）の事件を記すので、元朔六年（123BC）となる。

其後、天子苑有白鹿、以其皮爲幣、以發瑞應、造白金焉。

『漢書』武帝紀に「（元狩）四年（119BC）冬、有司言關東貧民徙隴西・北地・西河・上郡・會稽凡七十二萬五千口、縣官衣食振業、用度不足、請收銀錫造白金及皮幣以足用。初算緡錢」とある。「其後」の書き出しをもつ部分は、直前の記述に附加されたものであり、次節の「其明年」は「亳人謬忌奏祠太一方」を承ける。

其明年、郊雍、獲一角獸、若麇然。…

『漢書』武帝紀「元狩元年（122BC）冬十月、行幸雍、祠五時。獲白麟、作白麟之歌。」於是 [1] 濟北王 [2] 以爲天子且封禪、乃上書獻太山及其旁邑、天子以他縣償之。常山王 [3] 有罪、遷、天子封其弟於眞定 [4]、以續先王祀、而以常山爲郡、然后五岳皆

在天子之（邦）〔郡〕。

[1] 於是 下文「其明年」が元狩四年（119BC）に推算されるので、元狩三年（120BC）の事件となる。

[2] 濟北王 『漢書』諸侯王表「濟北 …孝景六年（151BC）、成王胡嗣、五十四年（天漢三年 98BC）薨。」

[3] 常山王 『漢書』諸侯王表「常山憲王舜 景帝子。中五年三月丁巳立、三十二年薨。元鼎三年（114BC）、王勃嗣、坐憲王喪服姦、廢徙房陵。」

[4] 眞定 『漢書』諸侯王表「眞定 元鼎三年（114BC）、頃王平以憲王子紹封、二十五年（征和三年 90BC）薨。」

其明年、齊人少翁以鬼神方見上。…

下文「居歲餘」（元狩六年 117BC）より「歲餘」遡って元狩四年（119BC）となる。

居歲餘、其方益衰、神不至。…

下文「文成死明年」（元鼎元年 116BC）の前年、元狩六年（117BC）となる。

其後則又作柏梁 [1]・銅柱・承露 [2] 仙人掌之屬矣。

[1] 柏梁 『漢書』武帝紀「（元鼎二年 115BC）春、起柏梁臺。」

[2] 承露 『史記集解』「蘇林曰、「仙人以手掌擎盤承甘露也。」・『史記索隱』「三輔故事曰「建章宮承露盤高三十丈、大七圍、以銅爲之。上有仙人掌承露、和玉屑飲之」。故張衡賦曰「立脩莖之仙掌、承雲表之清露」是也。」

文成死明年、天子病鼎湖甚、巫醫無所不致、不愈。游水發根言上郡有巫、病而鬼神下之。

上召置祠之甘泉。及病、使人問神君。神君言曰、「天子無憂病。病少愈、彊與我會甘泉。」

於是病愈、遂起、幸甘泉、病良已。大赦、置壽宮神君。 …

『漢書』武帝紀に「元鼎元年（116BC）夏五月、赦天下、大酺五日」とある。武帝が鼎湖で病んだことは、『史記』酷吏列傳

上幸鼎湖、病久、已而卒起幸甘泉、道多不治。上怒曰、「縱以我爲不復行此道乎。」

嘆之。至冬、楊可方受告緡、縱以爲此亂民、部吏捕其爲可使者。天子聞、使杜式治、

以爲廢格沮事、棄縱市。後一歲、張湯亦死。

に見え、張湯の死（『史記』漢興以來將相名臣年表 / 元鼎二年「湯有罪、自殺。」）の前年なので元鼎元年となる。

其後三年、有司言元宜以天瑞命、不宜以一二數。一元曰「建」、二元以長星曰「光」、三元〔以□□曰「朔」、四元〕以郊得一角獸曰「狩」云。

元鼎三年（114BC）。「三元」は元朔であり、字句の誤脱が推定される。辛德勇 2013 に従い補う。

其明年冬、天子郊雍、議曰、「今上帝朕親郊、而后土無祀、則禮不答也。」有司與太史公、祠官寬舒議、「天地牲角繭栗。今陛下親祠后土、后土宜於澤中園丘爲五壇、壇一黃犢太牢具、已祠盡瘞、而從祠衣上黃。」於是天子遂東、始立后土祠汾陰脽丘、如寬舒等議。上親望拜、如上帝禮。禮畢、天子遂至滎陽而還。過雒陽、下詔曰、「三代邈絕、遠矣難存。其以三十里地封周後爲周子南君、以奉其先祀焉。」是歲、天子始巡郡縣、侵尋於泰山矣。

…

『漢書』武帝紀「（元鼎）四年（113BC）冬十月、行幸雍、祠五時。賜民爵一級、女子百戶牛酒。行自夏陽、東幸汾陰。十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上。禮畢、行幸滎陽。還至洛陽、詔曰、「祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、觀于周室、邈而無祀。詢問耆老、乃得孽子嘉。其封嘉爲周子南君、以奉周祀。」

上遂郊雍、至隴西、西登崆峒、幸甘泉。…

『漢書』武帝紀「（元鼎）五年（112BC）冬十月、行幸雍、祠五時。遂踰隴、登空同、西臨祖厲河而還。」

其冬、公孫卿候神河南、言見僊人跡緱氏城上、有物如雉、往來城上。天子親幸緱氏城視跡。…

『漢書』武帝紀「（元鼎六年 111BC）行東、將幸緱氏。」

其來年冬、上議曰、「古者先振兵澤旅、然后封禪。」乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭黃帝冢橋山、釋兵須如。上曰、「吾聞黃帝不死、今有冢、何也。」或對曰、「黃帝已僊上天、群臣葬其衣冠。」既至甘泉、爲且用事泰山、先類祠太一。…

『漢書』武帝紀「元封元年（110BC）冬十月、詔曰、「南越・東甌咸伏其辜、西蠻北夷頗未輯睦、朕將巡邊垂、擇兵振旅、躬秉武節、置十二部將軍、親帥師焉。」行自雲陽、北歷上郡・西河・五原、出長城、北登單于臺、至朔方、臨北河。勒兵十八萬騎、旌旗徑千餘里、威震匈奴。遣使者告單于曰、「南越王頭已懸於漢北闕矣。單于能戰、天子自將待邊。不能、亟來臣服。何但亡匿幕北寒苦之地爲。」匈奴讐焉。還、祠黃帝於橋山、

乃歸甘泉。」

其來年冬、郊雍五帝。…

『漢書』武帝紀「(元封)二年(109BC)冬十月、行幸雍、祠五時。」

其明年、伐朝鮮。…

元封三年(108BC)。

其明年、上郊雍、通回中道、巡之。春、至鳴澤、從西河歸。

『漢書』武帝紀「(元封)四年(107BC)冬十月、行幸雍、祠五時。通回中道、遂北出蕭關、歷獨鹿·鳴澤、自代而還、幸河東。春三月、祠后土。詔曰、「朕躬祭后土地祇、見光集于靈壇、一夜三燭。幸中都宮、殿上見光。其赦汾陰、夏陽、中都死罪以下、賜三縣及楊氏皆無出今年租賦。」

其明年冬、上巡南郡、至江陵而東。登禮灋之天柱山、號曰南岳。浮江、自尋陽出樅陽、過彭蠡、禮其名山川。北至琅邪、竝海上。四月中、至奉高脩封焉。…

『漢書』武帝紀「(元封)五年(106BC)冬、行南巡狩、至于盛唐、望祀虞舜于九嶷。登灋天柱山、自尋陽浮江、親射蛟江中、獲之。舳艫千里、薄樅陽而出、作盛唐樅陽之歌。遂北至琅邪、竝海、所過禮祠其名山大川。春三月、還至泰山、增封。甲子、祠高祖于明堂、以配上帝、因朝諸侯王列侯、受郡國計。夏四月、詔曰、「朕巡荊揚、輯江淮物、會大海氣、以合泰山。上天見象、增修封禪。其赦天下。所幸縣毋出今年租賦、賜鰥寡孤獨帛、貧窮者粟。」還幸甘泉、郊泰時。」

其後二歲、十一月甲子朔旦冬至、推曆者以本統。天子親至泰山、以十一月甲子朔旦冬至日祠上帝明堂、毋脩封禪。其贊饗曰、「天增授皇帝太元神策、周而復始。皇帝敬拜太一。」東至海上、考入海及方士求神者、莫驗、然益遣、冀遇之。十一月乙酉、柏梁災。十二月甲午朔、上親禪高里、祠后土。臨勃海、將以望祀蓬萊之屬、冀至殊廷焉。…

『漢書』武帝紀「太初元年(104BC)冬十月、行幸泰山。十一月甲子朔旦、冬至、祀上帝于明堂。乙酉、柏梁臺災。十二月、禪高里、祠后土。東臨勃海、望祠蓬萊。春還、受計于甘泉。二月、起建章宮。夏五月、正曆、以正月爲歲首。色上黃、數用五、定官名、協音律。遣因杅將軍公孫敖築塞外受降城。秋八月、行幸安定。遣貳師將軍李廣利發天下謫民西征大宛。蝗從東方飛至敦煌。」

其明年、有司上言雍五時無牢熟具、芬芳不備。…

太初二年（103BC）。

其明年、東巡海上、考神僊之屬、未有驗者。…

『漢書』武帝紀「（太初）三年（102BC）春正月、行東巡海上。夏四月、還、修封泰山、禪石闕。」

其後五年、復至泰山脩封。還過祭恆山。…

『漢書』武帝紀「（天漢三年 98BC）三月、行幸泰山、修封、祀明堂、因受計。還幸北地、祠常山、瘞玄玉。夏四月、赦天下。行所過毋出田租。」

引用文獻

[日文]

阿部幸信 2018 「漢朝の「統治階級」について：前漢期における變遷を中心に」（『中央大學文學部紀要（史學）』63、

金谷治 1987 『管子の研究：中國古代思想史の一面』、岩波書店。

狩野直禎・西脇常記 1987 『漢書郊祀志』、平凡社。

鎌田重雄 1962 「秦三十六郡」、『秦漢政治制度の研究』、日本學術振興會。

栗原朋信 1960 「史記の秦始皇本紀に關する二・三の研究」、『秦漢史の研究』、吉川弘文館。

新城新藏 1928 『東洋天文學史研究』、弘文堂書房。

津田左右吉 1926 「漢代政治思想の一面」、『滿鮮地理歷史研究報告』11。

——1930 「前漢の儒教と陰陽說」、『滿鮮地理歷史研究報告』12。

——1950 『儒教の研究』2、岩波書店。

——1965 『津田左右吉全集』17、岩波書店。

福永光司 1954 「封禪說の形成—封禪說と神僊說—」。『東方宗教』6。

——1987 『道教思想史研究』、岩波書店。

箭内互 1925 「秦漢の受命と五行說」、『史學雜誌』36-4。

吉本道雅 1992 「檀弓考」、『古代文化』44-5。

——1995 「曲禮考」、『中國古代禮制研究』、京都大學人文科學研究所。

——1996 「史記原始—戰國期—」、『立命館文學』547。

——1998a 「秦趙始祖傳說考」、『立命館東洋史學』21。

——1998b 「史記戰國紀年考」、『立命館文學』556。

——2000 「商君變法研究序說」、『史林』83-4。

——2002a 「左傳成書考」、『立命館東洋史學』25。

——2002b 「墨子小考」、『立命館文學』577。

——2003a 「春秋三傳小考」（『東亞文史論叢』2003。

——2003b 「墨子兵技巧諸篇小考」、『東洋史研究』62-2。

——2004 「周禮小考」、『中國古代史論叢』。

——2005 「緇衣小考」、『金啓蔭先生逝世周年紀念文集』、東亞歷史文化研究會。

——2006 「春秋紀年表」、『東亞文史論叢』2006。

——2007a 「中國古代における華夷思想の成立」、『中國東アジア外交交流史の研究』、京都大學學

術出版會。

- 2007b 「山海經研究序説」、『京都大學文學部研究紀要』46。
- 2007c 「『左傳』と西周史」、『中國古代史論叢』4。
- 2007d (孫正軍譯)「睡虎地秦簡年代考—附論日本中國古代史研究的現状」、北京與京都—架設中日的知識橋梁北京大學與京都大學第二次人文學術研討會。
- 2008 「東胡考」、『史林』91-2。
- 2009 「中國先秦時代の羌」、『中國古代史論叢』6。
- 2013 「清華簡繫年考」『京都大學文學部研究紀要』52。
- 2016 『出土文獻に基づく左傳學の再構築』、科研費報告書。
- 2017 「睡虎地秦簡年代考—日本における中國古代史研究の現状に寄せて—」、『中國古代史論叢』9。
- 2021a 「『史記』の秦史認識」、『秦帝國的誕生、古代史研究のクロスロード』、六一書房。
- 2021b 「孔子世家疏證」『京都大學文學部研究紀要』60。
- 2021c 「『中華帝國』以前」、『岩波講座世界歴史』5、岩波書店。
- 2022 「孟子考」、『京都大學文學部研究紀要』61。
- 劉信芳 2006 (大櫛敦弘・遠藤隆俊譯)「曾侯乙墓衣箱上の宇宙圖式」、『高知大學學術研究報告(人文科學編)』55。
- [中文]
- 北京大學出土文獻研究所 2019 『北京大學藏西漢竹書(參)』、上海古籍出版社。
- 陳夢家 1947 「堯典爲秦官本尚書說」、『清華學報』14-1。
- 1957 『尚書通論』、商務印書館。
- 陳奇猷 2003 『呂氏春秋新校釋』、上海古籍出版社。
- 顧頡剛 1935 「五德終始說下的政治和歷史」、『古史辨』5、樸社。
- 1963 「黃帝」、『史林雜識初編』、中華書局。
- 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系 1995 『望山楚簡』、中華書局。
- 黎翔鳳編・梁雲華整理 2004 『管子校注』、中華書局。
- 馬敘倫 1930 『莊子義證』、商務印書館。
- 錢穆 1935 「評五德終始說下的政治和歷史」、『古史辨』5、樸社。
- 1956 『先秦諸子繫年』、香港大學出版社。
- 1958 「周官著作時代考」、『兩漢經學今古文平議』、新亞研究所。
- 1962 『史記地名考』、香港太平書局。
- 裘錫圭主編、湖南省博物館・復旦大學出土文獻與古文字研究中心編 2014 『長沙馬王堆漢墓帛書集成』伍、中華書局。
- 史黨社 2021 『秦祭祀研究』、西北大學出版社。
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 1990 『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社。
- 孫宗賢・黃克智 2018 「秦漢五時原及五時地望的考古學觀察」、『湖南省博物館館刊』2018。
- 王輝・王偉 2014 『秦出土文獻編年訂補』、三秦出版社。
- 吳方浪 2019 「服飾文化與君臣權鬪、漢初服色“外黑內赤”新論」、『古代文明』13-2。
- 吳鎮烽編 2012 『商周青銅器銘文暨圖像集成』、上海古籍出版社。
- 辛德勇 2013 『建元與改元、西漢新莽年號研究』、中華書局。
- 2022 「秦以十月爲歲首的開始時間」、『澎湃新聞』2022.3.28。

- 辛怡華 2018 「血池遺址與雍地五時及相關問題」、《湖南省博物館館刊》2018。
- 楊寬 1941 「中國上古史導論」、《古史辨》7 上、開明書店。
- 2001 《戰國史料編年輯證》、上海人民出版社。
- 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組 2006 《張家山漢墓竹簡 [二四七號墓]》、文物出版社。
- 張培瑜 1997 《三千五百年曆日天象》、大象出版社。
- 張守中 1981 《中山王響器文字編》、中華書局。
- 鄭鶴聲 1957 《司馬遷年譜》、商務印書館。
- 子居 2008 「上博二《容成氏》再編連」、復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2008 年 6 月 7 日。